

平成20年9月8日 開 会

平成20年9月26日 閉 会

平成20年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月8日(月曜日)第1号

| | |
|-------------------------------|----|
| 議事日程..... | 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 5 |
| 欠席議員..... | 6 |
| 説明のため出席した者の職氏名..... | 6 |
| 職務のため出席した事務局職員の職氏名..... | 6 |
| 開 会(午前10時00分)..... | 7 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について..... | 7 |
| 日程第2 会期の決定について..... | 7 |
| 日程第3 諸般の報告..... | 7 |
| 日程第4 発議第9号及び日程第5 発議第10号..... | 7 |
| 久保田 均議会運営委員長提案説明..... | 7 |
| 日程第6 質 疑(発議第9号及び発議第10号)..... | 8 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 8 |
| 久保田 均議会運営委員長答弁..... | 8 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 9 |
| 久保田 均議会運営委員長答弁..... | 9 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 9 |
| 休 憩(午前10時12分)..... | 9 |
| 再 開(午前10時14分)..... | 9 |
| 久保田 均議会運営委員長答弁..... | 9 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 9 |
| 久保田 均議会運営委員長答弁..... | 10 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 10 |
| 久保田 均議会運営委員長答弁..... | 11 |
| 日程第7 討 論(発議第9号及び発議第10号)..... | 11 |
| 12番 寺町知正議員反対討論..... | 11 |
| 日程第8 採 決(発議第9号及び発議第10号)..... | 13 |
| 日程第9 報第5号から日程第15 議第60号まで..... | 13 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 平野市長提案説明..... | 13 |
| 日程第16 質 疑（承第7号から議第60号まで）..... | 17 |
| 日程第17 討 論（承第7号から議第60号まで）..... | 17 |
| 日程第18 採 決（承第7号から議第60号まで）..... | 18 |
| 日程第19 議第61号から日程第31 議第71号まで..... | 18 |
| 平野市長提案説明..... | 19 |
| 散 会（午前11時02分）..... | 23 |

9月16日（火曜日）第2号

| | |
|-------------------------------|----|
| 議事日程..... | 25 |
| 本日の会議に付した事件..... | 26 |
| 出席議員..... | 28 |
| 欠席議員..... | 28 |
| 説明のため出席した者の職氏名..... | 28 |
| 職務のため出席した事務局職員の職氏名..... | 28 |
| 開 議（午前10時00分）..... | 29 |
| 日程第1 質 疑（議第61号から議第71号まで）..... | 29 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 29 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 29 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 30 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 30 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 30 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 31 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 31 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 31 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 31 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 32 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 33 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 33 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 34 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 34 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 35 |

| | |
|--------------------|----|
| 松影市民環境部長答弁..... | 36 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 36 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 37 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 38 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 38 |
| 嶋井副市長答弁..... | 39 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 39 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 40 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 40 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 40 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 40 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 41 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 41 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 41 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 42 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 42 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 43 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 43 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 43 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 44 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 44 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 45 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 45 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 46 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 47 |
| 土井産業経済部長答弁..... | 47 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 47 |
| 土井産業経済部長答弁..... | 47 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 48 |
| 土井産業経済部長答弁..... | 48 |
| 休 憩（午前11時05分）..... | 49 |
| 再 開（午前11時20分）..... | 49 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 49 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 49 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 50 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 51 |
| 12番 寺町知正議員質疑..... | 51 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 51 |
| 1 番 上野欣也議員質疑..... | 52 |
| 林総務部長答弁..... | 52 |
| 1 番 上野欣也議員発言..... | 53 |
| 4 番 尾関律子議員質疑..... | 53 |
| 林総務部長答弁..... | 53 |
| 4 番 尾関律子議員質疑..... | 54 |
| 林総務部長答弁..... | 54 |
| 14番 小森英明議員質疑..... | 54 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 54 |
| 14番 小森英明議員質疑..... | 55 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 55 |
| 14番 小森英明議員質疑..... | 55 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 55 |
| 休 憩（午前11時45分）..... | 56 |
| 再 開（午前11時45分）..... | 56 |
| 16番 久保田 均議員質疑..... | 56 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 56 |
| 16番 久保田 均議員質疑..... | 56 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 56 |
| 日程第2 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について..... | 57 |
| 平野市長提案説明..... | 57 |
| 日程第3 質 疑..... | 57 |
| 14番 小森英明議員質疑..... | 57 |
| 上野消防長答弁..... | 58 |
| 10番 影山春男議員質疑..... | 58 |
| 上野消防長答弁..... | 58 |

| | | |
|--------------------|------------------------------------|----|
| 日程第4 | 委員会付託（議第61号から議第72号まで） | 59 |
| 日程第5 | 請願第1号 山県市議会の各種議会の法定化と透明化を求める請願について | 59 |
| 休 憩 | （午前11時57分） | 59 |
| 再 開 | （午前11時57分） | 59 |
| 12番 | 寺町知正議員趣旨説明 | 59 |
| 日程第6 | 質 疑 | 62 |
| 8番 | 谷村松男議員質疑 | 62 |
| 12番 | 寺町知正議員答弁 | 63 |
| 8番 | 谷村松男議員質疑 | 64 |
| 12番 | 寺町知正議員答弁 | 64 |
| 7番 | 田垣隆司議員質疑 | 65 |
| 12番 | 寺町知正議員答弁 | 65 |
| 11番 | 後藤利利議員質疑 | 65 |
| 12番 | 寺町知正議員答弁 | 66 |
| 日程第7 | 委員会付託 | 66 |
| 散 会 | （午後0時22分） | 67 |
| 9月24日（水曜日）第3号 | | |
| 議事日程 | | 69 |
| 本日の会議に付した事件 | | 69 |
| 出席議員 | | 69 |
| 欠席議員 | | 69 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | 69 |
| 職務のため出席した事務局職員の職氏名 | | 70 |
| 開 議 | （午前10時00分） | 71 |
| 日程第1 | 発言の取り消し | 71 |
| 日程第2 | 一般質問 | 71 |
| 1 . 10番 | 影山春男議員質問 | 71 |
| | （1）外国語指導助手の委託業務について | 71 |
| | 森田教育長答弁 | 72 |
| | 影山春男議員質問 | 74 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 森田教育長答弁..... | 74 |
| (2) 新川河川公園の管理について..... | 75 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 75 |
| 影山春男議員発言..... | 76 |
| 休 憩 (午前10時23分) | 76 |
| 再 開 (午前10時23分) | 76 |
| 2 . 5 番 横山哲夫議員質問..... | 77 |
| (1) 本市のふるさと納税制度への対応について..... | 77 |
| 林総務部長答弁..... | 77 |
| 横山哲夫議員質問..... | 79 |
| 林総務部長答弁..... | 79 |
| (2) 歳入増の方策について..... | 79 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 80 |
| 横山哲夫議員質問..... | 81 |
| 松影市民環境部長答弁..... | 82 |
| 横山哲夫議員発言..... | 83 |
| 休 憩 (午前10時49分) | 83 |
| 再 開 (午前11時10分) | 83 |
| 3 . 6 番 宮田軍作議員質問..... | 83 |
| (1) 地震災害・家具転倒等予防推進の計画は..... | 83 |
| 林総務部長答弁..... | 84 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 85 |
| 宮田軍作議員質問..... | 85 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 86 |
| (2) 伊自良川の河川管理道路整備について..... | 86 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 87 |
| 宮田軍作議員質問..... | 87 |
| 平野市長答弁..... | 88 |
| 宮田軍作議員発言..... | 89 |
| 4 . 9 番 武藤孝成議員質問..... | 90 |
| (1) 保育行政について..... | 90 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 91 |

| | |
|---|-----|
| 武藤孝成議員質問..... | 92 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 93 |
| 武藤孝成議員質問..... | 94 |
| 笠原保健福祉部長答弁..... | 94 |
| 休 憩（午後 0 時 01 分）..... | 95 |
| 再 開（午後 1 時 00 分）..... | 95 |
| 5 . 4 番 尾関律子議員質問..... | 95 |
| （ 1 ）デマンド交通システムについて..... | 95 |
| 林総部長答弁..... | 96 |
| 尾関律子議員質問..... | 97 |
| 林総務部長答弁..... | 97 |
| （ 2 ）事業仕分けについて..... | 98 |
| 嶋井副市長答弁..... | 99 |
| 尾関律子議員質問..... | 99 |
| 嶋井副市長答弁..... | 100 |
| 尾関律子議員発言..... | 101 |
| 6 . 1 番 上野欣也議員質問..... | 101 |
| （ 1 ）主要地方道岐阜美山線の藤倉・大森地内の交通量の緩和対策について..... | 101 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 102 |
| （ 2 ）富士橋から東光橋までの左岸に親水公園を整備する計画について..... | 104 |
| 梅田基盤整備部長答弁..... | 104 |
| 上野欣也議員発言..... | 105 |
| 休 憩（午後 1 時 43 分）..... | 106 |
| 再 開（午後 2 時 00 分）..... | 106 |
| 7 . 12 番 寺町知正議員質問..... | 106 |
| （ 1 ）予算編成過程の公開と人件費の把握システムについて..... | 106 |
| 嶋井副市長答弁..... | 107 |
| 寺町知正議員質問..... | 108 |
| 嶋井副市長答弁..... | 110 |
| 寺町知正議員質問..... | 112 |
| 嶋井副市長答弁..... | 112 |
| （ 2 ）「住民参加型公募地方債」（市民債）について..... | 112 |

| | |
|--|-----|
| 林総務部長答弁..... | 113 |
| 寺町知正議員質問..... | 115 |
| 林総務部長答弁..... | 115 |
| (3) 学校遊具の整備状況と今後について..... | 116 |
| 恩田教育委員会事務局長答弁..... | 117 |
| 寺町知正議員質問..... | 119 |
| 恩田教育委員会事務局長答弁..... | 119 |
| 寺町知正議員発言..... | 119 |
| 8 . 3 番 杉山正樹議員質問..... | 119 |
| (1) 耕作放棄地の取り組み..... | 119 |
| 土井産業経済部長答弁..... | 120 |
| 杉山正樹議員質問..... | 121 |
| 土井産業経済部長答弁..... | 121 |
| 杉山正樹議員質問..... | 122 |
| 土井産業経済部長答弁..... | 123 |
| 散 会 (午後 3 時 01 分) | 124 |
| 9 月 26 日 (金曜日) 第 4 号 | |
| 議事日程..... | 125 |
| 本日の会議に付した事件..... | 127 |
| 出席議員..... | 130 |
| 欠席議員..... | 130 |
| 説明のため出席した者の職氏名..... | 130 |
| 職務のため出席した事務局職員の職氏名..... | 130 |
| 開 議 (午前 10 時 00 分) | 132 |
| 日程第 1 常任委員会委員長報告..... | 132 |
| 日程第 2 委員長報告に対する質疑..... | 134 |
| 日程第 3 討 論 (議第 61 号から議第 72 号まで) | 134 |
| 12 番 寺町知正議員反対討論..... | 135 |
| 日程第 4 採 決 (議第 61 号から議第 72 号まで) | 136 |
| 日程第 5 発議第 11 号..... | 139 |
| 谷村松男総務文教常任委員長提案説明..... | 139 |

| | | |
|--------|------------|-----|
| 日程第6 | 質 疑 | 140 |
| 日程第7 | 討 論 | 140 |
| 日程第8 | 採 決 | 140 |
| 日程第9 | 議員派遣について | 141 |
| 閉 会 | (午前10時33分) | 141 |
| 会議録署名者 | | 141 |

平成20年9月8日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月8日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成20年9月8日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 質 疑
発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 討 論
発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 採 決
発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第10 承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第11 承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第12 承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第13 議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について
- 日程第14 議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第16 質 疑
承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第2号)の専決処分につ

いて

承第 8 号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
の専決処分について

承第 9 号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
の専決処分について

議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について

議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

日程第17 討 論

承第 7 号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第 2 号)の専決処分につ
いて

承第 8 号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
の専決処分について

承第 9 号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
の専決処分について

議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について

議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

日程第18 採 決

承第 7 号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第 2 号)の専決処分につ
いて

承第 8 号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
の専決処分について

承第 9 号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
の専決処分について

議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について

議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

日程第19 議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

- 日程第20 議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について
- 日程第23 議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について
- 日程第24 認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第26 議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第30 議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 質 疑
発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 討 論
発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 採 決
発議9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

- 日程第9 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第10 承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第11 承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第12 承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第13 議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について
- 日程第14 議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第16 質 疑
- 承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について
- 議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第17 討 論
- 承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について
- 議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

に関する条例について

- 日程第18 採 決
承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について
議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第19 議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第20 議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について
- 日程第23 議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について
- 日程第24 認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第26 議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について

出席議員（16名）

1番 上野 欣也 君

2番 石神 真君

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |
| 11番 | 後藤利弘君 | 12番 | 寺町知正君 |
| 13番 | 藤根圓六君 | 14番 | 小森英明君 |
| 15番 | 村瀬伊織君 | 16番 | 久保田均君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 市長 | 平野元君 | 副市長 | 嶋井勉君 |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務部長 | 林宏優君 |
| 市民環境部長 | 松影康司君 | 保健福祉部長 | 笠原秀美君 |
| 産業経済部長 | 土井誠司君 | 基盤整備部長 | 梅田修一君 |
| 教育委員会事務局長 | 恩田健君 | 会計管理者 | 山田利朗君 |
| 消防長 | 上野敏信君 | 総務部次長 | 城戸脇研一君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 舩戸時夫 | 書記 | 高橋幸弘 |
| 書記 | 林強臣 | | |

午前10時00分開会

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 杉山正樹君、15番 村瀬伊織君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月26日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より9月26日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成20年6月分から8月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 発議9号及び日程第5 発議10号

議長（藤根圓六君） 日程第4、発議第9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第5、発議第10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 久保田 均君。

議会運営委員長（久保田 均君） それでは、提案説明を申し上げます。

発議第9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をいたします。

本案は、平成18年第2回定例会におきまして、常任委員の選任について、委員の任期を選任の都度議会の議決で定める改正を行った際、委員会条例の第5条を削除し、第6条を第5条にし、第7条以降を1条ずつ繰り上げる一部改正を行いましたが、目次及び第15条、第28条の引用条項の訂正を遺漏したので改正をするものです。第15条は委員会の改正に伴う定足数を定めるもので、引用条項の第17条は委員長及び委員の除斥の場合を定めています。また、第28条は参考人に関する条文であり、引用条項である第25条は公述人の発言、第26条は委員と公述人の質疑、第27条は代理人または文書による意見の陳述であり、引用条例番号の改正を行うものであり、字句の更正であります。

続きまして、発議第10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、山県市議会会議規則159条中、議員派遣の引用条項である地方自治法第100条第12項に新たに条項が加えられたことにより、第12項が13項に移しかえられたことによる改正であります。

以上、地方自治法第109条の2第5項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

以上2議案につきまして、慎重な御審議を賜り、適切な御決定をお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

日程第6 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第6、質疑。

発議第9号及び発議第10号に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

12番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず、発議9号、委員会条例のほうについて提案者にお尋ねしますけれども、今の提案の説明では、過去に訂正を遺漏していたので、この際ここで訂正するという趣旨の説明と理解しました。ということは、各条項、その経過、年次を十分調べられた上で、この部分が遺漏していたので訂正すると。すなわち、他にはもうそのような錯誤もしくは遺漏はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

議会運営委員長（久保田 均君） はい、そのとおりです。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そのとおりということは、もうないという確信を持ってお聞きします。

次に、10号のほうですけれども、説明では自治法の一部改正があった12項が新たに加えられたので12を13とするというふうな説明だったと受けとめますが、一応自治法改正はことしの6月の国会で提案されたわけですが、提案者は、国会に改正された自治法、法律というのはそのたびに改正自治法何号とかがって出るわけですけど、この部分についての改正自治法を見られたのでしょうか。

それから、その提案理由も、今ここで提案者がおっしゃったように、国会でも提案理由の説明があるわけですが、その提案理由はごらんになっていますか。そして、その内容を承知なら説明していただきたいということと、今、提案者の5ページ目の下に附則としてこの規則は公布の日から施行するとあるわけですが、通常どの法律もそうですね。6月改正の自治法もこのような書き方で通ったわけです。現在施行されているかどうか御存じでしょうか。あるいはいつから施行されたのでしょうか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

議会運営委員長（久保田 均君） 細かく言われましたが、100%飲み込んでおるとはよう返答いたしません、できるだけ回答はいたしたいと思います。

条文一つ一つにつきましては、把握している分、また、ない分もありますが、この分につきましては、今の12項、これは、最終、いわゆる調整の場を行うための場を設けることができるとありますので、その辺の解釈でこういう改正を行うものでありまして、議長から特にこの条文でというお話を聞いておりまして、ただいま検討中という声も議長から聞いておりますので、こういう提案説明といたします。

12番（寺町知正君） 施行日は御存じないですか。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時14分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開いたします。

久保田 均君。

議会運営委員長（久保田 均君） 20年9月1日です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、提案者の久保田さんが簡単に言われましたけど、一応その

条文、わずかですから言いますけれども、国会に出た条文ですね。第100条12項を100条13項とする。100条11項の次に次の一項を加える。12、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」という条文なんですね。今回提案された市の会議規則は、この最初の1行だけ、12を13にするというだけなんですよ。そのあたりの実際の法律の内容である12については触れていない。今、提案者の説明では、設けることができるということであり、かつ検討中だという趣旨にもとれましたけれども、おっしゃったように、9月1日にもう法律は施行されちゃったんですよ。6月18日に改正が国会で通り、3カ月以内に施行するというふうで通ったわけですけど、9月1日からもう正式に施行されている、現在生きている法律なんです。きょうは9月8日なんですね。その辺で非常に問題を感じてお聞きしているわけです。

次にお尋ねしますが、この問題は、法律改正ということで全国の議会にかかわることから、6月18日の改正日に総務省が課長通知を全国都道府県あるいは関係課に出しています。その内容あるいは通知が出ているということは御存じでしょうか。

それから、都道府県議長会も市議会議長会も町村議長会も、それぞれその系列に、きちっと各議会に通知を出していますが、それは御存じですか、あるいは見ておられますか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

議会運営委員長（久保田 均君） 全部は見えていません。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 提案者、しかも議運の委員長が、議運で議論されるに当たって、当然見ていなければできない提案だと思うんですよ。先ほど申し上げたように12を13にするというような法律の最初の冒頭、そこだけを山県はとろうとしている。だけど、本質的に12項に新たなものが加わった、その内容を検討しなければ提案できないはずなんですね。そういう意味で、私は、非常に今回の提案というのは間違った法律解釈であるというふうに思います。

先ほど、最初に提案者が、できるという規定だと、それは暗にできるという規定だからしなくてもいいんじゃないかという趣旨にもとれますけれども、それは法律の考え方が違っているんじゃないかということで改めてお聞きしたいんですが、例えば、山県の市議会は費用弁償をやめましたよ。政務調査費もやめた。これは、条例に定めればできますよという規定だからそうしたんですよ。選択性がある定め方なんです。できる。

もう一つは、今回のできるは、議会のシステム、構造そのものを法律改正したんです

よね。そうすると、法律にできると書いてあるから、やってもやらなくてもいいんじゃないのというのは、これは考え方がおかしいんじゃないでしょうか、議会の構造そのものを改正したわけですから。

そういう意味で、今回の提案、そして、先ほどの提案者の1回目、2回目の説明というのは、9月1日に改正された自治法を山梨市議会に適用しないという意味で改正を怠っているとすべきじゃないんでしょうか。そして、速やかに追加提案すべきではないんでしょうか。いかがですか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

議会運営委員長（久保田 均君） まあ、いろいろおっしゃいましたが、政務調査費とは全然異なりまして、この12項そのものが、先ほど言いましたように、やっぱり調整を行うための場所を設けることができるということで、そういう解釈でやっております、先ほど言いましたように、議長会でも一応検討中ということです。確かに実施は9月1日となっておりますが、できるという判断でこの議案を提案させていただきました。

それから、質疑につきましてはルールを守ってください。

議長（藤根圓六君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終了いたします。

日程第7 討論

議長（藤根圓六君） 日程第7、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 提案者に先ほど質疑をしたわけですが、決して責任ある提案者の回答とは思いません。

先ほど条文は私が全文を説明しましたが、では、答弁者がきちっと答えられなかった、例えば総務省からの通知、その要点を申し上げますけれども、総務省の通知、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること、2改正法に基づく協議または調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であることから、会議規則に所定の規定を

設けるに当たっては、例えば、協議または調整を行うための場を設ける手続のほか、協議または調整の目的等その内容が明らかになるよう規定する必要があることというふう
に通知が全国に出ているわけですね。そういった趣旨で議長会なども出してきています。

先ほどもお尋ねした、しかし明確に答えがなかったんですけれども、場を設けることができるという法律の文言の解釈ですけれども、まず、現実に既に場がある場合、例えば、ここ山県市は全員協議会もありますし、議会報のための委員会もあります。そういったものが既にある場合は当然ここに位置づけなければならないわけです。何もなかったら、設けることができるという法律は、確かにこれからつくる場合の考え方です。しかし、山県には既にそういったものがあるわけですから、当然そこは、法律改正、施行とともに整っていなければならないわけです。

それから、できるという規定の解釈、先ほども質問でちょっとお聞きしましたけど、答えがなかったですが、費用弁償とか政務調査費についても条例で定めればできるという文言なんですね。でも、それは、各議会の判断に任せられる、選択性のあるできるという規定なんですね。ところが、今回は、議会運営に関する、いわば議会運営委員会とは別の場、議会のいろんなことについて相談する場を設けることができるというのは、やっぱりそこは、そういった会議の場は必ずここに規定しなさいよととるべきなんです。法律にそう書いてあるということは、新しい会議の範疇、枠組みをしたということですから、それは入れなければならないと読むべきなんですね。

実際そうすることによって、例えば、現在、全員協議会とかその他の会議は公務災害の対象になっていない、ですが、これが通勤時も含めて公務災害の対象になるという公務性もきちっと法律で、あるいは会議規則で位置づけられるわけですね。そういったことも考えれば、議員それぞれにとっても十分な有益性もあります。それからもう一つ、総務省が言うように、説明責任の徹底、それから、透明性の向上、これは時代の要請ですけど、そういったことの手続もきちっとするということ。

そういった意味で、今回の提案は、そもそも数字だけを変えるのではなくて、法律が改正して規定した内容を取り込まない、そういった意味では非常に問題があるし、いわば法律の改正を無視していると言わざるを得ない。そういった意味で、私は、今回の提案については反対いたします。

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（藤根圓六君） 日程第8、採決を行います。

発議第9号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第10号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 報第5号から日程第15 議第60号まで

議長（藤根圓六君） 日程第9、報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、日程第10、承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、日程第11、承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、日程第12、承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、日程第13、議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について、日程第14、議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第15、議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、以上7議題を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年山県市議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

先週、国政では、突然、福田首相が辞任されまして、今後の情勢に注目しているところ

るでございます。次期首相には、原油高や原材料高への対応とか、地方分権改革の推進など、国民が安心して暮らせる社会の構築をしていただくことを期待するものでございます。

さて、先月は、4年に1度の平和の祭典であるオリンピックが開催されまして、連日の日本人選手の活躍に大変感動いたしましたところでございます。山県市におきましても、先月3日には、富加町で開催されました「消防感謝祭」第57回岐阜県消防操法大会に山県市消防団第5分団が出場されまして、山県市にとって20年ぶりの8位優良賞の栄を遂げられました。これは、選手はもちろん、指導者、団員の努力と団結のたまものであり、その御労苦に対し、改めて敬意を表するとともに、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げる次第でございます。

また、先月31日の市総合防災訓練におきましては、多くの関係機関の御協力のもと、谷合地域を中心とした多数の市民の方々の御参加をいただきまして、大地震を想定した避難訓練や救助活動訓練を実施いたしました。御協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。

また、7月末には、岐阜北ライオンズクラブの方から、市の青少年健全育成活動に対して青色回転灯の寄贈を受けました。山県市では初めて青色回転灯を設置した公用車4台による防犯パトロールを開始したところでもございます。今後とも、防災防犯意識の向上を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

このほかにも、7月28日には美山中学校校舎改築事業の安全祈願祭が無事終了し、8月から工事が着工されているところでもございます。また、8月1日には、桜尾保育園の園児が体験乗車し、関係各位が見守る中、ハーバス循環線の運行を開始したところでもございます。

各行事には、大変暑い中、議員各位には御出席を賜りまして、御指導、御激励を賜り、厚く御礼申し上げます。

ことしの夏も大変暑い日が続きました中、ようやく先月下旬から暑さが落ちついてきたところではございますが、全国各地では局地的かつ短時間に集中して大雨が降り、河川のはんらんなど大きな被害を引き起こした事件が多く報道されております。これらも地球温暖化の影響ではないかと危惧されるところでもございます。

また、7月の北海道洞爺湖サミットでは、特に地球環境問題をテーマとした議論が交わされたところでもございます。環境保全を地球規模で考え、まずできることから資源の節約に取り組むため、山県市におきましても、8店舗6事業者による御賛同をいただきまして、先週9月4日には協定の締結式を行い、11月1日よりレジ袋の有料化をスタ

ートさせることになりました。今後は各所でキャンペーンを実施し、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件1件、専決処分案件3件、人事案件2件、条例案件6件、決算案件2件、補正予算案件5件、その他の案件1件の計20案件でございます。

ただいま上程されました7案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、指標の公表に係る規定が平成20年4月1日に施行されたことに伴い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率から成る健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を、毎年度、監査委員の審査に付し、議会に報告するものでございます。

今回は平成19年度の各比率の報告ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計ともにすべて黒字であったため、数値は計上されておられません。実質公債費比率は13.5%、将来負担比率は138.6%でございます。資金不足比率については、平成19年度においてすべての公営企業が資金不足は生じていないため、数値が計上されておられません。

監査委員の御意見のとおり、各比率の数値につきましては現在問題ないものと考えておりますが、厳しい財政状況下にあることは間違いございません。さらなる適正かつ効率的な行財政運営に心がけ、健全財政の維持に努めてまいり所存でございます。

続きまして、資料ナンバー3、承第7号から承第9号までの補正予算専決処分につきましては、すべて8月上旬の落雷による施設の被害について修繕費等を補正したものでございます。

承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第2号)の専決処分につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に278万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を137億9,170万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成20年8月9日の落雷により、市庁舎の空調機器等が故障したことから、総務費に123万9,000円と、同じく高富浄化センターの落雷による修繕費の財源として、土木費に公共下水道事業特別会計繰出金136万8,000円などを追加補正したもので、これらの財源は、全国自治協会建物災害共済金106万2,000円と前年度繰越金172万3,000円に対応いたしております。

続きまして、承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に78万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を4億6,900万4,000円とするものでございます。

8月8日の落雷により、梅原農業集落排水処理施設の遠隔操作盤等が故障し、78万8,000円の修繕費を追加補正したものでございます。歳入につきましては、全国自治協会建物災害共済金59万1,000円と前年度繰越金19万7,000円に対応いたしております。

続きまして、承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に534万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を11億5,045万2,000円とするものでございます。

8月9日の落雷によりまして高富浄化センター管理棟の受電盤変圧器等が焼損したために、修繕費530万円などを追加補正したものでございます。歳入につきましては、全国自治協会建物災害共済金397万5,000円と一般会計繰入金136万8,000円に対応いたしております。

いずれも早急に施設の修繕を行うために地方自治法第179条第1項の規定により本年8月19日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議第58号 山県市名誉市民の選定の同意につきましては、山県市名誉市民条例第2条の規定に基づき、山県市富永863番地の1にお住まいの元岐阜県議会議員の山田忠雄氏に山県市名誉市民の称号を贈ることについて議会の同意を求めるものでございます。

山田氏は、大正15年3月20日生まれで、昭和22年3月、岐阜県に奉職され、環境部長、民生部長、総務部長等を歴任され、昭和59年3月に退任されるまで、37年の長きにわたりまして県政の発展に御尽力をされました。その後、昭和60年9月、岐阜県議会議員に当選されて以来、平成15年4月に退任されるまで、連続5期、17年8カ月の長きにわたり、本市及び岐阜県の発展に御尽力をされました。生涯にわたり地方自治の振興と公共の福祉の増進、社会文化の興隆のために献身されましたので、山県市名誉市民に選定し、その称号を贈り、顕彰いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、山県市高富135番地の1にお住まいの鷺見明俊氏を人権擁護委員に推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。任期は3年でございます。

鷺見氏は、長年にわたる教職の現場経験及び地域でのスポーツ活動、青少年育成活動を通じて人権の重要性をよく認識され、適任と思われまますので、人権擁護委員に推薦し

ようとするものでございます。

次に、議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布され、9月1日に施行されたこと等に伴い、山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例など3条例の規定を整理するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

ありがとうございました。

日程第16 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第16、質疑。

報第5号から議第60号までの7議題に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終了いたします。

報第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告でありますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承第7号から議第60号までの6議題は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第17 討論

議長（藤根圓六君） 日程第17、討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第18 採決

議長（藤根圓六君） 日程第18、採決を行います。

承第7号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

承第8号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

承第9号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

議第58号 山県市名誉市民の選定の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意しました。

議第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意しました。

議第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第19 議第61号から日程第31 議第71号まで

議長（藤根圓六君） 日程第19、議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第20、議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について、日程第23、議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について、日程第24、認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第26、議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第27、議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第29、議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第31、議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について、以上13議題を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました13案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のいわゆる公益法人制度改革関連3法が平成18年6月2日に公布されましたが、平成20年12月1日の施行分に関し、山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例など4条例の規定について、字句及び引用条項等を整理するものでございます。

次に、議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議第61号と同様の公益法人制度改革関連3法の施行に伴う改正及び字句の更正をするものでございます。

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されましたが、平成20年12月1日以降施行分に関し、寄附金税制の拡充等の規定を改正するものでございます。

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例につきましては、山県市ふるさと応援寄附金の使途の透明性を高め、寄附者の意向を反映した施策を推進することによって、いつまでも愛されるふるさとづくりに資するため、この条例を制定しようとするものでござ

います。

議第65号 山県市ふるさと応援基金条例につきましては、ふるさと応援寄附金を適正に管理運用しようとするため基金を設置するものでございまして、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、資料ナンバー 4、認第 1 号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、資料ナンバー 5、認第 2 号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定についてでございますが、一般会計及び特別会計いずれも実質収支は黒字となり、水道事業会計では減価償却費の大幅な増加などにより純損失696万3,000円となっております。

一般会計につきましては、厳しい財政運営を強いられる中、市税の収納率向上に努めるとともに、各所管の事業の実施に当たっては、効率的な予算執行方法等を模索しつつ経費の削減に努めたことによりまして、予定していた財政調整基金等の基金取り崩しを大幅に削減し、定められた予算内容の目的を達成することができました。

また、一般会計及び特別会計決算の内容等詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊にまとめて提出させていただいております。

また、当該決算につきましては、本市の監査委員により慎重な決算審査を行っていただきまして、その結果につきましては別冊の決算審査意見書として提出させていただいております。

今後につきましても、監査委員から御指摘をいただいております事項を十分検討いたしますとともに、さらなる適正かつ効率的な行財政の運営に、引き続き最善の努力をしてまいり所存でございます。

続きまして、資料ナンバー 6、議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2,449万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を137億6,721万円とするものでございます。

内容につきましては、まず本年 4 月の人事異動による常勤職員の各費目における人件費の過不足及び他会計に属する常勤職員の人件費の過不足分に係る繰り出し金を補正するものでございます。

人件費の主な減額の理由としましては、退職者 5 名、育児休業者等の増加に伴うものでございます。

その他のものにつきましては、歳出の款ごとに順次その概要を御説明申し上げます。

まず最初に、総務費につきましては、総務管理費に、公共施設の駐車場に妊婦・身障者マーク等を設置するための工事費として218万9,000円を追加補正、徴税費につきましては、平成21年度からスタートいたします個人住民税の公的年金からの特別徴収業務を

行う社団法人地方税電子化協議会への負担金が必要となるため、7万3,000円を追加補正するものでございます。

民生費につきましては、社会福祉費では介護保険特別会計繰出金128万4,000円の減額のほかに、平成19年度重度心身障害老人特別助成金の精算によります返還金34万2,000円、美山老人福祉センター玄関の階段手すり等修繕工事費28万3,000円を追加計上し、児童福祉費では、前回の耐震診断の結果、耐震診断で判断基準となりますI s値が0.3と0.36とともに低い高富・富岡両保育園の耐震補強工事を早急に進めていくため、建築基準法の改正に合わせた耐震診断の委託料と補強改修設計の委託料とを合わせて1,429万2,000円を追加補正するものでございます。

次に、農林水産業費につきましては、林業費に、高富地内3カ所の環境整備枝打ち委託料35万9,000円、間伐促進のための育林推進事業補助金714万円、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業補助金250万円、局所的な降雨等による路肩損壊のため、林道孝洞線及び林道西洞納谷線の修繕工事費273万円を追加補正するものでございます。

財源といたしましては、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業県補助金を250万円計上いたしております。

土木費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の人件費補正分33万2,000円の減額を計上いたしております。

また、教育費につきましては、中学校費に、I s値0.3未満の高富中学校屋内運動場の耐震補強工事を早急に進めていくため、耐震補強計画作成委託料262万5,000円を追加補正、保健体育費には、総合体育館の加圧給水ポンプが故障したため、取りかえ工事費162万8,000円を追加補正するものでございます。

以上の補正のほか、歳入につきましては、平成19年度福祉医療費助成事業補助金の精算による県補助金のうち、乳幼児医療費補助金46万円、重度心身障害者医療費補助金34万5,000円、母子家庭医療費補助金9万2,000円を追加計上し、老人保健特別会計繰入金146万8,000円の減額と、財源調整といたしまして財政調整基金繰入金2,642万円の減額を計上いたしております。

次に、議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から66万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を3億7,680万円とするものでございます。平成19年度の事業費等が確定したことに伴いまして、支払基金交付金の返還分として80万4,000円を追加計上する一方、一般会計繰出金146万8,000円の減額を計上いたしております。歳入につきましては、平成19年度の医療費に係る国庫負担金の精算金53万1,000円と県負担金の精算金13万3,000円を減額計上い

たしております。

次に、議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に3,024万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を18億2,224万7,000円とするものでございます。

総務費につきましては、常勤職員の会計間人事異動に伴う人件費148万3,000円の減額補正と、交通事故が原因の要介護者の第三者行為の損害賠償請求事務負担金2万2,000円の追加補正を計上し、財源としましてそれぞれ同額の一般会計繰入金を計上し、地域支援事業費につきましては、介護予防特定高齢者に対する生活機能基本チェック用封筒などの単価高騰による需用費の不足額12万1,000円、同じく生活機能チェック問診票返信や健康診断の対象者が当初の予定を上回ったことによりまして、役務費10万8,000円と委託料119万3,000円の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、事業費の25%分の国庫支出金35万5,000円、12.5%分の県支出金17万7,000円、31%分の支払基金交付金44万円、12.5%分の一般会計繰入金17万7,000円を計上いたしております。

また、平成19年度の事業費等が確定したことに伴い、介護給付費、地域支援事業費ともに過年度返還金が発生しましたので、それぞれ合わせまして国庫支出金分806万1,000円、県支出金分2,115万8,000円、支払基金交付金分106万7,000円を追加補正するものでございます。

その他の財源といたしましては、前年度繰越金3,055万9,000円を計上いたしております。

次に、議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から33万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を11億5,012万円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間人事異動に伴う人件費33万2,000円の減額補正、及び公共下水道費の実施設計の変更と入札差金による管渠工事の残金を委託料に組み替えて、第2期区域の測量設計を推進していくものでございます。

その他、水道事業会計への補償費200万円を追加計上いたしております。

人件費の減額分は、一般会計繰入金の減額計上で対応しております。

次に、議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出は331万5,000円の減額、資本的支出は1,992万9,000円の増額補正をするものでございます。

収益的支出につきましては、常勤職員の会計間人事異動と育児休業に伴う人件費の減額補正を計上いたしております。

資本的支出につきましては、人事異動による人件費の減額のほか、建設改良費の拡張工事費分900万円と、設備改良費として配水管布設がえ工事費600万円の増額、北部水源地電気設備更新工事費300万円の追加、公共下水道事業に伴う仮設管布設工事費200万円を増額計上し、公共下水道事業に伴う仮設管布設工事費につきましては同額を工事負担金として資本的収入に計上いたしております。

次に、議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

これは、住民情報システム、財務会計システム、健康福祉システム、住民税申告支援システムなどの各種業務系ネットワークシステムを稼働させるために必要な各種機器の更新を行うものでございます。

入札方法は指名競争入札とし、8月19日に7社の参加により入札を執行しました結果、最低価格入札者である中央電子光学株式会社と契約金額3,244万5,000円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は3,360万円でございますので、請負率は82.0%、落札率は96.6%でございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす9日より15日までの7日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす9日より15日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時02分散会

平成20年 9 月16日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月16日(火曜日)

議事日程 第2号 平成20年9月16日

日程第1 質疑

議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について

議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について

認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号)

議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)

議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業請負契約の締結について

日程第2 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第3 質疑

議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第4 委員会付託

議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

| | | |
|------|-------|----------------------------------|
| | 議第63号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| | 議第64号 | 山県市ふるさと応援寄附金条例について |
| | 議第65号 | 山県市ふるさと応援基金条例について |
| | 認第1号 | 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認第2号 | 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| | 議第66号 | 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号) |
| | 議第67号 | 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号) |
| | 議第68号 | 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議第69号 | 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議第70号 | 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号) |
| | 議第71号 | 業務系基幹システム用機器更新事業請負契約の締結について |
| | 議第72号 | 救助工作車 型仕様購入契約の締結について |
| 日程第5 | 請願第1号 | 山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願について |
| 日程第6 | 質 疑 | |
| | 請願第1号 | 山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願について |
| 日程第7 | 委員会付託 | |
| | 請願第1号 | 山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願について |

本日の会議に付した事件

| | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | 質 疑 | |
| | 議第61号 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| | 議第62号 | 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議第63号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| | 議第64号 | 山県市ふるさと応援寄附金条例について |
| | 議第65号 | 山県市ふるさと応援基金条例について |
| | 認第1号 | 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認第2号 | 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について |

| | | |
|------|-------|---|
| | 議第66号 | 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号） |
| | 議第67号 | 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第68号 | 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議第69号 | 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第70号 | 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議第71号 | 業務系基幹システム用機器更新事業請負契約の締結について |
| 日程第2 | 議第72号 | 救助工作車 型仕様購入契約の締結について |
| 日程第3 | 質 疑 | |
| | 議第72号 | 救助工作車 型仕様購入契約の締結について |
| 日程第4 | 委員会付託 | |
| | 議第61号 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| | 議第62号 | 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議第63号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| | 議第64号 | 山県市ふるさと応援寄附金条例について |
| | 議第65号 | 山県市ふるさと応援基金条例について |
| | 認第1号 | 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認第2号 | 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| | 議第66号 | 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号） |
| | 議第67号 | 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第68号 | 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議第69号 | 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第70号 | 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議第71号 | 業務系基幹システム用機器更新事業請負契約の締結について |
| | 議第72号 | 救助工作車 型仕様購入契約の締結について |
| 日程第5 | 請願第1号 | 山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願について |
| 日程第6 | 質 疑 | |
| | 請願第1号 | 山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願について |
| 日程第7 | 委員会付託 | |

請願第1号 山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願について

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |
| 11番 | 後藤利弘君 | 12番 | 寺町知正君 |
| 13番 | 藤根圓六君 | 14番 | 小森英明君 |
| 15番 | 村瀬伊織君 | 16番 | 久保田均君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 市長 | 平野元君 | 副市長 | 嶋井勉君 |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務部長 | 林宏優君 |
| 市民環境部長 | 松影康司君 | 保健福祉部長 | 笠原秀美君 |
| 産業経済部長 | 土井誠司君 | 基盤整備部長 | 梅田修一君 |
| 教育委員会事務局長 | 恩田健君 | 会計管理者 | 山田利朗君 |
| 消防長 | 上野敏信君 | 総務部次長 | 城戸脇研一君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 舩戸時夫 | 書記 | 高橋幸弘 |
| 書記 | 林強臣 | | |

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第1、質疑。

質疑は、8日に議題となりました議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結についてまでの13議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告の質問をいたします。

まず、資料の1、議第63号ですね。資料の、市税条例改正のうちの20ページから23ページあたりですけれども、32条の関係で幾つか提案されています。これについてですけれども、まず、詳しい説明がなかったので、一言で言うと、この32条の部分はどういうところを変えるのかという趣旨のところの説明をいただいて、それから伺いたいわけですが、行政としてこういった改正をすることのメリットはあろうかと思えます。あるいは当然デメリットもあるのではないかというふうに考えます。そこを明らかにしてください。

それから、対して、納税者側、市民側のメリットとデメリットは一体何が想定されるのかということですね。何らかのデメリットがあれば、当然市民からは不満が出るのだらうと通常思うわけですが、そういったことは、市としてはこういったことを想定されているのでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 32条関係でございます。これは、公的年金から特別徴収を新たに引く条例であります。その制度の導入の趣旨につきまして御説明申し上げます。

これは、高齢化社会の進展に伴い、公的年金が支給される高齢者の方が増加することが予想されることとございますので、公的年金を受給される方々の納税の便宜を図るとともに市町村における徴収の効率化を図る観点から平成20年10月支給分から実施する

ことをございまして、今回条例改正をお願いするものでございます。

1点目の改正による行政側のメリット、デメリット、住民側のメリット、デメリットにつきましては、先ほどお答えしましたように、高齢化社会の進展に伴い公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されますもので、行政側のメリットといたしましては、市県民税の徴収の効率が図れるということがメリットであります。また、住民側につきましては、年金天引きがなされる高齢者からの公的年金の納税の便宜が図れるということでございます。

それで、2点目の住民から出る不満でございますが、これにつきましては、市県民税について、所得税、それから介護保険料、国民保険税または後期高齢者医療保険料が差し引かれた後に今回新しい制度の住民税が引かれますもので、住民側としましては今まで以上に公的年金から引かれる額が増えるということで、受け取る額が減ってしまうというのが間々出てくることじゃないかなと思っております。

以上でございます。

12番(寺町知正君) デメリットはないんですか。デメリットの説明がなかったけど、ないということですか。

議長(藤根圓六君) 松影市民環境部長。

市民環境部長(松影康司君) デメリットは今言いましたように特にないようで、今の住民の不満があるだけです。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 早口でばらばらと言ってもらいましたが、デメリットは、基本的には、不満のことはともかく、ないということでしたけど、新しい制度が始まると一長一短あるというのが通常で、非常に、今の答弁では現場対応が今後うまくいくのかなという懸念を残すと思います。

そこで確認ですけど、例えば口座振替とか天引きとかということがあるんですけど、昨年私が聞いた声の中で、口座振替にしたらどうですかと、その時点で口座振替にしている人について、あるいは天引きについて、そのあたり、かなり市のほうが積極的に働きかけて、その用紙を配って、書いてもらって、出してもらったということ。半ば出さざるを得ないような言い方をされたという人たちもいたということで、それはこの制度改正を前提にしていたのか、あるいはもろもろの中で、先ほど住民から出る不満のところでおっしゃったいろいろな天引き制度の中に乗っけていく人たちを増やす、そういうのがあるのかなと思うのですが、その評価はともかく、そういったことが、市の税の、あるいはこういった関係のところであったのでしょうか。あったとしたら、どういった

意図でそうされたのか説明を願いたい。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 口座振替の質問だと思いますが、これは、納税される方につきまして、随時、納付書につきまして口座振替をお願いしたいということで通知しておりますが、私が聞く限りではそういうようなことはなかったと感じております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、2点、最後ですけど、1つは、今のなかったという部長の受けとめですが、私のほうにあった話は、非常に困る、なぜそんなことをするのかという趣旨なんですよ。今までどおりでいいじゃないかと。それを、判こを押して振替に変えさせられたと受けとめた市民の人たちがいたということは、それに、じゃ、苦情があったことをあなたが聞いたかどうかはともかく、市が積極的に、最近、去年あたりから進めたのかどうか、特に力を入れて。進めたのであればなぜなのか。それはもう、数字があればわかるわけでしょう。振替の率が上がった、下がった、現状分、そこについて答えていただきたいということ。

それから、もう一つは、デメリットに近い部分として不満のことも最初に答えられましたが、そういったことを考えると、やはり行政側の説明責任というのは非常に重要だろうというふうに思われるわけですね。ことしの春もいろんな混乱があった国の制度ですけど、そういったことを市の制度の中で起こさないためにも十分な説明が必要だと思いますが、そこはできているのか、あるいは今後どうしていくのかという、その2点をお願いします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほども申し上げましたように口座振替につきましては私の知る限りではなかったと思いますが、これからその件につきまして十分検討してまいります。

それから、特別徴収の対象の方につきましては、これから、21年の10月から実施するわけですが、市の広報とかホームページとかに広く周知させていただきますし、特別徴収の対象の方には今そういう準備を進めておりますもので、今後そういう混乱がないように進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（藤根圓六君） 質疑、変えてください。

12番（寺町知正君） では、通告に従って、次、資料の5、認の2号、水道事業会計の決算書についてですけど、基盤整備部長ですか、特にこの決算書の中の12ページ、13ページあたり、ここに事業の概況というような形で、総括的な事業者側の説明、それが

されています。私も毎年ここはまず最初に見るところなんですけれども、その年度の特徴があると同時にいつも同じような理由が書いてあるなというところ、昨年も指摘したと思いますが。

一応こういったところの概括を見た上でですけれども、いろいろな水の収支の状況あるいは水道会計の状況、こういったことに関して、ここ数年間の推移というのは当然イメージされますし、部長のほうはもっとデータを持ってイメージしていると思いますが、そういった数字から考えて、今後、例えば来年、再来年、それからもうちょっと中期的に、どういうふうはこの水道の事業の収支、水収支、そういったところが推移していくのかなと、どのようにお考えでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをします。

まず、経済収支に関する収益的収支についてでございますけれども、平成19年度の損益取引で約700万円の損失となりました。これは、平成18年度に行った料金改定が、平成19年度に30%、20、21年度が各10%のスライド方式による改定であるため、平成19年度は損失となりましたが、平成20年度以降は黒字となる見込みでございます。

今後、黒字になった場合の利益剰余金につきましては、企業債償還金のための法定積立金であります減債積立金に充当してまいりたいと考えております。

次に、資本的収支についてですが、現在、老朽化した高富地域の施設の改修を中心として建設改良を行っております。今後におきましては、建設改良費の補てん財源となります減価償却費、資産減耗費などの損益勘定留保資金の額を考慮しながら施設の整備に努めてまいります。

なお、水道料金の改定により給水収益の増加が見込まれますが、一方で、美山統合簡易水道事業による企業債償還金、減価償却費、老朽化した高富地域の施設の改修による減価償却費、資産減耗費等が増加しておりますので、今後の事業を展開するに当たりましては、収益の確保と経常費用の削減などによって財政運営の適正化、健全化を図ってまいります。

次に、水収支についてですが、平成19年度末の給水戸数は、美山統合簡易水道事業により葛原地区を上水道に切りかえたことなどにより、481戸、5.9%増の8,600戸となりました。また、当年度総配水量は、前年度に比べ2万8,673立米、0.7%増の420万4,255立米と増加しましたが、当年度有収水量は、前年度に比較しまして3,591立米、0.1%減の315万4,170立米となりました。

水道有収率につきましては、漏水箇所の修繕等によりまして、平成17年度75.1%、平

成18年度75.6%とわずかではございますがよくなっておりましたが、平成19年度は4回にわたり発生しました高富北部地域の水の濁り処理などによりまして有収率が75.0%となりまして、平成18年度に比較し0.6%下がりました。

これに関しまして、ことし8月までに高富北部地域の水の濁りの原因と推察される配水管の廃止に関する工事を行ったところですが、今後におきましては、布設がえに当たり、老朽化した箇所を優先させるとともに、区域を定めて漏水調査を実施して、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） ある程度詳しいデータもありましたけど、細かいことはおいておいて、例えば漏水の関係のことで、このところよかったけれども昨年度は0.6%有収率が減ったということ、これは、事業報告書13ページの業務のところ、上から5行目にもちゃんと書いてあります、今おっしゃったことがね。0.6%減の75%になったということ。その理由は、今のお答えでは、昨年、これは桜尾地区のことでしょうけど、4回発生した汚れのことに対応するということがあったということでしたが、そうだとすると、市内のある地区の、年間に4回ほど、仮に5回としてもいいですけど、発生したことの汚れに対応で、市全体の0.6%にも影響するような水を供給して汚れを解消したのかなと。これが1年間とか1カ月続いたとか、広い地域ならわかりますけど、4回発生したこと、あるいは何回か発生したことに対して、汚れを解消するために水を多く回した、それが0.6%にもなるのかということなんですよ。やっぱり本質的な問題がとらえられていないのじゃないか。もちろん私は専門家じゃないからわからないですよ。わからないから質問しているんだけど、今の汚れ対策では、この0.6という数字の説明はつかないと思うんですね。その点、どうお考えですか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 漏水に関する御質問でございますけども、0.6%有収率が下がった原因が、昨年度4回発生した北部地域の水の濁り処理、これだけではないんじゃないかというような御質問ではないかと思うんですけども、4回発生しました水の処理に関しましては、消火栓から濁った水を、北部地域各箇所、結構あるわけなんですけども、ここで一昼夜以上出さなくてはなかなか濁りが取れません。やはり、4回消火栓から汚れた水を排出するという、これが大きく原因になっておるのではないかということだと思いますけども、そのほかに、やはり高富地域の配水管が非常に老朽化しておるといようなことも大きな原因ではないかと思っております。

4回発生した濁り処理がすべてこの0.6%に影響しておるということではなくして、やはり、全体的に見れば、高富の配水管が大変老朽化しておることが根本的な要因ではないかと思っております。それに加えて、4回発生した水の濁り処理、これがまた影響して0.6%下がったのではないかというふうに推察をしております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 堂々めぐりの議論はしませんので。本質的には旧高富地区の漏水が原因ではないかというところがまず第一に上がってきたわけですね。でも、それを抱えながら皆さんが努力されていることは承知していますし、私も毎年このあたり厳しく言っている。昨年までは、先ほどお答えがあったように上がってきていた、どうにかね。一時はずっと下がってきたのがね。それは評価していますが、今のお答えだと、桜尾地区の突発事故があった。それよりもさらにやっぱり本質的原因がまだありますよというね。でも、本質的原因がありながら、昨年までは徐々に上げてきたわけですよ、戻してきたんですよ。それがことしぽんと0.6下がったのは、やっぱり何かあるんじゃないかなと。そこのとらえ方が足りないんじゃないかと私は思うわけです。

そのあたり、改めて、昨年まで上がってきた、それから、漏水対策はしてきた、だから上がっていくはずだ、それがぽんと下がった、その分析をお聞きしたいということと、もう一つは、こうして毎年議論して、私は、少しでも水を有効に使う、それが必要だ、特に値上げを大幅にしたんですから、これはもう市民に対する責任なので、かつて以上に責任が重くなっているととらえています。お聞きしますが、例えばこの報告書の中に、今おっしゃられたような皆さんが想定する原因が、どうもきちっと書いていない。こうして質疑しないと言葉として出てこないんですよ。それは、皆さんの認識を明らかにするということ、同時に、市民に対する説明責任として、きちっと業務の報告の中で、私たちはこういう理由でこれだけ減った、これだけよくなったということを示すべきじゃないかと。それが次への継承にもなると思うんですが、そういう意味で、来年以降、もう少しここには、上がった、下がった、その理由、それぞれきちっと書いていく説明責任の履行が必要じゃないかと思えます。

この2点、0.6の原因、もう少し納得できるように、昨年までと違った、上がったのが下がったという理由を説明していただきたいということと、説明責任を果たしてはどうかと、この2点、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 漏水の0.6%下がった原因をもう少し詳しく説明するよう

にという御質問であると思うんですけども、現在、高富地域の配水管の状況でございますけども、布設がえが必要となっている配水管は、老朽化に伴うものが10万1,580メートル、それと、腐食土壌による漏水の危険があるものが2万1,857メートル、合わせて約12万3,000メートルの配水管が布設がえが必要となっております。

それで、この中で漏水をしておる可能性が高いということが考えられますけども、なかなかその箇所づけをすることが難しいということで、区域を定めて漏水調査をして対応しておるというような状況でございます。

この12万3,000メートルの老朽化した配水管をすべて改修すれば有収率が大きく向上することは間違いないと思っておるわけなんですけども、先ほども御説明させていただきましたように、なかなか建設改良費の財源が乏しいというようなこともございまして、どうしても留保資金に頼らざるを得ない、その留保資金の額を見がてら、考慮しがてら配水管の布設がえを行っていくというような状況でございまして、急に有収率が上がるということは非常に難しいと思うんですけども、先ほど申しましたように、区域を定めて、特に老朽化した配水管のあるようなところにつきまして漏水調査をかけ、対応して、少しでも有収率を上げていきたいと思っております。

それと、2点目の、もう少し、下がった、上がった、この原因をこの報告書の中で述べられないかというようなことでございますけども、来年度検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） 質問を変えてください。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけど、決算書及び附属書の3ページ、ここは税の関係ですね。歳入の税の関係がずっと3ページ、4ページ、5ページあたりですが、3ページですね、出てきますね。ここをまず1つ見ると、ぱっと見て、不納欠損がやっぱり大きいな、収入未済が大きいなというようなところを視覚的にも思います。その数字も計算してみるわけですけども、それから、15ページに行きますと細かく出てきます。こういったものも見ていって、いろんなところ、私は感じるわけですけども、まず1つ、非常に大きなものとして、例えば3ページの一番上に市税のところがあります。一番上の段は調定額、収入額、不納欠損、収入未済額というふうにあります。調定に対してどれだけ徴収するかというところを見たときに、収入未済が、ざっと計算すると、これ、7%ぐらいになると思うんですが、市民の懐から税金を取るとというのが市の財源になるわけだし、皆さんの税の仕事なんでしょうけど、取る人からちゃんと取って取らない人がこれだけいて、7%取り残してありますがということ自体がやっぱりちょ

っとおかしいんじゃないかというような素朴なとらえ方をします。

7%取り残しているというところは、非常にこれは問題が大きいと、私は改めて見ながら思ったんですけれども、例年、このあたり、若干の推移はありつつ、努力はされているんでしょうけど、この推移、この数年間の経緯、それを前提に、今後一体どういうふうになっていくというふうに税務担当として展望しているのかというところ、その説明をお願いいたします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。調定額の7%は異常、この数年の経緯と今後の展望についてお答えします。

ここ数年の経緯につきましては、合併しました平成15年からお答えします。平成15年が6.79%でございます。平成16年度が6.58%でございます。平成17年度が7.14%です。平成18年度が6.11%。そして、平成19年度が、先ほど寺町議員が申しましたように7%ではなくて6.49%となっております。

それから、今後の展望につきましては、先ほども言いましたように徴収対策強化を図りまして、平成19年度の未済率の6.49を下回らないように徴収強化に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 一応今、年度別の数字が出ました。成果説明書の24ページには、徴税事務の説明として細かく徴収率なども出ています。決算書の本体に出ていないデータがここに出てきているということですね。例えば、ここの24ページを見ますと、現年分の合計欄を見ますね、真ん中あたりにありますけど、これを見ると、18年度の収納率が98.02、19年度の収納率97.90、ちょっとだけよくなっています。過年度分については19.18%から27.00%というふうに非常に落ちているという数字が読み取れます。実は、専門家は、昨年の決算に当たる19年度の税の徴収について、国の制度の関係もありますが、納税者が納める税の総額は変わらないけれども住民税は倍増するということですね。それで、国はともかく地方自治体の場合に、住民税など税の徴収が非常に滞るのではないかとこの予測が既に年度中からされていたというふうに思います。もう一つは定率減税が廃止ということも影響するわけですが、そういった形で税の徴収が非常にしにくくなるのではないかと言われていました。

そういったことについて、担当のチーフとして、昨年度の徴収率はどうであったのかというところをお答えいただきたい。

それから、今数字を申し上げましたけれども、現年分はわずかに下がったね。わずか

だからいいというふうにとらえる人もいますが、私はそうとらえない。じゃ、過年度分は大幅に悪くなったんですね。現年と過年度分というのは、当然、現年のほうは1けた多いわけですよ、総枠、分母がね。その中でわずかに下がったことと、過年度分で倍くらい悪くなったというところ、1.5倍かな、悪くなったということ、これの意味は、数字の意味はもちろんあるけれども、分母が違うところでちょっと下がったというのは、これは非常に大きな違いが出てくるわけですよ。そこで心配をしているわけですが、実際にどういうふうはこの税の徴収率をとらえているのかということですね。

それから、もう一つは、不納欠損ということがあります。例えば、決算書の5ページを見ていただきたいんですけど、5ページの中段、款の12に分担金及び負担金というのがあって、ここにも不納欠損が書いてありますね。非常に大きい不納欠損が分担金、負担金に出てきている。収入未済もあるんですが、こういったことを考えたとき、不納欠損のあり方というのは当然問われると思うんですけど、もし今この理由がわかれば説明していただきたいし、分担金などの非常に大きい額の発生、なぜなのかということ。

それから、そもそも市の方針として不納欠損を今後どういうふうにしていくのか。例えばよそで問題になるのは、都合の悪いやつはもう切り捨ててしまえという形で不納欠損処理するとか、市議会の関係者の分を早く処理するために不納欠損するという自治体も実際に千葉や三重で出ていて問題になっている。山県がそんなことをしているとは当然思いませんけど、不納欠損というものをどうとらえていくか、これは非常に重要な問題だと思うんですが、そのあたり、山県市は不納欠損というものをどう取り組んでいくのかということ、その点についてお答えください。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 幾つか質問がありますので、できる範囲で答えさせていただきます。

まず、現年未済額と滞納処分のパーセント率が違うというお話でございますが、これにつきましては、昨年度につきましては、現年額につきましては18.6が21%と増えておるわけで、これにつきましては、私どもは職員を1人県へ派遣しまして、徴収率の向上、アップを図りましたもので上がったと思います。

それから、あと、徴収率をこれからどうしていったらいいということでございますが、対策につきましては、今、滞納者につきましては、催告書とか勧告書、それから電話等で督促を促しておりますし、また、年2回、滞納整理月間ということで、それを設けまして行っておりますし、夜間徴収等も行っておりますし、それから、毎月25日には夜9時まで夜間指導を行っているような段階でございますので、それを踏まえて徴収率アッ

プに努めてまいりたいと思っています。

それから、あと、不納欠損の先ほどの分担金及び負担金につきましては、これ、私どもの範囲でございませぬものでちょっとわかりませんので、どこの範囲か、担当部長のほうに答えさせます。

それから、不納欠損につきましては、一応、18条関係と、それから今の15条の7、それから15条の7の4とか15条の7の5と、いろんな部類がございませぬもので、それにのっとり、18条につきましては5年を経過した場合には不納欠損を行いますし、それから、18条の4につきましては3年継続とか、15条の7につきましても同じですが、そういうようなことでつきますが、先ほども言いましたように、催告書とか勧告書とか電話等とか差し押さえ等で行いますもので、随時それで行っていきますもので、そういうふうでできなかった分につきましてははやむを得ず、5年経過しても私どもで徴収を行ってできなかった分につきましては不納欠損を行うという方針でございませぬので、よろしくお願いします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 分担金、負担金に関しましては、保育園の19ページ、20ページ、21ページを見ていただくとわかりますように、保育園の入所者の負担金が主なものだというふうに考えております。

これに関しましては、子供をお預かりする以上、負担金をいただくのはもっともな話で、再三保護者のほうへお願いはしておりますが、なかなか転出されたような方々に関してまではちょっと出せないようなところがありますし、もう少し厳重にお願いしていくような方向で進めさせていただきたいというふうに思っています。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 税の徴収のこと、担当課が頑張っているということは私は十分承知していますが、そこで、最後になりますので、これは市全体の姿勢ということもありますので副市長にちょっとお尋ねしたいんですけど、前の鳥取県知事の片山さんは、税の徴収のことについて3つポイントを挙げています。1つは、税を徴収するポイント、特に滞納などがあった場合のポイントというのは、やっぱり住民は、事情があったり、クレームがあったりして納めない、その接点になるのが滞納の徴収だということで、そこは非常に行政としても重要な局面であるということを言っていますね。どういう対応をするのか、何をそこから受け取って行政の仕事に反映するのかということ、それを1つ挙げています。それから、2つ目は、納税者に説明がちゃんとできる制度じゃないといけないうことを言っているんですが、そういう制度になっているのかという

ことですね、現状山口市が。それから、集めた税金を本当に大事に使っているのかという、この3つ目という観点も重要だと、前片山知事はそういうことを説いていますけれども、私は、山口市が徴収率を向上させたいという気持ちはもちろん十分わかるんですが、なかなかスムーズにいかないところ、今の3つの指摘というのは、やはりきちっと反映させることで向上していく要素になるのではないかと思うんですが、市のトップとしてどうなんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） まず、1点目の滞納に関する御質問でございますけれども、先ほど担当部長が申し上げましたとおり、時効5年とか、あと、クレーマーと申しますか、そういう納税の義務を果たさない方、そういう方に対しましては、今、徴収室を設けまして、こういう方たちへの周知並びに実践をして、数字的にもいろいろございますけれども、差し押さえの件に関しましては、平成18年度は51件ほど差し押さえておりますが、19年度では274件と多く差し押さえている現状でございます。そうした義務を果たさない方に対しては、私どもは一生懸命担当者も頑張っているというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の住民への説明でございますが、これは、当然、申告時は1カ月ございますし、その前には申告してくださいよということで周知をしておりますし、御相談も申し上げている。相談というのは毎日行っておりますし、夜間も行っております。こういう時間を通じて私どもは説明しているつもりでございますので、どちらかといえば義務を果たさない方たちが余計そういう説明を聞かないでいらっしゃるというふうに感じておりますので、その辺をしっかりクリアするように努めていきたいというふうに思っております。

3番目の税金を上手に使っているのかということでございますが、もちろん上手に使っていると思っております。これは、広報あるいはいろんな機会を通じて、そしてまた、議会の皆様方にも御説明申し上げまして、その年度年度の予算を確実に執行し、順調に活用させていただいているというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 徴収率100%の自治体が全国で9つあるということですので、頑張ればできるということも考えてください。

次ですけれども、成果説明書の29ページですけど、29ページの中段に遺族会の補助金ということで199万8,000円というのが上がっていますが、この補助金の相手方というの

は民間団体か公的団体かというところ。それから、自治体の公務とか公金というのは、政教分離の原則ということが基本的に定められていますけれども、こういった種の補助金というのが宗教的儀式に使われたりするということがあって、時々返還されることがあるというのを新聞で見たことがあるわけですが、このケースを考えたときに、この山梨市の決算の部分の199万8,000円というところですが、一体どうなんだろうという懸念が出てきます。補助金は、当然、出す側、自治体は、各団体の相手方の個別の用途まで調べるはずなんですけど、単に一方的に報告を聞くだけでなく、決算書とか予算書をもらうだけでなく調べる義務があると私は考えていますが、実際この質問を通告して何日かたっていますけど、調査した上でどうであったのか、山梨市の見解をお聞かせください。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 遺族会の補助金につきましては、遺族会自体は民間団体だというふうに認識しております。その遺族会については、書類上での決算審査をさせていただいております。その中で、政教分離の観点から、補助金の適正な取り扱いについての指導をさせていただいておりますが、現時点では問題ないというふうに認識しております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 書類上というのは、1つずつの、例えば請求書、支払いの領収書だとか、記録だとかを見たのか、いわゆる帳簿を見たのか、それとも、通常、補助金団体というのは、予算書、事業予定書、それから決算報告書、事業報告書などを出す、これはもう当然ルールですよ。それを見れば当然問題ないようにつくってあるわけですよ、どこだって。そういうことではなくて、気になるのは、先ほど書類上と言われたのは、通常の前算決算書、事業予定計画書、報告書だけを見たのか、相手方の請求書、領収書、帳簿など、あるいは聞き取り、そういったことをした上でなのかということですよ。私は一応調査してくださいという意味で通告したわけですが、やったんでしょうか。やった結果なんですか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 実績報告書とか、事業内容等のみでございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 通告したというのは、だって、調べてくださいって通告してあるわけでしょう。文言としてそう読み取れませんか。補助金を出すなら、出てきた書類はちゃんと見て、補助金を決めて交付決定もするわけですよ。それに対する報告も必ず

要ります、これは、補助金要綱だから。同じことをしただけでしょう。そうじゃなくて、調査してくださいというふうをお願いしたのは、やっぱり相手方に行って聞いてこなきゃ、資料を見てこなきゃいけないんじゃないですか。それをしないでいてわかるんでしょうか。先ほど新聞に出た例が幾つかあると言いましたけど、それは、例えば住民が監査請求をして、監査委員が調べて出てきた。でも、すぐに出てくるんですよ、調べれば。だから、私は、本当に山県市の支出でこれはいいのと聞いているわけですから、補助金の書類は毎年一定来ているわけです。それは問題ないですよ、そこを額面としてみれば。そうじゃないことを調べてほしい、答えてほしいと言ったんですが、そこをやっていただけませんか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 今月中には何とか、書類のほうはきちんと見させていたたくつもりであります。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

質問を変えてください。

12番（寺町知正君） 議会では通告してくださいって言われている、通告したんだからちゃんと答えてくださいよ。そうじゃなきゃ、通告の意味がない。通告しないでいきますよ、それだったら。

次ですけれども、成果説明の41ページ、保育園費の総括的な成果説明がされているページです。この中で、例えばちょうど真ん中あたりですけど、広域（管外）保育委託料という形で254万1,000円というふうに出ています。説明を見ますと、市外で働く保護者の子育て支援として、自治体の間で広域入所の協定を結んで相互に受け入れているということでした。利用者も掲載してありますけど、率直に言って、私は不勉強で申しわけなかったけど、この制度を余り知らなかったんですが、いつからこういった趣旨でこれが始まっているのかということですね。それから、実際、まだまだ少数の利用者と受けとめますけれども、利用している人の御職業というのはどういったものなのかということですね。それと、今後、この制度というのは、発展的にしていくのか、もう市民にお任せなのか、どういうふうにご考慮おられるんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。この事業に関しましては、平成10年度ぐらいから始まっております。趣旨的には、やっぱり勤務されるお母さんが多くなってきたということで、勤務地への広域化ということをご考慮しながら自治体間で協議して、相互に受け入れるような形になってきております。

主な職業といたしましては、公務員とか保険会社とか、正規でお勤めの方が多いよう
でございます。今後の方向性につきましても、勤務される保護者の方というのは今後増
加するというふうに思われますので、今後もこういった形には積極的に取り組んでまい
りたいというふうに考えております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） かなり古いというか、前からあったということですね。

今、職業についてお聞きしたら、公務員とか保険会社とかということでした。私は、
公務員の人たちが社会をリードしていく、職業の分野を広げていくという意味で非常に
評価をしていますし、公務員の人が利用していることは非常にいいというふうに思うん
ですが、裏返しとして、民間に勤めている人は利用していない、ほとんどないのではな
いかということは何ぞなんだろう。1つは、その制度が周知されていないのではないかな
というところと、あるいは申請しても認められていないかもしれないということも通
常に想定するわけです。そのあたり、いいんですよ、公務員の人がそういう制度を利用
する、大いにいいと思うんです。だから、同じように民間の人も増えて当然だし、就労
人口は民間人のほうがはるかに多いわけですから、当然それが反映されているべきもの
なんですよね。そのあたり、民間の人がいない理由、今後積極的にということですから、
一体どういう理由、あるいは今後どう対策されるのかというところ、そこをお聞きした
いということ。

それから、この説明を見ると私立というふうに書いてあります。岐阜市が私立6人、
関市が私立1人というふうで、これは、自治体の保育所はこの対象ではないのか、ある
いは対象ではあるけれども利用者がいないのかというところ、いかがでしょうか。

それと、もう一点ですが、ここの保育園運営費、いろんな費用があります。従来から
いろんな制度も拡張されてきているわけですが、今回欄を起こした説明はないん
ですけど、時間外保育というのもこういったところにあると思うんですが、時間外保育
の現状と今後についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） お答えいたします。山県市の保護者、特に保育園児を抱
えている親の8割ぐらいが勤務形態といたしましてパートの形態だということに認識し
ております。そういう観点から、正規に勤める方が2割という数値ですので、その形態
から考えた場合、広域を利用してというのが若干少なくなるのではないかと。それと、私
どもは延長保育を7時までやっておりますので、そういった中で、7時半から7時まで
の時間帯の中で子供を預け入れることは可能ではないかというふうに認識しております。

それから、私立保育園に関しましては、一応公立保育園の場合は3歳以上という協定の中で結んでおりますので、私立の保育園に関しては3歳以下のお子さんも預かっているという関係でこういった数字が出ているのだというふうに認識しております。

それから、3点目の延長保育に関しましても、それらを利用していただけるような方向で進めさせていただきたいと思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） この制度の周知ということについて、今まで周知をされたのか、あるいは今後どうされるのかということが明確ではないので、積極的に進めたいということでしたし、本当にこれからの時代、必要な事業だというふうに思いますので、じゃ、逆に、利用者が限られているのもおかしな話ですから、それに、公務員が主体だとするとまた変な批判も受けますので、ぜひ周知をと私は思うんですが、事業担当としては、この制度の、時間外保育なども含めて、人が働きやすい環境をつくるという意味で、周知をとということについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 制度に関しましては、今ホームページ等で、若い方ですので、やっぱりそちらが一番優先、書物を見るよりは、どちらかというとホームページ的なもののほうがいいのではないかなというようにことと、それから、あと、便利帳という形をつくっておりますので、そういった形をとりながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に、決算の成果説明、71ページですけど、ここは土木費の住宅費というところの成果説明です。ここの下の段のところ、地震防災マップ作成ということで577万5,000円ということが報告されています。そこで基盤整備部長にお聞きするわけですが、事業費は577万5,000円ということでしたが、この事業は恐らくコンサルタントとのいろんな調整の上でできてくる防災マップであろうというふうに思います。事業費は、コンサルの委託料など、あるいは印刷費など、そういったものだろうと思うんですけども、それに対して、山県市の職員というのは相当な形で関与しないとこういったものはできない性質かなということ想像するわけですね。そこで、この防災マップ作成事業というところに、ここの決算書の金額には上がっていないけど、実際には市の職員などがかかっている、この事業のために要した市の職員の人員、それから、その人件費、非常に大ざっぱなところでいいですが、職員の年齢も違いますし、

そういった人件費はおよそどれくらいでしょうかということ、それから、その比率というのはどの程度の比率なんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） では、御質問にお答えをいたします。

最初に、事業に要した市の人員及び人件費、事業に対する人件費の比率の積算の方法について説明をさせていただきます。

市の人員につきましては、各事業の担当職員及び財務職員など大まかな人員量を今回概算で計算したものでございます。人件費につきましては、市の人員に平成19年度の一般職員の1人当たりの人件費を乗じたものでございます。人件費の比率につきましては、人件費を事業費と人件費の合計で除した割合でございます。

地震防災マップ作成577万5,000円につきましては、事業に要した市の人員は0.06人、人件費は39万4,474円、事業費に対する人件費の比率は6%でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） この防災マップをつくるのに0.06人ということで、いわゆる給与的に見ると、1年間でおよそ39万、40万円弱ですね。防災マップをつくるのに事業費は577万5,000円だったけど、職員のほうは約40万円くらいかかったかなというところでしたね。私は、人件費が多いからどう、少ないからどうという観点は持っていませんけれども、やはり自治体は、1つずつの仕事について、職員の人件費というのは別のところから出るのでなかなか把握しないという習慣というか、そういう形ですと行ってきたわけですね。しかし、最近、そのあたりを認識しなさいという考え方も提唱されていて、私は今回その観点でお尋ねしています。

今、0.06人の約40万円という年間の人件費でしたけど、では、交通費はどうだったんですかね。その職員はここにいて、常にコンサルのほう、あるいは作成者のほう、印刷所から来てもらったのか、説明に、あるいは調査に出向くといった費用、交通費的なもの、そういったものは出ているんでしょうか。出ていれば、おおよそ、直感でいいですが、今初めてお聞きしますから、大体どれくらいかなということ、そこをお聞きしたい。

それから、もう一つですが、今回防災マップ作成ということで、私はコンサルという言葉を使っていますが、通常こういった事業というのは日本じゅうほとんどどこでもコンサルに委託するわけですね。もちろん自治体が、職員が独自につくるところも最近は増えつつありますけれども、コンサルが多い。コンサルというのは、あちこちの自治体で同じものを請け負ってくる。だから、個別データは自治体によって違うけれど

も、立論や結論など、ほとんどパターンはソフトの中に入っていて、そこに数字を当て込むだけ、言葉を入れるだけということが多いわけですが、そうすると、そういう観点から、この577万5,000円というのは本当に適正なのかなということも検討する必要があると思うんですね。そういった観点で、この防災マップの作成は実質随契ではなかったのかなということが1つ問われますが、その点、どうお考えですか。

それと、今後のこともあります。基盤整備というのは、都市計画とか、いろいろなこういう計画立案が多いところですから、もっと発注や仕様の段階で抑えられるような方法を考える必要があるのではないかと。この防災マップ577万5,000円を見ていて、一般的なコンサルの業務のパターンを見ますともっと抑えることができる発注の仕方があるのではないかとということが想像されるんですが、その点についての部長のお考えはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

まず、交通費に関してでございますけども、職員が出かけたということはございません。業者が市のほうへ出向いて行っておりますので、交通費に関しましては経費はございません。

次に、防災マップの作成につきまして、コンサルに委託をして、パターンは同じようなものであるので、この577万5,000円というのが額的に適正かどうかというような御質問でございますけども、この地震防災マップ作成事業につきましては、県の補助金を2分の1受けて行っております。したがって、県の仕様に基づいて積算をして、随契ではなくして、こちらから指名競争で実績のある業者を指名いたしまして入札で行っておりますので、問題はないと思っております。

今後におきましても、業務内容につきましては当然よく把握する必要がございますし、こういったものの仕様書というのもございますので、そういったものに基づいて、業務内容につきましてはよく精査をして発注をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今のお答えで、県の2分の1補助ということでした。それはいいとして、2分の1は山県市なんですが、じゃ、2分の1山県市というときに、県の仕様でやったからいいんだという答弁でしたけど、2分の1山県市の仕様もあってしかるべきなんですよ、2分の1出るわけですから。逆に、防災マップという、多分個別ばらばらでは非常に使いにくいということは当然わかりますから、県の統一した一定の様

式が必要であろうということも想定はされます。それは、半分はいいとして、半分はやっぱりそこに山県市仕様がくっついてしかるべきだと思うんですよ、県はそんなことは禁止しないわけですからね。そういったように、県から半分補助をもらったから全部県の仕様でいきますというんじゃないくて、やっぱり市は、これだけ出すならこれだけの意見を盛り込む余地があるんだからという、言葉で言えば柔軟あるいは積極的な発想を持ってほしいなということをお聞きしたんですが、2分の1市だから2分の1山県市を入れてもいいんじゃないかということについてお考えをお聞きしたいということですね。そもそも最初の、お聞きした、発注や今後については考えていただけるようなので、ぜひ、従来のパターンじゃなくて独自のものを盛り込んで、いいもの、経費は安くという観点をに入れてほしい。

お聞きしたいんですが、もう一つ、十分なメリット、これをつくって、もちろん実際に役に立つのは災害のときですから目に見えるメリットはないけれども、このでき上がったものを見て本当に役に立ちそうかなというところなんですよ、とりあえずは。行政の皆さんはこれでよさそうだったのか、それから、市民の反応は、ああ、これはいいと思ったという声なのか、これじゃちょっとという声なのか、そのあたりは担当としてはどのように受けとめておられるでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

2分の1県の補助金を受けておるので県の仕様で行っておるということについて、県の仕様と言いましたけども、2分の1は市の仕様という部分があるので、市の意見を取り入れてというようなお話でございますけども、やはり根本的には基準がございますので、もし安くするのがそれなりの理由、高くするのがそれなりの根本的な理由、これが明確でないと、なかなかその金額というのは変えられないと思います。それで、先ほども答弁させていただいたのは、この業務の内容につきまして、基準となるのはやはりその単価、いろいろな単価があるんですけども、そういったものが基準となるんですけども、考慮できる部分があればまた私のほうもそういった点について考慮していきたいということを申し上げたということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、この地震ハザードマップ、これに関しましては、市民の声とかそういったものについてはまだ特に把握はしていないんですけども、やはり地震が起きたときのいろいろな、こういったものを配布することによって防災意識を高揚させる、こういった点で大きな効果があるのではないかとということで作成をして配布をしておるわけなんですけども、いろいろな御意見についてはまだいただいておりませんので、またいろいろ

な機会をとらえ、皆さんの意見を拝聴し、また、今後のこういったものの作成について参考にしてまた進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に、決算書及び附属書本体のほうの97ページです。ここは農業関係というところで、ここの右側、97ページの備考欄のところで行きますと、上から6つ目ぐらい、農業婦人クラブ連合会補助金6万円というふうに説明があります。この事業についてお聞きしたいわけですが、先ほどの基盤整備部長にもお聞きした趣旨と一緒にすけれども、この事業をするに当たって、市の職員、その人員の数、それから人件費的な部分はどのようでしょうか。それから、その事業費に対する比率、これはどのようでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

最初に、市の人員、人件費及び人件費の比率の積算方法につきましては、さきの基盤整備部長の説明のとおりでございます。

まず、事業に要した市の人員は、農林課の職員1名で、年間で0.03人でございます。人件費の額は21万3,480円です。そして、事業費に対します人件費の比率は78.06%でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほど、基盤整備部長の防災マップは人件費は6%だったと。事業費プラス市の職員の人件費を全体、分母としたときに6%だということでしたが、今、この事業については、産業経済部長の答えは78.06%ということで、相対的に、もちろん6万円の補助事業ですから当然ですけど、市の職員のかかわりが大きいというふうにとれますが、そのあたりについて、その数字を見て、部長の感想、どう思うかというところはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

この農業婦人クラブ連合会の補助金に関しましてでございますが、これはまた別名山県アグリ女性の会と申しまして、山県市内の女性の活動グループ、8つのグループがこれをつくっております。地域で行きますと美山が一番多くのグループを擁しております、青波、葛原、クロッカス、深山、さくら工房、徳永と6つございますし、伊自良は伊自良みそというグループが活動しております。高富は若葉グループというので、会員

がおおむね80名みえます。現在、このクラブの会長は、美山の柿野の石神さんでございます。非常にこのアグリ女性の会は地域の特色を行かした活動をしまして、特に会員相互の情報交換が活発であると。そして、その中で、生産技術とか、そういう知識の習得や普及もします関係上、山県のふるさと栗まつりとか県の農業フェスティバル、そういうものにも会として参加をしているいろいろ頑張っていると。こういうものに職員と一緒に参画して、いろいろな方面で研さんをしたり、いろんなことを習得するというのは、非常にこれからの地域の振興、また、農業の普及にも大きな影響があると思いますから、もっとどんどんどんどん、私としてはそういうのを活発化して広めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 事業費と市の職員の人件費という新しい見方をちょっとしていただきました。そこで、今、補助金というところですね。この決算書の97ページは農業関係の補助金や一部負担金などが幾つも書いてあります。特に農業関係というのは補助金がいまだに多い分野でもありますし、それから、自治体の補助金についての見直し議論もずっとあちこちでされているわけですが、補助金をいつまでも続けてもいいのかという議論が当然出てくるわけですし、最近はもう、3年でやめる、一たん切る、再見直しをするという方法をとるところもあるわけですが、産業経済部としては、補助金が多い部として、例えば今の農業婦人クラブがどうこうじゃないんですよ、基本的に補助金というもののあり方についてどうとらえていくのかというところを、例えば、何年かやってみて、一たんそこは白紙に戻してまた新たに再審査をしていくというようなところも必要かと思うんですが、通常、惰性的に出し続けることが多いという指摘がある補助金の中で一体どういう見直しをしていこうのかなというところが問われます。農業関係の補助金、ここについて今後どういうふうにとらえていくのかお聞きしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

御質問の補助金のとらえ方は非常に難しい面があるかと考えておりますが、例えば山県市の特産品を新しく開発をした、また、その特産品が県内及び周辺の各市町、また、東海地方ですごく評判になるような、そういう商品になるというようなことが想定されたり可能性が見えるということが補助金を出している上での考え方でございますけど、今のところ、私としましては、3年、5年とかというような期間を切るということは考え

ておりませんし、また、山口市だけの補助金ではなくて県の補助金とか国の補助金なども活用の仕方によってはあろうかというふうに考えておりますから、考え方としては、年を切って補助金を削減していくということは余り考えておりません。とにかくにも、山口市のこういうもので、何か今以上のまた新しい特産品、名品がここから生まれないかと、そのようなことのほうの思いのほうが強いのというのが現状でございます。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩をとります。議場の時計11時20分まで。

午前11時05分休憩

午前11時20分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告したとおりですけども、市民環境部長に市の税を徴収する関係業務全般ということでお聞きしたいわけです。山口市は積極的に徴収したいということで、対策室、これもつくっています。決算書本体の3ページとか15ページですね、それから成果説明の23、24のあたりにそういったような事業費だとか成果の説明があるというふうに理解しています。

そこで、先ほど他の部の部長にもお聞きしましたけれども、市の税の徴収という業務全般、個別事業というよりは市の税務全般、あるいは室と言ってもいいんですね、そこに関して、そのために要した市の職員の人員、それに充てた人件費というのはおよそどれくらいでしょうか。それから、その比率ですね。それと、室という特別な枠組みをつくって進めたことの費用対効果というのはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

最初に、市の人員、人件費及び人件費の比率の積算につきましては、さきの基盤整備の説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、事業に要した市の人員、人件費につきましては、人員は徴収対策室7名でございます。人件費は4,981万2,000円でございます。人件費の比率につきましては98.87%です。それから、室をつくった、その費用対効果につきましては、平成18年度に徴収対策室ができて、その差し押さえ実績につきましては、平成18年は51件で614万1,771円、平成19年度につきましては先ほどの274件で3,117万2,899円でございます。そのほかの戸別徴収につきましては2,853万8,000円ほど。それから、先ほども説明しましたように、毎月25日夜間徴収を行っておりますが、平成19年度の窓口の夜間徴収につきましては

は約400件で約450万円の実績がございました。

滞納処分繰り越しの実績につきましては、平成17年度は17.7%、徴収額が3,603万6,000円、それから18年度につきましては19.18%で徴収額4,255万1,000円、それから、平成19年度は27%で徴収額が6,116万円で徴収率が上がっておりますと思います。

徴収対策室をつくっていない平成17年度と平成19年度を比較しますと、徴収人員は3名増となっておりますが、徴収事業の増額は2,141万円に対し、徴収税額は2,412万5,000円の増となり、効果として出ています。徴収対策室としましては、徴収額、差し押さえ実績は確実に上がっており、徴収強化により納税の意識も上がっておりますので、徴収対策室の効果が出ておると思います。また、税の公平性という観点からも効果が出ておると考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 人員が7名で人件費が4,981万2,000円ということでした。事業の特殊性もあるんですが、比率が98.87%ということで、ほとんどが職員の人件費であるということですね。そこは当然わかるわけですが、実際に費用対効果がどうであったかというのが、最終的に、人件費が多い事業であるだけに、そこが問われる、そういう性質があるということがわかります。

そこでお聞きしたいわけですが、従来から3名増にした、人件費が2,141万円増えたけれども二千数百万円増えた。その部分というのは、ちょっとこう、考え方として費用対効果と言えるのかどうかですね。じゃ、極端にいったら、職員は1人で、ただ書類の整理だけしていれば自然に税金が入ってくるか。これは、多くは入ってくるわけですよ。なぜなら法律、条例で定めているからね、税は入ってくるわけです。そこを、足りないところをどれだけカバーして収納できるかということですよ。そこが人件費、いわば人員を増やすことの影響なんですよ。そうすると、わかりやすくは当然徴収率への反映ですが、人件費として3名増やしたこと、あるいは今7名体制ということで、それが率にどのように反映しているのか、ずらずらと数字を並べるのじゃなくて、7名増えたからこれだけの率上がりました、これだけの率下がっていますとか、そこをお聞きしたいということですね。

それから、県との関係でお聞きしようと思っていれば、先ほど別件で1名送っていて効果があったということでしたけど、今、市は7名、県に1名送っているとすると、もう一名プラスされるのかな、7名に入っているのかな、どちらでしょうかということですね。

それと、さらに、県に出しているから、県の広域でやっているから増えたということですが、どの程度貢献したかという数字的な部分、先ほどは別件でお答えがなかったので、県に1人送っている、そのことによってこれくらい効果があると考えているという、いわばそれは新しい広域の評価ですから、そこについて説明をいただきたい。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず、1点目の費用対効果の関係でございますが、先ほども説明しましたように、徴収人員は3名増えて2,141万と徴収額2,415万でございますが、これにつきましては、先ほども答弁しましたように、徴収率のアップということで、夜間徴収も行いますし、年2回、税務職員以外にほかの職員も設けまして徴収率の向上に、アップに努めておるようなところでございます。

それと、あと、3名がいつ増えたということでございますが、これは、平成17年度までは税務課の職員で兼務、兼務でやっていたし、それから、18年度からは徴収対策室ができましたもので、その点で今の増えた点です。

それから、もう一点でございますが、県への派遣でございますが、県へはこれ、19年度に一応1名を派遣しておりますもので、今年度はございませんが、それにつきまして先ほども説明しましたように、現年分につきましては、市民税ですけど、18年は21.8でしたが20年は46.0ということで、この収納率がアップしたことです。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 市の人員7名とは別に1名ということですね。7に入っていないわけですね。じゃ、その1名の件は、19年度は単年度ということで県に派遣したということで、裏返しとして、現在進んでいる今年度は県には派遣していませんよね。そうすると、県のほうは山縣市分についてどうしているのか。市から派遣してもらっていないから市のことは知りませんというふうに進んでいるのか、人員の派遣はないけれども県のほうは広域でやっていますよということなのかという事業の実態。

それから、じゃ、19年はこうだったけど、1名送った。20年度は引いた。20年の見込み。先ほどこれだけ上がりましたという数字、確保できるなら引いていいし、確保できないなら送ったほうがいいのか。どちらがいいのか微妙なところですが、現在状況はどうなんですか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

今年度につきましては、県税事務所がございますので、県税事務所の職員とうちの職員がタイアップして、市県民税につきまして協力的にやっておりますもので、今、19年度に市の職員を県へ1人派遣しましたが、それを下回らないように努力させていただきますのでよろしくお願いします。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、上野欣也君。

1番（上野欣也君） 通告書に基づきまして、御質問を1点させていただきます。

資料のほうは4の2の3、4ページが該当するかと思います。平成19年度の実質公債費比率は13.5%となっております。しかし、これは、実質公債費比率というのは、非常にまだ始まったばかりでなじみが薄くて、市民の理解もわかりにくいのではないかと思います。そこで、地方債残高、205億円強でございますけど、その見方として、これまでの標準財政規模、それで見てもいいと、77億円強でございますけれども、2.66倍というふうになっております。例は余りよくないかもしれませんが、夕張市の財政破綻時の数値等を調べてみますと、これが10倍強になっております。財政分析指標の自主財源の47億円強で比較してみますと4.34倍、さらに、平成19年度の自主財源の市税32億円強で見ますと6.28倍という数字になっております。

そこで、山県市の財政状況をこういった数値でとらえたときに、非常に厳しい緊縮財政をとらざるを得ないというふうに見るのか、地方交付税が減額される中で、他市も同じような数値、標準的な数字だというふうにとらえるのか、その辺の市当局の踏まえをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） お答えいたします。

平成19年度の標準財政規模、おおむね77億円に対する平成19年度末の地方債の残高、205億円ほどでございますが、この割合が2.66倍ということで、高い数値であるかどうかのお尋ねかと思います。

この数値が高くなりますと、毎年返済する起債の償還額が増加することになりまして、財政の硬直化が進む要因ともなります。この19年度の決算で見ますと、起債の償還額、公債費の割合は全体の17.4%を占めておりまして、平成18年度の県下の市の公債費の平均が12.8%でございまして、これに対しまして山県市は14.1%になるわけでございます。他市と比較いたしますと高い数値となっております。

しかし、公債費の中には、毎年地方交付税で補てんされるものも多くございます。例えて申しますと、過疎対策事業債ですとか合併特例債、これは70%でございます。また、

臨時財政対策債ですとか減税補てん債は100%という交付税の算入率の高い有利な起債を活用しての事業を現在まで推進しておりまして、このところ、実質的な負担割合を見ますと、おおむね40%になるということを考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 市民は、財政状況、一層の透明化を求めていると思っています。また、わかりやすい数値で説明していく責任があると思いますので、ぜひまたそういった面で御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

尾関律子君。

4番（尾関律子君） 通告しておりませんが、1つお聞きしたいと思います。

資料の4、歳入歳出の決算書本体のほうですけれども、歳入の中で、49ページから歳入の雑入というのがあるんですが、そちらの中で非常に金額の高いものをちょっとお聞きしたいと思います。

保険料の取り扱いの手数料というのが右のところにあるんですけど、287万ほどあります。その点と、もう一つ、51ページのその他の雑入、こちらのほうは2,151万7,348円というふうに記入があるんですが、すごく大きい金額ですけれども、その内訳はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 49ページの保険料の取り扱いの手数料280万円ほどでございますが、これは、職員が民間の保険会社に入りまして、保険を毎月の給料の支払い分から天引きされることとなります。そのことに対します民間の保険会社からの事務的な経費的な意味合いでの市への徴収の手数料でございます。民間会社2社がございます。

そのほかに、その他の雑入の2,151万7,348円でございますが、大きいものではオータムジャンボ宝くじでございますが、宝くじからの交付金が六百数十万円ほどございます。次に大きいものは施設の管理の負担金でございますけれども、これは、隣にございますデイサービスセンターと美山町の老人福祉センターがございますが、この両施設のいろんな、電気料金ですとか管理費ですとか、一体的に払っておりますので、それに対します、施設を使っております社会福祉協議会からの市への負担金ということで六百数十万

円ございます。

次に大きいものとしたしましては、前々回の市議会議員の選挙ポスターの費用の返還金がございます、これが180万円ほどでございます。そのほか、20万円、30万円ですとか、それから、共済の、事故が起こりますと、その入ってくる金でございますが、これが60万円ほどございまして、それと、その他もろもろでございますけれども、あとは2、30万円のもの30件ほどございます。

以上、大まかな説明をさせていただきました。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今すぐたくさんのお話であるというお話でしたけれども、600万ほどの金額になるものもあるということですので、こういった説明の備考欄には金額の少ないものも記入をされております。こういうところにはある程度金額のものは記入をしていただくとよりわかりやすくなると思いますので、そういう点をお考えいただきたいなということでお話をさせていただいて終わります。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 当然のことでございますので、大きいものは、そして経常的なものにつきましては記入させていただきたいと思います。

それと、もう一点、大きいもので100万円以上のもので1点漏れておりましたけれども、これは美山の青波のコミュニティーセンターの施設の管理料でございますが、これは13年から16年分までの管理料で、裁判で争いまして、その結果勝訴したということで150万円ほどの管理料が入っておりますので。こういった臨時的なものはともかくといたしまして、経常的に毎年入ってくるようなものにつきましては今後この備考欄に掲載させていただきたいと思います。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

小森英明君。

14番（小森英明君） 資料の4の2、65ページですけど、ここの地積事業についてですけど、500万円ちょっとあるわけですけど、この件については時々一般質問などでも出てくるわけですけど、この中で、特定財源の県支出金352万5,000円というのがありますけど、これは約70%ぐらいなんですけど、18年も17年度も、この中では国庫支出金もあるわけなんですけど、19年度については国庫支出金というのはないわけなのかどうか、その点をお聞きいたします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

地積事業の補助でございますけども、国が50%、それから県が25%、それと市が25%、こういった財源内訳となっております。それで、国と県、この50%と25%を足しまして75%、これを県の支出金として県から受けるという形になっておりますので、この352万5,000円の中には国の補助金も含まれておるといふことでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（藤根圓六君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうすると、19年度については、県の支出金の中に、国の支出金、国庫支出金、これも入っているといふことで、わかりました。

それで、この地積事業については、以前新聞か何かで見たと思つたんですけど、約100年ぐらいかけて行ふんやというようなふうになつて目にしたことがあるんですけど、山県市は、谷合地区で14年から始めて、そして、おとしですか、順次葛原のほうへ移動しておるわけですけど、一体全体、山県市では、何年までといひますか、何年ぐらいかけてこの地積事業を進める予定なのか、それもお聞きしたいと思ひます。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） この地積事業につきましては、合併前から旧の美山町で進めておりました事業を継続して合併後も行つておるといふような状況でございます。非常に手間のかかる事業でございます、金額的にも余り多く望めないといふような状況でございます、とりあえず今美山地域を行つておるわけなんですけども、この美山地域だけでも、今の見通しとして何年までに完了するのかといふような見通しとしましては、ちょっと年数的には相当先になるであろうといふことで、はっきりしたことはお答えできないような状況でございます。少しずつではあるんですけども、この事業の進捗を図つて、早くまず美山地域のほうを片づけていきたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

議長（藤根圓六君） 小森英明君。

14番（小森英明君） それと、今ちょっと面積的にも、谷合3と書いてあるのは0.16平方キロメートルですか、非常に面積的に毎年少ないわけですけど、これは道路端とか住宅地域だけを行つておる部分なのかどうなんでしょうか。

それと、今後、山間地のほうへも入っていくのかどうかといふことをお聞きします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 今までの実績から申しますと、平成14年度に着手しておるわけなんですけども、19年度までの計が0.71平方キロメートルといふことで、面積的には非常に少ないといふようなことでございますけども、一応今の人員からできる範

困というのも限られてまいりますし、県の補助枠ということもございまして、この程度にとどまっておるということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、今、住宅地、山間地は入っておるかどうかというような御質問でございましたけども、ちょっと暫時休憩をお願ひします。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 地積測量の内容につきまして、宅地、畑、山林、こういったものが含まれておるかどうかということでございますけども、済みませんけども後ほどまたお答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

久保田 均君。

16番（久保田 均君） 済みません、先にお断りをします。質疑の通告を怠りましたので申しわけないと思ひ、1点だけお願ひします。

成果説明書の70ページで桜尾のサイクリングロードなんですが、橋梁の2,500万はわかりますが、上の休憩施設で4,500万円という、おおよそ内訳がわかりましたらお聞きしたいと思ひます。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 桜尾休憩施設整備工事の内容でございますけども、公園整備という形で、市民の方が遊べる広場的に芝生広場のようなもの、それからトイレ、それから駐車場、あずまや、内容的にはこういった内容でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 今お聞きした内容で、要するに、道路に関しては費用は関係ないということで、公園設備だけで4,500万円ということですね。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） そのとおりでございます。

議長（藤根圓六君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第61

号から議第71号までの質疑を終結いたします。

日程第2 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

議長（藤根圓六君） 日程第2、議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について、平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平野 元君） ただいま上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めます。

本件につきましては、平成2年2月に購入いたしました救助工作車の老朽化に伴い更新をするものでございます。入札方法につきましては指名競争入札とし、9月11日に8社の参加によりまして入札を執行しました結果、最低価格入札者である株式会社ウスイ消防と契約金額5,239万5,000円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は5,260万5,000円でございますので、落札率は99.6%、請負率は95.4%でございます。

よろしく御審議賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第3 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第3、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

小森英明君。

14番（小森英明君） この工作車ですけど、自動車メーカーというのはどういうところなのかということと、例えば8社のうち2社が辞退をされたということは、この中にあります5番目の日野自動車というところの、そういうメーカーの車というようなことで、三菱に関係するところが辞退をされたのかなとも思うんですけど、その点と、そうしてから、落札会社を除く7社はすべての会社が本当にこれだけの仕様の車を扱うことができるのかどうかというようなこと、そして、私は、簡単に見たときに、いつも市内の業者をいろいろ利用したらどうやというようなことを言っているわけですけど、そうすると、市内の自動車修理販売会社などもこういう中へ入ってもいいのではないかなとも思うんですけど、そういう点と、こういう特殊な車両というのは、市内の自動車会社などで修理とか車検とか、そういうようなことはできるのかどうかということをお尋

ねします。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） お答えいたします。

車種、どういうのが出たのかということでございますけれども、これは、ウスイ消防さんのほうが5.5トンのダブルキャビンの車種で何がいいかというのは決められますので、日野にするとかふそうにするとか、その他いろんなところというふうにはちょっとまだわかっておりません。

そうしてから、この8社につきましては、特に市内業者の方も十分な能力はございますけれども、それぞれ実績のある業者を選定いたしました。

そうしてから、車自体も、スタンダードでこのようなのがありますというのでなくして、それぞれ消防本部においてほとんどオリジナルというようなことで、普通の市内の自動車屋さんではなかなかできないんじゃないかな、そのように感じております。

また、車検につきましても、車両の普通の一般的な装備品等は除いての車検でございますので、それは可能かと思えます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

影山春男君。

10番（影山春男君） 予定価格というのはどういう規定でこれを出されるのか、これ、ちょっと。

それと、ここに入札で4,990万が5,200万になっておる、ここの差というのはどういう感覚であれか、それだけちょっとお尋ねしたいです。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） お答えいたします。

予定価格は、それぞれ設計段階で価格を出しまして適切な値段を設定したものでございます。それぞれシャーンから装備品等いろいろ蓄積しました価格が予定価格になってくるかと思えます。

その差は、消費税が入っているのと入っていないのと。十分に理解できなくて申しわけございませんでした。そのようになっております。よろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

日程第4 委員会付託

議長（藤根圓六君） 日程第4、委員会付託。

議第61号から議第72号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手許に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第5 請願第1号

議長（藤根圓六君） 日程第5、請願第1号 山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願についてを議題といたします。

本日まで受理いたしました請願は、お手許に配付の請願文書表のとおりであります。

この請願の紹介議員において発言の申し出がありますので、これを許可します。

寺町知正君。

〔発言する者あり〕

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

どうぞ。

12番（寺町知正君） では、請願ということで、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。お手許に請願文書表、それから、2ページ目以降は請願書の本文が1、2ページ、それから、関連資料として、資料1、資料2、資料3、それから資料4というのがあると思いますので、要点を説明いたします。

この山県市議会の9月8日の本会議初日に、自治法関係の改正があったということで、一部議案として関連のものが出ました。これは、地方自治法が6月18日に国において改正されたということに伴って、関連する改正ということです。そのときに私も議場で述べましたけれども、非常に重要な部分を改正課題に山県市議会は取り上げなかったということでもあります。それは、請願書の真ん中あたり、第2番目ですけれども、自治法の100条の12項というところに新しい条文が加わったということですね。それは、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」という新しい規定なんですね。これについて、これは国会の総務委員会提案ということですけど、提案理由ということも明らかにされてい

ますが、これは、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるものとするという趣旨なんですね。同日、総務省からも全国の自治体あるいは議会のほうに向けて通知が出されています。

その要点はといいますと、1つは、議会の活動の中で、充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであるというのが1点目。もう一点目ですが、改正法に基づく協議または調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であることから、会議規則に所要の規定を設けるに当たっては、例えば、協議または調整を行うための場を設ける手続のほか、協議または調整の目的等その内容が明らかになるよう規定することが必要であることという基本的な解釈を国が出して通知しているわけです。

こういったことを受けて全国の議会で検討が進められている。既に定めたところもあります。例えば、下の3番目にも書いてありますけれども、三重県というのは8月12日に既に改正しました。法律は9月1日施行なので、施行からということです。それが請願文書表の続きの資料の2というところですね、最後のところにありますけれども、これは三重県の会議規則がこのように改正されましたということで、条文の修正とともに、左側に表があります、こういった形で会議規則を変えました。会議の名称、代表者会議とか全員協議会とか、1つずつ列記し、目的も明確にし、構成員も明らかにし、招集権者も明らかにしていると。こういった国の考えに沿った基本的な明確化を図るということが既に行われています。

続いて、請願書でも触れている愛知県議会、これは、資料3、その次のページですけど、文書表の最後のところにありますが、愛知県議会は間もなくこれを通すわけですけども、これもやはり条文改正とともに、別表という形で、議会の中に存在する団長会議とか幹事長会議、いろんな名称があります。これは、自治体の議会によってそれぞれ慣例的に名称など違うわけですけど、それぞれの過去にあったいわば本会議、常任委員会、特別委員会、それ以外のものも法定化しようということで、きちっと位置づけるということなんですね。それがされています。岐阜県議会も、県議会事務局にお聞きしましたけど、今度9月18日開会ですか、県議会は、その場で全部通そうという方向だとお聞きしています。

そういった状況の中で、県や市町村の自治体の議会が今その検討を進め、制度を定めているわけですね。ところが、申し上げたように、当初9月8日に行われたこの山県の

市議会は、そのあたりを何ら議論しなかったということでこの請願が出ているというふうに理解します。

請願書の2ページ目ですけど、今回の改正の条文の中で、1つ、会議規則で設けることができるというふうになっているわけですが、この解釈については、消極的に解釈する人は、できるだからしなくてもいいじゃないかというふうに言う人もいますが、法律などの解釈の基本として、できるという規定を自治体の議会の裁量であるというふうにできる、そういった内容のものもあります。例えば費用弁償とか政務調査費ですね。ですから、ここの市議会でも、かつては費用弁償があり、政務調査費があったけど、今はなくしたという、そういう裁量的なものがとれる、できるという解釈。もう一つは、制度そのものを改正するという、今回のように、各議会にある会議は位置づけられるという法律ができたときには、できる規定だから、うちは入れてもいい、入れなくてもいいという裁量はないと考えなければ、法律がおかしくなるわけですね。制度そのものを法律が改正したんだから、そこに合致する会議がある場合はきちっと位置づけざるを得ないと考えるべきですね。そういった意味で山県市議会も早急に検討をする必要があるというふうに説明させていただきます。

請願書の2ページの5には、市議会にはいろんな会議がありますねということやうたって、名称は市民の方が正確に知ることできないし、私自身も、正確な名称とか会の位置づけ、頻繁に行われているか、どの程度かということも知らない部分がありますが、既に存在する会議は位置づけましょうということで検討されるべきだということですね。

従来、公務災害というのは、本会議に行くための議員の通勤とか会議中の仕事。それから委員会でもそうですね。往復、会議中、視察中、その正式なところだけが公務災害というのは当然の考え方です。従来の全員協議会だとか、議会報の委員会だとか、そういったものは任意の会議でしたから公務災害の対象にならなかったわけですね、出勤から帰るまで、その会議中も含めて。それが、公務にするということで、当然公務災害の対象になるという一定の安全というメリットも出てきます。そういったことも考えていったらいいのかなというふうに思います。

もう一点は、国が通知で言うように、やはり説明責任と透明性というのは、これは非常に重要で、そこも配慮すべきというのが今回の趣旨だということですね。例えば、この2ページの5の(2)にあります三重県議会なんかは、既に委員会条例で、委員会はこれを公開すると、もう公開原則ということやうたっているわけですね。この流れは全国に広まっていますので、やはり今回の自治法の根本改正という中で、議会の会議も公開するという原則をやうたってほしいと。それらが請願者の趣旨かというふうに思います。

そこで、請願項目が出ていると思いますが、文書表に整理してありますように、1つは、市議会に関係しているいろいろな会議を、名称や目的、構成員、招集権者、期間などをきちっと位置づけた改正をするということ。会議規則改正ですね。もう一点は、委員会条例、委員会はこれを公開すると改正する、その他関連の会議を公開するという原則、これを確立してほしいと。そういう2点の市民の方の請願趣旨かと思ってここで説明をさせていただきます。

ということで、よろしく願いいたします。

日程第6 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第6、本請願について、紹介議員への質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

谷村松男君。

8番（谷村松男君） それでは、請願の紹介議員である寺町議員に2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、請願趣旨の5というところに、「委員会協議会があってはならないのは当然として、」と、こう書いてありますが、この意図するところの説明をお願いしたいと思います。

次に、地方自治法第100条第14項の政務調査費については、条例の定めるところにより交付することができる、これはできる規定でございますし、同法第203条第3項は費用の弁償を受けることができる、これら条例の制定は任意性があるということでございますし、同法第203条第1項の議員報酬は支給しなければならないとされておりまして、このことから条例の制定が必要であります。それぞれの条文の規定ができる、しなければならないとされているから、それに従って議会で判断すればよいというふうに思います。

今回の改正も、設けることができると、こうされているから、任意性があるのは明らかでございまして、請願では、「「現実に、すでに『場』がある場合」は当然に規定すべきであると解釈されます。」と書かれておりますが、これは解釈の問題であるというふうに思います。私は、会議規則の規定をするにしましても、山口市議会の実態を踏まえまして、どの委員会を対象にするのか、あるいはどんな内容で位置づけするのか、十分な検討を加え、活動範囲の明確化と透明性の高い会議規則にするのが常識ではないかと思ひまして、その辺のことにつきましての紹介議員の考えをお尋ねしたいと思います。よろしく願いします。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 谷村議員から2点あると思います。1つは委員会協議会について、もう一つはできる規定の解釈ということだと思います。

委員会協議会というものについてですけれども、ここで言われている委員会、自治法では本会議と委員会、準じて特別委員会、議会運営委員会も位置づけていますが、そういったものが本会議と委員会というところに自治法上位置づけられてきたというのが過去の考え方ですね。その場合は、委員会についてはきちっと招集するものなどもあったし、法律上の審議内容についても枠組みがあったわけですね。ですから、当時の法律解釈として、そういった会議については、非公式なものはあってはならないと考えられていた。例えば本会議があり、それに対する裏の会議がある。委員会がある、常任委員会がある、特別委員会がある、議会運営委員会がある。それに対して裏の会議はあってはならないと考えられていたんですね。例えば本会議の裏の会議が全員協議会じゃないですね。全員協議会は違うことを検討する。議会のいろんなことを相談するとか、本会議で相談しないことを相談する補助的な議会の中の会議であったんですね。ですから、委員会協議会というのは、委員会は招集権がきちっとあり、手続も会議規則、委員会条例で定められていますが、そういった場合に、委員会協議会という名称をつけて、委員会の裏の会議、法令の適用のない会議をすることはいけないというふうに解釈されました。そういった意味のことを、本来、委員会協議会はあってはならないというふうに整理されているというふうに考えます。

それから、もう一点、できる規定の解釈。確かにそれは解釈の違いであるというふうにおっしゃればすべてそうなりますが、最終的にはそれは裁判所が決めることであろうということになるんでしょうけれども、法律の考え方として、申し上げたように、一つ一つのことをどうするか、それは、する、しない、できる規定の解釈でいいと思うんですが、議会の構造そのものを改正したのが今回の6月18日の自治法改正、自治法に100条12項という、会議があったらそれはきちっと位置づけなさいと、公務にしましょうということだと思っただけですね。ですから、そこを、できると書いてあるから、やってもやらなくてもいいんじゃないか、どうでもいいんじゃないかということではないと思うんですね。

さらに、もう一点、考えを進めていくと、これはこっちに位置づけましょう、これはこっちに位置づけるのをやめましょうという、その場的なランダムな判断もいけないと。趣旨は、やはりきちっと位置づけなさい、議員の公務は枠を決めなさいよという大枠を法律が新たにつくったわけですから、やはり、本会議と常任委員会等委員会とを同じ位置づけに持っていく、議会の関与はそこに持っていくと考えるのが法律の趣旨だという

ふうに考えています。それが解釈の違いと言えれば切りがなくなりますけど、一応そういう立場で説明をさせていただきました。

議長（藤根圓六君） 谷村松男君。

8番（谷村松男君） 今答弁していただきましたが、この委員会協議会というの、やっぱり臨機応変に、やはりそれなりに会議としてもあってしかるべきというふうに思いますので、これがあってはならないという言い方自身が少し私としてはどうかというふうに思うわけでございますが、これも、ある程度の解釈なり、あるいは考え方の違いというふうに言えばそれだけのこともわかりませんが、その辺のところ、ちょっとこう、言い切ってしまうのはどうかというふうに思いますし、もう一つは解釈の問題ですけれども、ただ、できる規定ですので、趣旨的には、これはやる、こういったものを規定するというのは、私自身の考えとしても別に反対するわけではございませんけども、もう少しよく内容を吟味した上で、それなりのきちとした位置づけをしていく、こういったことをしたらどうだというのが私の考えでございますので、その辺も含めてひとつ紹介議員さんも考えていただくとありがたいなと、こんなことを思います。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） できる規定の解釈、それから、委員会協議会のこと、あってもいいんじゃないかということでしたが、確かに、日本の歴史を考えますと、地方議会の中に委員会の協議会というのがあった歴史はあります。そして、それは、自治体の歴史の中で早くなくしたところ、遅くなくしたところはあります。ここ山県市も合併したわけですが、その前後にも、旧合併前の3つの自治体でそれぞれあり方は違っていたと思いますが、例えば旧高富は、もうほとんどそれはなしにしてきたし、先日ちょっと資料を持ってきましたけど、合併してからは、委員会協議会というのは1回だけ当初にあったことがあるということのようでしたけれども、そういう形で、あってもいいんじゃないかではなくて、法律に位置づけたものがあつたら、その裏で法律の適用を逃れて、でも実質は一緒ということはもうやめましょうと。それが透明化だと思うんですね。ですから、そういう進み方をしている時代ですから、委員会協議会だとか、位置づけたものの協議会は別にありますということはないにして、位置づけた場でしっかり議論しましょう、精いっぱい議論しましょう、それが必要な時代。しかも、法律はそこを見て、新たにいろいろな会議を加えましょうとしたんだと、そういうふうに考えていただければ幸いです。

議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） 請願について質問をいたします。

今回の地方自治法の一部を改正する法律の例規整備について解説がなされておりますので、その内容を御報告いたします。

あくまで事実上の会合である全員協議会等の会合について、会議規則に規定することにより正規の議会活動に位置づけることを可能とするものとされております。また、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場合は任意に設ければよいものとされております。したがって、正規の議会活動としての議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行う場の設置を議会が必要と判断しない場合には会議規則の改正は必要ないとされています。請願の中には「当然に規定すべきであると解釈されます。」と書いてありますが、私もただいま述べました解説のとおりと思いますが、紹介議員はこの点をどのように考えられますか、お伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほどと同じできる規定の解釈というところに収れんするかどうかと思いますけれども、議会の構造そのものについての改正だということをも十分考えていただきたい。選択性どうこうということではなくて、議会にそういう、運営について、議会のことについて相談する、話し合う場があれば、協議する場があれば、そこを位置づけましょうという改正なんですよ。だから、どこの自治体がどうこうということじゃなくて、地方自治法がそもそも定める地方議会の構造、あり方、骨格を改正したわけですから、できる規定だということにこだわって何もしないというのは、私は請願者と同じで間違っているというふうに考えています。このままでできる規定だからいいじゃないかといくと、いずれは、もし定めなかった議会はかなり後ろに行くようになる。実際、各地の議会はそういう方向で今進んでいますので、ずっとずっと後におくれた議会になってしまうことは明らかであろうというふうに思います。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

後藤利利君。

11番（後藤利利君） 紹介議員にお尋ねをいたします。

今回の請願項目の2番目について、私の質問であります。

請願者は、委員会条例第18条を、委員会はこれを公開すると改正請願であります。総務省は説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であるとその諸通知に書かれておりますが、私もそのとおりだと思います。山口市議会委員会条例第18条の傍聴の取り扱いについては、委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することが

できると規定されております。現行の委員会はすべて傍聴を許可しておりますので、あえて改正する必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 請願項目2項の公開という部分についてのとらえ方の質問だと思います。

まず、委員会はすべて実態的に公開していますというようなことでの前提での質問だったと思いますが、私はそういうふうには理解していません。少なくとも合併前の旧高富町では、委員会の傍聴を断られた住民の方たちはいた。そういう運用がされていた。もちろん委員長、あるいは実質的に委員会という場もありますが、その判断ですから、認められているケースもあったし、そのほうが多かったということですが、一回でも許可しなかった、断ったということは、これはどんな場合でもそうですけど、ああ、そうなのかと、行ってもだめなのかと思うわけですね。市民の方は、自分の仕事や日程を割いて議会に行ってみようと思う。だから、いつでもどうぞという姿勢があればともかく、いや、来てから私たちは判断しますというルールを持っている限りは、やはり足が向かないというのは、これはもう一般の考え方です。だからこそ、全国の議会は、夜の議会を開こうとか、日曜日やろうとか、公開していこうということを積極的に住民に向けて姿勢を開いているわけですね。ですが、今の問いかけですと、会議規則は、議員はともかく、委員長の許可を得た者がということのままでいいのではないかと、実際に来ていないのではないかとありますが、実際に来て断られた例がある人たちですから、それはいたし方ない、そこを言うのは筋違いであろうと。まず議会が、どなたでもどうぞといって市民に懐を開く、そこから始まるんだらうというふうに私は考えます。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 委員会付託

議長（藤根圓六君） 日程第7、委員会付託。

請願第1号につきましては、会議規則第134条第1項の規定により、議会運営委員会に付託します。

議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

17日は総務文教委員会、19日は産業建設委員会、22日は厚生委員会、25日は議会運営委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、24日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後 0 時22分散会

平成20年 9 月24日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成20年第3回

山県市議会定例会会議録

第3号 9月24日(水曜日)

議事日程 第3号 平成20年9月24日

日程第1 発言の取消し

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 発言の取消し

日程第2 一般質問

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |
| 11番 | 後藤利弘君 | 12番 | 寺町知正君 |
| 13番 | 藤根圓六君 | 14番 | 小森英明君 |
| 15番 | 村瀬伊織君 | 16番 | 久保田均君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 市長 | 平野元君 | 副市長 | 嶋井勉君 |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務部長 | 林宏優君 |
| 市民環境部長 | 松影康司君 | 保健福祉部長 | 笠原秀美君 |
| 産業経済部長 | 土井誠司君 | 基盤整備部長 | 梅田修一君 |
| 教育委員会事務局長 | 恩田健君 | 会計管理者 | 山田利朗君 |
| 消防長 | 上野敏信君 | 総務部次長 | 城戸脇研一君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 船 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 発言の取消し

議長（藤根圓六君） 日程第1、発言の取消し。

後藤利丸君から、会議規則第65条の規定によって、9月16日の請願質疑における発言で、「 」の部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、後藤利丸君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

議会は自由闊達な意見を述べるという権利が与えられておりますけれども、議会人としての発言には今後十分注意してください。

日程第2 一般質問

議長（藤根圓六君） 日程第2、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

10番（影山春男君） 議長のお許しを得ましたので、2つほど質問をいたします。

まず、教育長にお伺いをいたします。

外国語指導助手の委託業務について、最近、先生に対する不祥事が新聞紙上あるいはテレビで報道されている昨今ですが、ある県では、教育委員会による先生の不正合格者を出し、後日、21名もの教員の資格を1年も2年もしてから取り消し、または、退職をした校長、教育関係者の資格資質問題であります。また、あるところでは、体育の先生が無資格で数学を教えていた。

このような問題が多発しております折、文部科学省による教員免許更新制が平成21年4月1日より始まります。この制度は、教員の不正再発防止と再教育を目的として行われるものと言われております。この制度とは、教員免許を更新するには有効期限の2年2カ月前から大学等で開始する30時間の更新講習課程を修了すること。2つ目に、教員

免許更新制は、平成21年4月1日以降取得する教員免許は10年の有効期限が定められておる。3つ目、平成21年3月31日以前に教員免許を取得した方も30時間講習課程の修了が必要である。4つ目、更新講習課程を修了せず期限を経過した場合は教員資格がなくなり、教壇には立てなくなる。

以上のように厳しくうたわれておりますが、このシステムに入る前に、当市、山県市でも先日、平成20年8月6日、山県市内の5小学校で英語指導助手として勤務していたポール・アンソニー・コリンズが万引きをし、岐阜北警察署に事情聴取を受けたと新聞で報道をされました。その折、ニュージーランド国籍の高富在住、ポール・アンソニー・コリンズということで、不法残留という事実もわかったということであります。

ここで質問をいたします。

1つ、山県市では面接及び書類の確認は行ったのか。2つ目、派遣会社の業務委託に対してのみ採用をしたのか。3つ目、書類は、原本か謄本か抄本なのか。4つ目、警察からの通報後、どのような対策をとったのか。5つ目、今後どのように雇用をしていくのか、対策は。以上5点に対して詳細なる答弁を求めます。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えいたします。

まず、業務委託契約に基づき勤務していました外国語指導助手が、8月6日、不法残留等で逮捕されました件につきまして、まことに遺憾に思っておりますのでございます。

それでは、1点目の面接及び書類の確認等につきましては、学校に勤務する前に、教育委員会においても面接を実施しておりました。日本での滞在期間が長く、外国語指導助手としての経験も豊富で、日本語及び日本の文化についての理解があり、また、明朗快活な性格でもあり、山県市の小中学校で勤務できると判断をいたしました。学校での勤務の様子に問題はなく、教職員との関係も良好であったと報告を受けております。

書類につきましては、面接を行うことから、学歴、職歴、趣味、希望等について、そうした書類については確認をいたしました。

滞在ビザ等個人情報にかかわる書類につきましては、個人情報保護法及び労働者派遣法に基づき、業務委託会社において管理することになっていました。業務委託会社が滞在ビザを4月に確認し、採用をいたしました。5月の滞在ビザ更新段階で外国語指導助手が更新を怠り、業務委託会社の担当も確認を怠ってしまいました。私どももそのことを確認することはできませんでした。

2点目の採用につきましては、業務委託会社が外国語指導助手を採用し、指導、研修、管理を行います。業務委託会社からの外国語指導助手の配置に伴い、教育委員会は、1

点目に述べましたように面接を行い、判断をいたしました。平成16年からこうした方法で実績も上げてまいりました。教育委員会としては、学校での勤務内容が適切かどうかについて評価し、不適切な場合は、契約に基づき、外国語指導助手の変更も要求できるものでございました。

3点目につきまして、契約書の原本を保管しております。さきにも述べましたように、個人情報にかかわる書類は業務委託会社において管理しておりました。

4点目につきまして、警察からの通報は、万引きの容疑及び不法滞在の容疑で逮捕したとの電話連絡を受けました。逮捕に至る経緯や今後の措置等については一切わかりませんでした。

翌日、臨時小中学校長会を開催し、外国語指導助手は業務委託契約により教育委員会の責任において配置されたものであることを中心に、事実関係の説明を行いました。児童・生徒の状況や学校の状況を把握している校長の判断に基づいて、心のケアにも努めるよう依頼をいたしました。また、学校を支援していただいている学校評議員、PTA役員へ直接説明するよう校長に依頼をいたしました。

その後、各校長からは、児童・生徒に動揺が見られず、学校を支援していただいている学校評議員、PTA役員からも御理解を得ているとの報告を受けながら進んでおります。

また、業務委託による外国語指導助手であることから、業務委託会社が警察との対応のすべてを行うことになりました。逮捕されました外国語指導助手、業務委託会社の過失につきましては、次のような、業務委託会社が自らの責務をまとめました。該当外国語指導助手の解雇、会社担当者への厳重注意、代表取締役、取締役、監査役の給与減額、当市への6カ月分の契約金の返納等が行われ、適切な処置がとられたと思っております。

こうした対応の中で、業務委託会社からの連絡によりますと、8月29日まで警察に拘留され、名古屋入国管理局にそれ以後身柄が移されたこと、ニュージーランド大使館、母国の母親との連絡をとり続けたこと、万引きの容疑につきましては不起訴の判断がされたこと、不法残留につきましては名古屋入国管理局から滞在許可の申請を行う権利が与えられた等連絡を受けております。

5点目の今後の対応につきましては、小中学校における英語活動や英語学習が、国際理解を深め、国際社会で活躍する児童・生徒を育成するために重要であり、特にネイティブスピーカーとしての外国語指導助手の活動は欠かせないものであると思っております。

教育委員会といたしましては、業務委託会社の管理訪問を実施するとともに、外国語

指導助手の面接の際にビザなどの提示を求めていく等の対策を講じ、今後も小中学校への配置を進めてまいりたいと考えております。

なお、本人の過失とはいえ、学校現場に動揺を与えかねない事案であったことはまことにざんきの念にたえないものでございます。また、国際理解のために学校教育に貢献しているその他の外国語指導助手が心に負った傷というものについても、心を配っていききたいなというふうに思っております。

二度とこのようなことが起こらないよう手だてを講じるとともに、外国語指導助手の国々の日本との友好関係がさらに進展することを念じ、この事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） ただいまの答弁によりますと、1つ目、面接も実施をしておりますが、4月の段階では滞在ビザがあったと。本人が更新を怠り、業務委託業者の担当者が確認を怠ったということである。2つ目、16年度より毎年契約更新をしていた外国人指導助手の採用は、業務委託会社がしていた。そのため、教育委員会は、学校での勤務の内容が適切かどうかの評価のみであると。3つ目の、契約書の正本は保管しているが、ほかは委託会社の保管であり、個人情報に基づくものでわからないということである。4つ目、万引きについては不起訴であり、不法滞在については、名古屋入国管理局の取り計らいにより、滞在許可の申請を行う権利が与えられたということ。5つ目、業務委託会社の過失に対しては適切な対応をした。教育委員会は、今後、業務委託会社への管理訪問を実施するとともに、ビザの提示を求めていくということではありますが、一般市民の方たちは、どうなっているか、どうなんだと、不満が多かったようであります。

いずれにしろ、どの問題に対しても適切な対応がされていたと思い、一安心をいたしました。このような問題に遭遇をして、父兄あるいは子供たちに対するケア的なことはしたのか、必要はなかったのか、再度質問をいたし、今後より以上の御指導をしていただくことを申し述べてこの質問を終わります。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

子供たちの心のケアについての、必要かどうかであったのかということでございますけれども、該当の外国語指導助手が入ってございました学校、5校ございますけれども、その校長には、特に2学期を迎えるに当たりまして、児童の状況を見て、心のケアを含めた指導をするように指示をしてまいりました。8月6日以降、校長からの連絡を受けま

して、子供たちの動揺が見られないということですので、2学期、いわゆる9月1日始業式がございましたけれども、そこで校長から経緯の説明と頑張ろうということをお話ししてもらったというふうに報告を受けております。

私どもとしましては、先ほども申し上げましたように、二度とこうしたことのないように進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 適切なアドバイスを今後怠らないように努力していただいて、この質問を終わります。

2つ目に、基盤整備部長にお尋ねをいたします。

新川河川公園の管理について、8月末からの数日來における雨による鳥羽川、三田又川、新川、石田川等々の川の水量がいつか減るようになり、水災害の危険も少なくなってきたのは大変喜ばしい限りであります。いま一つ、どうしても水の流れが順調にいかないのが新川河川公園であります。

元來、河川公園ということで、住民の方たちがもっと利用できるものと考えておりましたが、どうでしょう、最近のあの川の草の茂み、特に中央河川内は人の丈以上であり、一部には歩道上にまで草に覆われた、肝心の歩道にも歩きにくい箇所も多々あるような状態です。水も、途中、北町の裏あたりでは側溝からはみ出し、思うような水はけはできておりません。また、佐賀橋の下5、60メートルは山県市の管理の地域と認識をしておりますが、河川公園外ということであるのかわかりませんが、その草の茂みは並ではございません。また、その先は、岐阜市側も、溝は埋まり、草は生え茂り、埋まった状態ですが、そういうことも加味できますが、せめて市の地区のみでも思うのです。今まで地区自治会の方々に清掃をしていただいたのですが、限りがあります。今後どのように考えているのか、対策はどのようにしていくのかお伺いをいたします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

まず、新川河川公園の管理についてですが、基本的には県が管理し、公園として整備されている部分については、県と管理協定を結び、市で管理をしています。

除草につきましては、堤防部分については、県から委託を受け、市で除草を行っております。また、公園の歩道部分については、利用者の皆さんの歩行に支障が出ないように市の職員により除草を行っておりますが、回数に限りがございますので、御理解のほどよろしく願いを申し上げます。

次に、水の流れについてですが、石田川からの土砂が導水路に堆積し、水の流れが阻害され、水位が安定していなかったため、県で導水路入り口付近のしゅんせつを随時行っていただき、公園部分の水路につきましては、昨年度、平成19年度にしゅんせつを実施していただきました。

また、石田川からの流入量が少なくなったときでも一定の水位が保てるように、地元自治会等のボランティアにより、土のう等で調整をしていただいております。

なお、佐賀南橋下流につきましては、土砂の堆積は余り確認できませんでした。

先ほどの御質問によりますと、河川公園外の部分の草が生えておるといようなことでございますけども、基本的に河川の河床につきましては、現在除草は行っておりませんので、よろしく願いをいたします。

次に、今後の管理についてですが、河川につきましては、石田川からの導入口の構造変更が困難なため、土砂の堆積が多い箇所での導水路の改修等管理を含め、今年度対応していただけるように県のほうへ要望をいたしております。

除草につきましては、今後も、堤防部分については県で、公園の歩道部分については市の職員で対応をまいります。ただし、公園内の河床部分については現在除草は実施しておりませんので、今後、対応可能な部分については市の職員により対応してまいりたいと考えております。しかし、限りがございますので、地域の皆様の御協力をよろしく願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） ただいまの答弁では、土砂の堆積は確認できなかったとのことでありますが、河川の中央の身の丈ほどの草で見にくくなっております。河川の随所にある5本前後のくいの下は、土砂のたまり場です。また、歩行上困難はないとのことでありますが、中橋上下あたりの草は歩道上に飛び交い、避けて散歩をしなければなりません。きのうあたりは少し歩道上のみ刈り取られておりましたが、今後の課題として、土砂の堆積が多い箇所での導水路の改修等を含めて今年度対応していただけるよう県へ要望するということでありますが、より細かな管理体制で進んでいただくことを申し述べて、私の質問を終わります。

議長（藤根圓六君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

通告順位 2 番 横山哲夫君。

5 番（横山哲夫君） 議長のお許しをいただきましたので、まず、本市のふるさと納税制度への対応について、通告書に従いまして質問をさせていただきます。皆さん御承知のように、平成20年度地方税制改正による大幅な寄附金税制の拡充、いわゆるふるさと納税制度につきましては、さきの定例会において他の議員が質問され、副市長による答弁がありました。そして、本定例会に関連条例案が提出されましたので、改めて質問をさせていただきます。

ふるさと納税の枠組みができたことにより、納税者が選択した自治体に住民税の一部を納税できるという納税者の選択、また、ふるさとの大切さ、自然の恵み等への感謝、そして、納税をしてもらうにふさわしい地域のあり方を考える自治意識の進化等が意義として挙げられるのではないかと思います。既に8月の広報やまがたやホームページでも寄附金の使い道として7つの具体的な事業メニューを掲げながら募集案内をされておるところであります。

以上のことを踏まえまして、ふるさと納税制度への対応について、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目として、こうした寄附金を受けてから活用するまでの一連の流れについて本市ではどのようになるのか。2点目として、この制度の今後の啓発予定等について。3点目として、寄附する場合の注意点としてどのようなことが考えられるのか。以上、総務部長の御所見をお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の寄附金の受け入れから活用までの流れについてでございますが、基本的な流れにつきまして御説明をさせていただきます。

山県市をふるさととして大切に思って御寄附をいただける方には、まず、寄附したい旨を市役所の総務部の総務課まで申し出ていただきます。そして、市役所といたしましては、その方へ寄附金申込書を送付させていただきますので、そこに寄附金の使い道の御希望や公表の可否等を御記入いただいた上で返送をしていただきます。これが最初の手続の基本的な流れでございます。

次に、その後は、市役所が送付する納入通知書に基づいて納入していただき、その際に、領収書をもとに翌年確定申告をしていただくこととなります。そうしますと、御寄附いただいた年の所得税の一部が還付され、御寄附いただいた翌年の住民税が減額とな

るものでございます。この場合、5,000円を超える寄附金につきましては、5,000円を超える部分について、およそ個人の住民税の1割の額までは所得税と個人住民税をあわせまして全額控除されるものでございます。

他方、市といたしましては、基本的には翌年度以降の事業についての資金とさせていただくこととなりますが、こうした寄附金の使途の透明性を高め、寄附者の意向を反映した施策を推進するため、本定例会におきまして、山県市税条例を改正する条例の上程にあわせて山県市ふるさと応援寄附金条例と山県市ふるさと応援基金条例を上程させていただいておるところでもございます。この条例が議決されますと、寄附金は一たん基金に積み立て、基本的には当該翌年度に取り崩して活用をさせていただくということになります。そして、寄附の実績と使い道の実績の概要を取りまとめたものを寄附者へ送付するとともに、広報及びホームページ等で公表していきたいと考えております。

次に、2点目の本市での推進体制についてでございますが、この周知につきましては、既に8月の広報に概略を掲載し、市のホームページにおいても情報を提供させていただいているところでございます。来月開催されます「ふるさと栗まつり2008」におきましては、本部におきまして、啓発用のチラシを置いて、場合によってはその場で寄附申込書をお渡しできるようなことも考えております。

なお、御寄附いただいた方に対しましては、希望に応じて山県市を紹介するDVD等をお送りしたいと考えておりますが、時折マスコミ等で話題となります地域特産品の配付等につきましては、現在は考えてはおりません。

いずれにいたしましても、この制度は、いつまでも愛されるふるさとづくりを目指すための制度でございますので、一過性のものとせず、制度の啓発等は拡充しながら継続して行っていきたいと考えておりますので、今後におきましても有用な御意見等を拝聴できれば幸いに存するものでございます。

最後に、3点目の寄附する場合の注意点でございますが、先ほど申し上げましたように、まず、寄附金の税額控除を受けるためには確定申告が必要であること、そして、控除を受けられる額には限度額があるということに御留意いただきたいと思います。

こうした点、詳しくは市のホームページをごらんいただいたり、お気軽に市役所までお問い合わせいただければ幸いです。

なお、そもそも、公序良俗に反して公費支出できないような使い道の御寄附は受け取ることにはできません。また、自ら特定の個人の方のみに特別の利益が及ぶような寄附金もお受けできない場合もございます。しかし、山県市がいつまでも愛されるふるさとづくりをするために必要な資金につきましては、多くの関係者の方からの寄附金を期待し

ておりますので、そのための啓発活動を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ふるさと納税制度の対応について、ただいま納税者及び被納税者の立場から詳しくお答えをいただきました。

財政を健全化する方策の1つとして、このふるさと納税制度が山県市にとっても大きなチャンスと考えます。そこで私なりに考えてみました。いろいろな勉強会等でわかったことではありますが、山県市の住民は山県市へ寄附を、また、他市町村の方も山県市へ寄附していただくのが、山県市にとって大きなメリットであるということでもあります。ということは、いかに市内住民の方から寄附の流出を防ぐか、他市町村の方からいかに多く寄附をいただくかを考えることが大切ではないかと思えます。残念ながら私たち議員は寄附はだめだということを聞いております。寄附を待つのではなく、積極的にアピール活動をし、理解を得ながら寄附をしていただくことが必要不可欠と考えます。

そこで、市内出身の著名な方は全国に大勢いらっしゃると思いますが、そういった方にダイレクトメール等で理解を得ることも必要と考えます。そんなことが法律上できるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

ただいまの議員の御発言のように積極的な宣伝活動は大変有用であると考えております。しかし、市内出身の著名な方のあて名情報等を能動的に収集することは、現実的には困難でございます。そこで、市外の方に向けましては、ホームページ等による啓発を主体としていきたいと考えておるところでございます。

なお、そうした方々にダイレクトメール等をお送りすることは、それが単発的であったり、電子文書であったり、また、紙の文書であったり、そのこと自体が法律上で違法となるものではないと考えております。そこで、そうした情報を合法的に入手できた場合には、適正な手続のもとに活用させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 法律上できるものの、個人情報保護等で実際には難しいということですので、市外の方はホームページ等、また、いろんな会、同窓会であった

り、いろんな会合で私たちも宣伝に協力をしていくことが大事ではないかというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

歳入増の方策について、新しい提案を踏まえながら質問をさせていただきます。

市税の徴収は、平成18年4月から徴収対策室を設置され、徴収対策に取り組んでおられます。以後、かなりの実績を残されていると思います。私も、平成18年12月の定例会で滞納整理について一般質問をし、徴収状況などをお聞きしたところであります。そこで、市民負担の公平性を確保する上から、より一層の適正な徴収事務に努めていただくことは当然であります。納める側の立場に立って、より納めやすい方策を積極的に取り入れるべきだと考えます。

さて、山県市の市税納付状況を見てみますと、平成19年度の収納率が90.6%でありました。ここ数年は90%を挟んで上下しているのが現状であります。ただ、現年度に限って見ますと、個人市民税においても98.1%の収納率があります。この収納率を上げるポイントは、いかに納期限内に納付していただくかが決め手になるものと考えます。そのためには、さらに納付しやすい環境づくりに行政としても意を注いでいただきたいと思います。

現在、市民が税金を納めるには、市役所や金融機関の窓口で納める方法と口座振替で自動的に引き落とされる方法があります。平成19年度では、納税義務者の52%が口座振替を利用されております。年々微増傾向にあると聞いております。そこで、さらに市民の利便性を高め、さらに納税しやすい環境づくりのために、コンビニエンスストアでの納付を可能にしてはどうかと考えます。

ホームページ等で調べてみますと、既に、岐阜市、関市、各務原市、美濃加茂市、池田町など、県内9市町で、市町民税、県民税、固定資産税、軽自動車税等がコンビニエンスストアでの納税が可能となっております。現在、電気、ガス、電話料金などの公共料金の支払いがコンビニエンスストアで可能となっております。もはやコンビニの利用は市民にとって便利な日常の風景であります。市民の利便性の向上が多少とも納付率の向上につながるものと考えますが、いかがでしょうか。市民環境部長の御所見をお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

現在、市税や国民健康保険税などの公金の収納につきましては、納付書による直接金融機関で納付する方法と口座振替の引き落としによる方法で収納しています。しかし、

近年、IT技術の進展とともに公金収納をめぐる環境は大きく変化しており、関係法令の改正にあわせてコンビニ収納を導入する地方自治体が増えてきております。

この収納方法では、土曜日、日曜日を含め、24時間納付が可能ということと、特に現代社会におきましては、コンビニエンスストアといった市民にとって大変便利な場所で納付ができることで市民サービスの向上につながるものと認識しております。一方、既にコンビニ収納導入市において、コンビニ収納前が65%だった軽自動車税の納期内納付率が72%と7ポイント程度上昇した旨を聞いております。

しかし、コンビニ収納には幾つかの制約がございます。

1 つにつきまして、取扱手数料が、現在の指定金融機関の口座振替では1件当たり10円程度の手数料でございましたが、コンビニ収納では1件当たり、取扱手数料が60円程度かかります。また、国民健康保険税や介護保険料などでは、納付回数が多い分だけ手数料が多くかかります。

2 つ目に、新たなシステム開発や帳票の変更などで初期費用に100万円程度必要であると聞いております。

3 つ目には、市の入金につきまして、現在の金融機関では納付後3日程度で入金されましたが、コンビニ収納では最低7日以上を要します。

4 つ目には、コンビニ収納の取扱金額が、30万円と上限が設けられていることなどがあります。

しかしながら、時代の要請からもコンビニ収納の導入は必要と考えているところでございます。したがって、庁内の収納関係部署で公金収納システム専門部会を立ち上げまして、新たな収納方法などについて関係部署で諸問題の整理調整を行い、協議を重ねていく必要があると考えております。

議員御発言のとおり、市民にとって納めやすい納税体制をつくることは大変大切なことでございますので、今後、既にコンビニ収納を導入した市の状況を調査し、納期内納付の向上にどの程度寄与するかなど、その費用対効果を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 導入までには幾つかの問題点をクリアしなければなりません。今後、導入について検討をしていかれるということですが、現在、早期に税金を納付していただくために口座振替で自動的に引き落とされる方法がありますが、そこで、私は、これにかわる納税者のメリットとして、クレジットカードでの納付も可能にすべきでは

ないかと考えます。

現在活発に行われておりますインターネットでの商取引において、クレジットカードでの決済が主流となっており、さきのコンビニ同様、日常風景の一こまになった感があります。そして、何よりも、クレジットカードを利用しますと、私たちもいろいろ感じます。クレジットカード会社から利用者にポイントがついてきます。すなわち、税金を納めれば、そのポイントで食事や旅行を楽しめると。また、さまざまな景品を手にするというようなことができるようになるわけであります。納税者のメリットも大きく、収納率のアップにもつながるものと考えます。

また、山縣市側のメリットとしても、契約者からは確実な収納が可能になります。例えば、現在の口座振替ですと、通帳残高が不足しているときは引き落とすことができません。しかし、クレジット会社が間に入ることにより、カード会社が山縣市に全額を払ってくれますので、このような問題は発生しないわけであります。督促手続にしても、カード会社が行いますので、これに伴う事務量の軽減にも寄与することとなります。そのような観点から、メリットは大きいものと思われれます。

ところで、これを法律上見てみますと、地方税法第20条の6において、「地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。」とあります。クレジットカードの導入は、こういう点からも可能ではないかと考えます。この点についても市民環境部長のお考えを再度お聞きします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

クレジットカードでの市民税納付は、収納方法の拡大や納税者の利便性の観点から有意義なものと考えております。クレジットカードでの公金収納は、納税者の選択の幅を広げ、利便性の向上につながるができることから、平成18年の地方自治法の改正で整備されたところでございます。クレジットカードによる納付は、インターネットを利用して24時間決済ができるなどの利便性が高く、納付事務の手続の電子化やカード会社による立てかえ払いなど、収納事務の効率化につながるものと考えております。一方、手数料が他の納付手段に比べ、負担が大きくなるなどの課題もございます。

クレジットカードによる納付は、市民の関心も高く、利便性の高い手段と考えておりますので、コスト面など導入市の状況を調査し、先ほどお答えしました公金収納システム専門部会において調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） いずれにしましても、財政の厳しい状況には変わりありません。コンビニエンスストアやクレジットカードの各種税金が納入できるよう、納税者の立場に立って今後も努力を重ねていただきたいと存じます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。
議長（藤根圓六君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分まで暫時休憩をいたします。

午前10時49分休憩

午前11時10分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位3番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、地震災害、家具転倒などの予防推進の計画についてをお尋ねいたします。

東海地震、東南海地震が発生する確率が、年々といいますが、刻々といいますが、近づいていると言われておりますし、いつ起きても不思議ではないという状況だとも言われております。宮城県の北部地震や能登半島の地震など、過去5年間に起きた震災を見ますと、負傷者の3割から5割が家具の転倒、落下による負傷ということになっております。自然災害は防ぐことはできませんが、予防対策をすることによって被害を最小限に抑制することは可能と言われております。大切な命や財産を守ることから、震災後の対応もとても重要なことでもあります。あわせて、家具の転倒防止などを含めた事前の対策をすることによって、人的被害を抑制する意味からも必要不可欠だと思います。比較的経費がかからなくて、命にかかわる、そういう被害を抑制する1つの方法として、家具類の転倒防止策が今大きく取りざたされているところであります。

山口市は、70歳以上の高齢世帯が815世帯ある。中でもひとり暮らしの世帯が440世帯、54%と多いことから、特に無防備である寝室にいる時間が1日の3分の1とも言われております。地震による家具の転倒に大きな被害が出ることを心配するところがございます。日常生活を安全に安心して暮らすためには、各家庭において家具類の転倒防止を初めとする事前の防災対策が重要と考えます。

よって、次の2点についてお尋ねをいたします。

1点目、震災に対して事前の防災対策はどうなっているのか。2点目、高齢者世帯などの対応策について市の方針をお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 地震災害、家具の転倒等予防推進の計画の御質問にお答えをさせていただきます。

地震が起きる前の防災対策といたしまして、本市が現在対応しております事業を紹介させていただきますと、全国瞬時警報システムによる地震発生前の緊急通報、地震防災マップによる危険度の認知、住宅対策として、木造住宅の無料耐震診断事業と耐震補強工事費補助事業の推進、自主防災組織の育成強化などがございます。

この全国瞬時警報システムにつきましては、入札が完了し、構築に向けて作業にかかったところでございます。今年度中には稼働をいたします。

地震防災マップは全戸に配布させていただいておりますので、地震が発生した場合の危険の度合いと住宅の耐震補強の重要性をいま一度御確認いただきたいと思います。

木造住宅の無料耐震診断事業は、20年度から申請に基づき無料で診断を行っております。有線テレビ、広報やまがた、ホームページにて積極的に啓発を行いました結果、19年度の実績4件に対しまして、20年度は、この8月末現在、20件の申請を受けております。

また、耐震補強工事費補助事業につきましても、19年度実績ゼロでございましたが、20年度は、8月末現在、2件の申請がございました。市民の皆様の耐震診断、補強工事に対する関心が増しているものと感じております。

今後も一層市民の皆様には周知し、無料耐震診断事業、耐震補強事業、耐震補強工事費補助事業を積極的に進め、地震が起きる前の防災対策に取り組んでまいります。

次に、自主防災組織の育成強化につきましても、広報やまがた8月号にて、自主防災組織の再点検、自主防災会の訓練メニュー、先進事例、避難所一覧を紹介させていただきました。8月31日に東海地震を想定いたしました総合防災訓練を実施した結果、効果もありまして、9月に入りまして、自主的な訓練を実施されたり、防災に対する再確認を行う自主防災会が増えていますが、やはり各家庭で防災意識を高めていただくことが最も重要な防災対策であると考えております。

また、この機会でございますので、1点周知、御案内をさせていただきますと、先般のゲリラ的な集中豪雨では各地に甚大な被害を及ぼしましたが、一方で、市民への情報の伝達や避難勧告などに対する自治体の対応が遅いといった批判も報道されております。

昨年の11月から、集中豪雨などにより斜面の地盤が緩み土砂崩壊の危険が高まった場合に、気象庁と岐阜県から土砂災害警報情報が発表されることになりました。この土砂災害警報情報が発表された場合には、昼夜を問わず、屋内受信機、屋外の拡声器の両方

で危険情報を放送し警戒を呼びかけますので、特に深夜における放送には御理解をいただくようお願いいたしますとともに、気象情報には特に注意を払っていただき、身の安全確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、2点目の高齢者世帯家具の転倒防止対策につきましては、保健福祉部長から御説明を申し上げます。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

高齢者世帯などの対応については、近年発生した大規模災害での犠牲者の半数が、援護等が必要な障害者や高齢者などであったことから、当市におきましても、災害時要援護者台帳登録事業を実施しております。

これは、高齢者世帯や障害者など要援護者の方々の御希望により台帳登録し、自治会長、民生委員、児童委員、消防署、警察署、行政が登録情報を共有し、日ごろからの見守り活動を行いながら、災害時の安否確認等支援体制を協働により進めている事業です。

また、議員御指摘のとおり、地震による負傷原因で最も多いのは家具類の転倒や落下によるものと言われており、これらの予防対策を進めていかなければなりません。寝室や居間に家具を置かない、倒れても安全な配置を考える、転倒防止措置などを行うなどの防災知識の普及啓発活動が最も重要であると考えておりますが、こうした対応ができにくい高齢者世帯などに対しては必要な支援を行っていきたいと考えております。

具体的な内容につきましては、今後、関係機関の方々と協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） ただいまの答弁で、山口市が、想定されますさまざまな災害に対応する事前防災対策に力を注いでおられるということはおうかがいすることができますし、評価するところでございます。行政が担当する公助の 公のところですね 面は、計画どおりに推進していきます。やはり、先ほど話がありましたように、各家庭で防災意識を高めていくことが最も重要な防災対策であるということは全く同感であります。

特に各家庭における災害対策の中で、家具類の固定は命にかかわる人的被害を抑制する有効な方法として実証をされています。先ほども申しましたように、本市は急速な高齢化が進む状況の中、高齢者などにとって事前対策が必要とわかっていながら思うようにできないのが現状であります。そこで、取りつけ支援を含めた積極的な対応が求められるわけでございます。家具の転倒防止サポート事業などが重要になると考えます。

この事業は、防災対策における技術面や専門知識の習得に取り組まれております山県市の、この3月に発足されましたNPO法人山県市災害ボランティア・サポートセンターなど、市内の関連団体の支援を受ける考えがあるのかを福祉部長に再度質問させていただきます。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、市と社会福祉協議会が多くの市民の参画を得ながら、平成18年、19年度において地域福祉推進計画を策定しました。この計画の中でこうした防災対策の項目が掲げられ、主に市民と行政の協働で取り組み始めたところでございます。特に高齢者に対する防災知識の普及啓発活動、家具転倒防止等の予防を推進していくには、自治会長、民生委員、児童委員の方々、NPO法人山県市防災ボランティア・サポートセンター等の関係団体の方々の御理解、御支援は大変重要なものであると考えております。市にいたしましても、御支援いただける関係団体等の方々と協議の上、協働による防災への取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 前向きに取り組んでいただけるということでございます。こうした取り組みは、先ほども話がありましたが、ことしからスタートをしますふるさと応援寄附金制度においても、やはり、遠く離れてふるさとを思い、高齢者の親が安全で安心して楽しく暮らせることを願い、そういうものにこたえる窓口として設けられることもあると思います。この事業は関心と注目を受けるものと思っておりますし、担当部署のやる気と意気込みに大いに期待をし、次の質問に移らせていただきます。

次に、2番目でございますが、基盤整備部長にお尋ねをいたします。

伊自良川の河川管理道路の整備についてでございます。

旧伊自良村の当時から、伊自良川の河川管理道路は随時舗装整備を行っていただいておりますが、ここは、小中学生の通学路、サイクリングロード等の位置づけもしております。現在、一部の区間において未整備の部分があり、十分な事業効果が発揮されていない状況であります。ことし5月に、念願の平井坂トンネルが開通をいたしました。おかげで自動車の通行量が増加し、活気がよみがえってきておりますが、反面、主要道路における歩道も未整備であります。歩行者の安全面での不安の声を多く聞くようにもなりました。河川の管理道路を安全・安心な歩行者の憩いの道として整備を

強力に推進していただきたいと思いますというわけであります。これは地域住民の強い要望でもあります。よって、次の2点、質問をいたします。

1点目、本計画に占める未整備区間の箇所の数及びその区間の占める割合。2点目、県に対して、未整備区間整備要望には、地域事情、事業効果などを熟慮されて順位を定めて要望されているのか。市のお考えをお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

伊自良川の河川管理道路につきましては、旧伊自良村当時から、小中学生の通学道路あるいはサイクリングロードとしての位置づけのもと、県へ要望し、舗装整備を進めてまいりましたが、当道路は、基本的に、県が管理する一級河川伊自良川の河川管理道路でございます。

現状としましては、一部普通河川の合流地点がある箇所につきまして、管理道路が寸断され未整備となっており、このほかにも舗装が未整備となっている箇所があることから、平成19年度も、県に対し舗装整備を求める要望書を提出いたしております。

それでは、まず、第1点目の御質問についてですが、本計画の区間数につきましては、伊自良川の右岸、左岸をつなぐ各橋梁間を1区間とみなしますと、全体で15区間となります。そのうち、普通河川の合流地点等により舗装が未整備となっております区間が6区間で、全体の計画延長中、未整備の延長割合は約24%でございます。

次に、2点目の御質問についてですが、先ほどもお答えしましたとおり、一級河川伊自良川の河川管理道路の未整備区間につきましては、昨年度も、県に対し舗装整備を要望しております。しかし、現在の県の財政が厳しくなっており、河川整備の場合、住民の生命財産を守るという観点から、洪水時の災害防止等治水対策を優先した要望順位といたしております。

伊自良川の河川管理道路の舗装に関する現在の状況としましては、小中学校の登下校の状況に応じまして、平井の前出橋から掛の山王橋までの区間について事業を推進いたしております。

今後におきましても、市民が安全・安心して歩行できます伊自良川の河川管理道路の舗装整備につきまして、県に対し要望をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 伊自良川の河川管理道路は、順次整備を進めていただいているところであることは理解いたしますが、未整備区間が15区間のうちで6カ所ある。その

示す割合は24%ということを知っています。なかなかすべてをお願いすることは無理だと思っておりますが、再質問を市長にお尋ねいたします。

今期完成する鳥羽川のサイクリングロードの規模は、工事費が約5億円強とも聞いております。四国山公園を出発して鳥羽川を一周すると7キロのコースができ、穏やかな農村風景を満喫でき、安全で安心なロードとして市民に親しまれることを期待するものであります。

ただいま質問しております伊自良川管理道路の未整備区間、6カ所がある中で、最も待ち望んでおられるのが、栄橋から大岡橋の左岸約400メートルを整備することで、鳥羽川ロード同様に、サイクリングロードなど、位置づけに加え、中学生の通学路にも重要な道となります。約400メートル整備することで、本市が位置づけております文化ゾーンを中心に、1周5キロの安全・安心な歩行者の憩いの道ともなり、事業効果は高く評価されるものであります。

主要地方道の岐阜美山線が開通をし、自動車の通行量が増加しました。どれほど平井坂トンネルを利用したのか、今月12日の金曜日でしたが、朝5時から夜9時半まで、16時間30分の車両通行量を調べてみました。これがこの表でございますが、何とその区間に693台通ったわけでありまして。その639台の方向も調べてみましたが、通りに出てから伊自良中学校のほうへ向かう車両、行き交う車両は75%、出て、右折をし、花咲きホールのほうへ向かう車は25%でありました。ちょうどこの赤い印は、小中学生が登下校に当たる時間でありまして。そういう朝の7時半から8時半に集中しておりますし、午後には4時から6時ごろに集中をしていることがわかりました。

特に伊自良地域は歩道がない地域であります。通行量の多い時間帯は、先ほども申しました登下校時間と重なることや、学童が安全に安心して通学できるよう行政として緊急に安全対策をしなければならないと考えます。

この事業は、本市の理念であります、少ない費用で最大の効果を発揮する事業と位置づけて、県への要望順位を上げていただいて、早期の完成をしていただくように地域住民は願うところでございます。市長の考えをお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

まず、今、鳥羽川サイクリングロードについてお触れになりましたので、この事業について概要をちょっと御説明しておきたいと思っております。

鳥羽川のサイクリングロード事業につきましては、四国山香りの森公園から、そういったものの一体的な魅力づけということもあわせて、地域資源の連携によりまして、

「癒し・健康ネットワーク」というようなことも構築して、地域の活力の向上を目的に計画したものでございます。なお、この道路につきましては、県の中学校体育連盟といいますが、中体連のほうからも、中学生の駅伝コースとして非常に意義があるということで強い要請もあったところでございます。

そんな中で、国のまちづくり交付金事業に採択されましたので、そういうものに乗っかってこの事業を推進してきたところでございまして、おおむね本年度をもってこの鳥羽川サイクリングロード事業は完了するものと思っております。皆様方の格別の御利用をお願いしたいというふうに思っております。

そこで、今、議員からお話がありました伊自良川の河川道路の舗装工事につきましては、伊自良川につきましては、河川管理道路ということでございまして、その整備ということは、今お話がありましたように、地域の小中学生の通学路としても非常に大事でございますし、市民全体の利便性も十分講じていく必要があると思っておりますが、鳥羽川サイクリングロードとの性格づけは、そういうことで違っていると御承認願いたいと思います。

今お話ししました、栄橋から大岡橋までの約400メートルの区間の整備についてでございますが、普通河川の合流箇所でもあり、堤防が寸断されているということでもございますので、その辺につきまして、非常に県としましてもいろいろ検討していただいておりますので、いづれにしましても、今、議員からお話がありました、平井坂トンネルの開通により交通量の増加も見込まれますし、循環バスも走らせることになりましたので、ますますあの地域の活性化が図れると思っておりますが、その反面で、児童・生徒、そういった面の安全も十分考慮していく必要があるということは思っておりますので、今後とも、これは県の事業でございますが、県事業として早期に実現するように積極的な働きかけをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とします。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 平野市長は山県市の課題解決に向けて、県に対して多くの案件要望を陳情されていることでございます。岐阜県の財政難は、前任者が箱物をつくり過ぎたということで、今、そのツケが県の財政を圧迫しているという県民の声を聞くことがよくあります。先日、古田知事が県の財政をめぐる課題の中で話されましたことを要約すると、裁量性のある予算をすべてつぎ込んでも財源不足を解消できない状況であると。県の予算は年間約7,600億となっており、向こう10年間、約400億円の予算を削減してい

かないと健全化にはならないというような話でございました。さりとて、はいはいと言っておられないのが山県市の実情だと思います。あの手この手で県に強く陳情を重ねていかなければ実績は出ないのではないかと心配するところでもあります。市長の積極的な行動にあわせて、地元議員として、いつでも市長に同行し陳情を重ねる考えがあることをお伝えして、質問を終わらせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

通告順位 4 番 武藤孝成君。

9 番（武藤孝成君） それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、通告しております保育行政について質問させていただきます。

近年、出生率の低下や核家族化の進行、女性の社会への進出などにより、保育園に対するニーズは多様化しております。本市におきましても、保育事業の充実を目指し、時間外保育の拡充、子育て支援センターの開設など、保育サービス充実に向け積極的に取り組んでいただいているところであります。しかしながら、少子化に歯どめのかからない今、児童の生活環境を整え、児童の健全育成を図るために、保育所の統廃合による適正配置及び市民ニーズに合った保育サービスのさらなる充実が必要不可欠だと考えます。

そこで、1 点目、保育所の統廃合等についてお尋ねします。

本市ホームページに本年の 4 月 22 日現在の市内保育園の現状が掲載されており、これを見ますと、保育園が 10 カ所あり、児童 705 名を保育していただいております。保育を担当される保育士は 83 名、うち 36 人が日々雇用保育士、給食調理員 20 名、うち 9 名が日々雇用調理員で、本年度の予算の保育園費は 6 億 5,270 万 7,000 円計上されており、そのうち日々雇用保育士及び調理員の賃金並びに社会保険料は 1 億 1,552 万 7,000 円が組み立てられています。そして、10 カ所の保育園のうち、児童数 50 人未満の保育園が 6 カ所あります。最小保育園児数は 22 名であります。このような保育園の状況を考えると、統廃合及び民営化することにより、運営費等の削減が図れると思います。

第 2 次山県市行財政改革大綱実施計画の事務事業の再編・整理、廃止・統合の実施項目に保育園の統廃合、また、民間委託等の推進項目に保育園の民営化の検討を平成 19 年度から 21 年度実施予定で計画されておりますが、残すところ 1 年半となりましたが、いまだ方向性が示されておりません。

本年、児童福祉審議会から、保育園のあり方についての答申がされたと聞いておりますが、その内容と今後の保育園のあり方について、どのようにお考えかお尋ねをします。

2 点目に、保育園の建物についてお尋ねをいたします。

保育園は児童にとって家庭に次ぐ生活の場であります。児童の生活環境を整え、少子

化時代の児童の健全育成を願うとの視点に立てば、保育園の施設整備及び耐震補強対策が必要と考えます。

6月の定例会で同僚議員の保育園の耐震計画についての質問に対し、耐震性能をあらわす指標I s値が国土交通省の判断基準である0.6に満たない2園については、早急に改修工事等を実施、耐震化に取り組むと答弁されております。

今般の一般会計補正予算に、高富、富岡の耐震診断等委託料1,429万2,000円が計上されておりますが、高富保育園は本市で一番大きい保育園であります。児童数178名を保育士19名、給食調理員4名の23名の職員で保育していただいております。保育園は昭和45年に建設され37年が経過しております。建設当時と保育園の内容も大きく変わっており、未満児及び障害児保育も多くなっております。園児の低年齢化による施設の改修が必要と思われれます。また、厨房も狭く、遊戯室の空調設備もありません。さらに、壁面コンクリートのひび割れ、給水管の漏水等が見受けられる老朽化している状況ですが、耐震補強だけで全面改築の検討がなされないのか、お尋ねをいたします。

3点目に、高富保育園の駐車場は十数台しか駐車することができず、児童送迎時には保護者の自家用車または自転車等で大混雑します。道路も渋滞する状況で交通事故が心配されます。また、大きな行事で、運動会とか等々行事に際しましても、駐車場がないため道路に駐車され、付近の住宅からも、迷惑をかけている状況が見られます。保護者からの駐車場の確保が必要であるとの声もお聞きしております。市として駐車場の確保はどのように考えておられますか。

以上3点につきまして、保健福祉部長にお尋ねをします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

少子化や核家族の進行、さらに女性の社会進出などにより保護者の就労形態や子育てに対する意識は変化し、また、地域社会の相互扶助的な機能が低下する中、保育園は、地域の総合的子育て支援施設としてその役割は増大しています。

このような状況下、保育の多様なニーズにこたえるため、低年齢児保育や延長保育、一時保育等の特別保育事業を全園で実施しているなど積極的に取り組んでいるところでございます。

本市の保育園の入所状況は、平成20年9月1日現在、総園児数は730名となっております。また、人口分布と同様、園児数も南部に偏り、年々園児数は減少傾向にあります。

こうした状況の中、園児数の減少している保育園の統廃合や、多様なニーズに対応し、より質の高い保育ニーズを提供するために民間活用が課題となってまいりました。その

ため、これらの課題解決に向けて山県市児童福祉審議会に諮問いたしました。

その答申内容につきましては、本市における定住化の促進及び人口流出を防ぐ対策を図ることと、地域の活性化に向けて地域福祉推進計画など積極的に推進することを前提に、統廃合については、保育園及び幼稚園の機能をあわせ持つ総合施設を踏まえ、子供の将来を十分考慮して適正規模の検討を進めていく必要がある。民間活用については、地域間格差や環境変化に呼応した保育園の運営は、施設運営、運営管理のノウハウを持つ社会福祉法人の機能を生かすほうがきめ細かな対応が可能であると答申いただいております。

このようなことから、現在、乾、富波、西武芸小学校の平成22年度の統廃合にあわせて、保育園につきましても、乾、富波、西武芸保育園の統廃合に向けて検討を進めていくところでございます。

次に、2点目の保育園の建物についての御質問ですが、全10園とも20年以上経過しています。そのうち、議員御指摘のとおり、高富保育園と富岡保育園が耐震基準に満たない状況となっています。園児の安全確保のため早急の対応が求められていますが、全面改築については、経費、場所の問題、あわせて民営化等の問題、課題も多くあることから、来年度、耐震補強工事を行うとともに、あわせて現在の保育環境を整えるための改修工事を行う計画をしております。

次に、3点目の高富保育園の駐車場の関係ですが、園児の送迎、職員の駐車場により、朝夕の園児の送迎において大変混雑し、非常に危険な状態になっていることから、保護者の皆さんに交通安全など細心の注意をお願いしているところでございます。

また、昨年11月より、職員の駐車場として、11台分については高富公民館駐車場に移動し、園児の送迎時の交通緩和に努めております。

今後、市街地でもあり、ハード的な対応も難しい状況になっていることから、徒歩による送迎やあんしん歩行エリアの周知を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それでは、再質問をさせていただきます。

保育園の統合については、富波、乾、西武芸保育園の3園を統廃合に向け検討を進めているということですが、その状況と、3園を統廃合することにより、保育士及び調理員の削減人数、それと、その人件費及び施設管理費等の削減額の見込みをお尋ねいたします。

次に、民営化については、答申内容の回答だけでしたが、今後山口市として民営化を実施する考えがあるのかお尋ねをします。

次に、耐震補強工事についてお尋ねしますが、全面改築には財政上問題があるということは十分承知しておりますが、将来の山口市の宝である園児たちの生活の場でありませぬ。小中学校の全面改築を行っていることも考えますと、ぜひとも全面改築が望ましいが、保健福祉部長の見解をお尋ねします。

また、耐震補強工事には数カ月の工事期間がかかると思いますが、それを要すると思うが、その工事期間中、保育園での、保育室での保育が可能なのか。できないときはどのような対応をされるのかお尋ねをします。

次に、高富保育園の駐車場について、職員が高富公民館の駐車場を利用しているとのことですが、それも、今、16台しか駐車できない状況です。園児の、また、職員の安全面から、安全面というのは、職員が、暗くなりましていろいろ問題があったということをお聞きしましたんですが、やっぱり保育園から遠いところということである事故等もありますので、そういった面から、安全面から、近くでの駐車場確保が図れないか。

以上、お尋ねを再度します。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

1点目の保育園の統廃合につきましては、子供たちの将来を考慮しつつ検討していきたいと考えております。

この統廃合の経費等の削減等の見込みですが、臨時職員分として、保育士5人、調理師2人分、この人件費約1,800万円、委託料等の施設管理につきましては約350万と考えております。

2点目の民営化につきましては、保育サービス等の利用者にとっての利点が多いことが必須条件となります。そのため、民営化の手法もいろいろありますので、地域の方々と、御意見を伺いながら地域に適した方法を検討してまいりたいと考えております。

3点目の保育園の全面改築につきましては、厚生労働省の関係の補助金や有意な交付金が見当たらないので現在は考えておりませぬ。

また、耐震補強工事につきましては、耐震結果により工事の方法が決定していませんので具体的にお答えすることはできませんが、いずれにいたしましても保育室の移動等が必要になると思われませぬ。いずれにいたしましても、保育の安全、園児の安全には十分考慮しながら行っていきたいというふうと考えております。

駐車場につきましては、それなりの土地等のこともあわせて考えなければいけないということで、今後また検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それでは、再々ということで質問しますが、今の駐車場の件ですが、場所がないということで軽くあれされましたが、園児、また、保護者、皆さんが、先生を含めてですが、建物に近いところにあると安全も可能かなということで、今の現在の駐車場をそのまま使っても、一時期に朝晩、パートで行かれる人、サービスの裏づけと申しますか、そういう点で駐車場が一気に寄ると、8時半ごろにはすごいと思います。パートで出かけられる人が多いので、そういうことも配慮されて、今後の前向きなるまた検討をお願いします。

それと、全面改築に関しましてですが、この件に関しまして、耐震度調査の結果、もし本当に最悪のような状態でしたら、そのときは今の状況を補強だけで進めるのか、それで、補強に対するお金がどれだけになるかということ、またこの調査でわかると思いますが、そんなときはまた前向きに、積極的に、部長のお力で前向きな考えをしていただきたいと、こういうふうに考えます。

最後ですが、保育園の統合については、保育士及び調理員の削減、また、人件費等の施設管理費削減額の見込みは承知しましたが、再質問での、乾、また、富波、西武芸保育園の3園を統廃合に向け検討を進めているところということの御返事でしたが、その状況を訪ねましたが回答がありませんでした。ここをしっかりと説明していただいて、また今後どうなるかを前向きに市として考えていかれると思いますが、このところをお尋ねしまして私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再々質問にお答えします。

まず、高富・富岡保育園の耐震補強工事につきましては、耐震工事に係る費用、それから、今後の耐用年数等費用効果も念頭に入れながら、多面的に考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、今後の統廃合につきましては、今後、乾、富波、西武芸の保育園の保護者の方々や地域の住民の方々を中心として協議会を立ち上げ、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 01 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 尾関律子君。

4 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております順に質問をさせていただきます。

初めに、ダイヤモンド交通システムについてお伺いをいたします。

本年、平井坂トンネルの開通に伴い、8 月より市内循環バスの運行が始まりました。今まで、文化の里花咲きホールへの交通について、公共施設へのバスをと質問をしてきましたが、この循環バスにより、新たに停留所ができ、文化の里として花咲きホールや古田紹欽記念館、そして、山県市図書館・美術館への利用がしやすくなったと思います。また、路線バスの通っていなかった地域を通り、新規の停留所もでき、喜ばれているところ です。

けれども、まだ山県市の中には、路線バスの停留所まで歩いて何十分もかかる地域や、福祉手帳を持ってみえる方のみが利用できる福祉有償輸送の対象外となっている方々が多くみえます。そこで、自宅から行きたいところへ移動でき、生活の足として利用できるダイヤモンド交通システムを導入してはどうかと思います。

ダイヤモンド交通システムのダイヤモンドとは要求と需要という意味で、利用者の要求を満たす交通システムのことです。利用者の呼び出しに応じて一定区間内を運行する乗り合いタクシーのシステムをいいます。平成 14 年 1 月に福島県の小高町、現在の南相馬市がこのシステムを導入されてから 36 以上の地域で運行されています。小高町では「おだか e まちタクシー」と名づけ、利用者の利用実績データをもとに、午前に比べて利用の少ない午後には幼稚園から帰る園児の送迎にも利用したりと、住民の交通をより効率よく快適にしています。

愛媛県伊方町では、ことし 4 月から、「ふれあい号」として運行が開始されました。1 地域に 1 台と、2 地域に各 2 台、定員 8 人の乗り合いタクシーを配備し、事前に登録した利用者が希望時間の 1 時間前までに予約すると、指定した場所から目的地まで送迎してくれます。運行時間は平日の午前 8 時から午後 4 時までとし、利用料金は 1 回 300 円となっています。70 歳以上の利用者が 8 割を超え、診療所や買い物など、生活の足として定着しているとのこと です。

このように、利用者が希望する時間に気軽に外出することができ、バス並みの料金でタクシーのように行きたいところへ外出することが可能になります。自宅から目的地までのドア・ツー・ドア、戸口から戸口サービスのため、バス路線のない地域の方々も外出が容易にできるようになります。

山県市も高齢化が進み、今後は交通弱者が増加していくと思われます。だれもが住み続けられる、また、住みよい山県市としての市民の足の確保は、地域の活性化にもつながり、とても重要だと思ひます。このようなダイヤモンド交通システムの導入を考へてはと思ひますがいかがでしょうか。総務部長にお伺ひいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） デイモンド交通システムについての御質問にお答えをいたします。

この交通システムは、バス路線やコミュニティーバスの廃止に伴う地域交通の代替手段として、住民の方が希望する乗車場所から降車場所への移動を低額で提供する新しい交通システムでございます。特に、交通弱者と言われています高齢者や子供さんの生活交通確保の充実と財政負担の軽減に有効とされておひます。

近隣の市町では大野町でこのシステムを今年度から採用されておひ、岐阜県生活交通確保に関する協議会の席において事例紹介がありました。この大野町の場合、試験的にコミュニティーバスを走らせた結果を踏まえて、この交通システムに切りかえられたようでございます。

実施方法は、町内を3ゾーンに区切り、指定の停留所を設けて、タクシーにより1日各6便を運行するものでございます。各ゾーンを越えて移動する場合は共通ゾーンで乗りかえとなり、その都度200円の基本料金が負担となります。運行は平日のみとなっており、タクシーが出発する1時間前に電話予約となっております。タクシー会社は公募により決定され、走行距離に応じたタクシー料金から利用料金を差し引いた金額が大野町の負担額であり、現在まで1日の利用人数は平均4名程度だと聞いておひます。

大野町と山県市では地形や人口の形態及び公共交通網が違ふため一概に比較はできませんが、この事例のようにコミュニティーバスにかわって予約制の相乗りタクシーを走らせた場合、乗車のたびに事前予約が必要であることなどを勘案いたしますと、例えば一般市民の方が日常的に公共交通を利用される場合には、利便性において課題が残るところでもございます。

今後、こうしたシステムもよく研究し、検討しながら、地域格差のない公共交通の確保に努めてまいりたいと考へておひますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今のお答えには、ディマンド交通システムには一長一短があるというふうなお話でございました。よいこととしては、交通弱者と言われる高齢者や子供さんの生活の足の確保が充実するということ、また、財政負担が少なくなるということです。課題としては、大野町の事例をもとに、コミュニティーバスの代替としての取り組みには、日常的に公共交通の利便性における課題が残るというお答えだったと思います。この課題は、コミュニティーバスすべての代替についての課題かと思うわけです。

山県市の状況は、日常的にコミュニティーバスが隅々まで運行されているわけではありません。皆さん御承知のように交通空白地域があるわけです。山県市の人口は、合併当初から見て徐々に減少しています。けれども世帯は増加しております。この状況から見ても、核家族化が進み、単独世帯が増加していると思います。そんな中、今は車に乗って自由に動いていても、運転できなくなったらこの地域に住み続けられるかなというふうな声を聞きます。今後の家族構成などの課題もあるかと思いますが、近々に変わるものではありません。そこで、財政負担の軽減に有効であり、地域格差のない住みよい山県市を考えたとき、ディマンド交通システムは有効だと思えますが、いかがでしょうか。総務部長に再質問をいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、このディマンド交通システムは、交通弱者の方に大変有効な手段と言われておりますし、また、財政負担の軽減にも有効とされております。それと同時に、今の市の循環バスのハーバス等の実態を見てみますと、大桑線では3.7名、それから伊自良線では2.3名でございます。平均しますと3名の乗車ということでございますし、板取線ですとか岐北線につきましても10名弱というふうな、これは路線が非常に長いものですからこういった数字になっておりますが、そういったことも考えます。そして、新しく始めましたこの循環バスにつきましても平均3.数人という今現状でございます。

そういたしますと、ディマンド交通の形態でございますが、ディマンド交通は、タクシーもしくはワゴン車のような小型の輸送手段でということでございますので、現在、コミュニティーバスの利用実態をもう少しよく検討いたしまして、今、全体の事業費が、市の持ち出し分が1億円ほどになっておりますけれども、そういったこと等、具体的な内容の検討をよく精査いたしまして、住みよいまちづくり、交通弱者に対する配慮ので

きるようなシステムにできないかというようなことも考えますので、実態を精査いたしまして前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、非常に、市の持ち出しが1億円ということで、大変多く使っておられるという状況を教えていただきましたが、実態精査をより早くしていただいて、本当に山県市に住み続けられる状況を早くつくっていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

次に、2点目ですが、事業仕分けについてお伺いをいたします。

昨年12月の議会に20年度の予算編成について質問をさせていただきました。そのときに、行政改革推進室において、全体で2,000件ほどの事務事業の見直しをし、20年度の予算編成をしていますという答弁をいただきました。そして、今年度の事業が進められていると思いますが、市民の方々からは、まだまだ削減できるのがあるのではないかと御意見を伺うことがあります。そこで、行政内部だけの事務事業の見直しだけでなく、市民の方々も含めての事業の見直し、事業仕分けを取り入れてはいかがかと思えます。

北海道恵庭市では、財政構造の抜本的改革に向け、市民と市職員が市の施策を協働で評価する事業仕分けを行っております。市まちづくり委員会を設置し、今年度分の45事業に対する評価作業を実施しました。これまでは所管部署と管理職による内部委員会の二段階構えで行ってききましたが、今年度からは、部外者の目を取り入れた事業仕分けの方法を導入し、まちづくり委員会も加えた三段構えで行っています。2年間で市の第4期総合計画の約650の事業について評価することになっております。メンバーは、事業に対して、本当に必要か、だれが行うべきかなどの観点から、不要な事業、あるいは民間委託すべき、また、要改善、継続の4つの評価をし、来年度から予算に反映していくとされています。

2002年、平成14年2月に、独立非営利の団体構想日本と、あと、有志の自治体とがともに始めた行政改革の切り札と言われるこの事業仕分けですが、これまでに岐阜県を初め10の県で、また、多治見市を含めて16の市が実施しています。事業仕分けの効果は、何といたっても無駄の削減です。そして、市民の参加によって事業の具体的な内容、税金の使われ方を知ることができ、市民に納得していただける点にあります。山県市の財政が厳しいと言われていますが、もっと無駄を省き、市民にわかりやすい情報を公開していくためにこの事業仕分けを取り入れてはと思いますが、いかがでしょうか。副市長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えいたします。

昨年12月の答弁と一部重複するかと思いますが、昨年度実施いたしました事務事業の総点検につきまして少し触れさせていただきたいと思います。

三位一体改革により地方交付税等が削減されたことによりまして、山県市におきましても厳しい財政状況であることから、各種事業の実施に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるために、全職員が一丸となって全庁的に危機意識を共有し、相当なコスト意識を持って事務事業を行う必要があります。

そこで、19年度におきまして事務事業の総点検を実施したわけですが、具体的には、ただいま議員今御提案の、不要、民間委託、要改善、継続と、ほぼ同様の項目でありまして、山県市におきましては、事業の廃止、手段見直し、縮小、検討、現状維持の5つの方向づけを行いまして、原則としてこの結果を平成20年度当初予算に反映させたわけですが、最終的には、平成19年度当初予算に対しまして約2億8,000万円ほどの経費の削減効果がございました。

平成21年度当初予算の編成作業におきましても、引き続き事務事業の総点検に臨んだ姿勢で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、住みよいまちづくりの実現には、市民の皆様と行政とが互いに協力し合うことが極めて重要な要素でありますので、行政でしかできないこと、行政と地域がタイアップしてすること、地域や市民の皆様をお願いをしたいことなどの事業主体の位置づけなどにつきましても、平成21年度予算編成に当たっては、昨年度の経緯も踏まえた上で十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

そして、外部委員にも入っていただく事業仕分けにつきましては、より客観的な視点から検討できるというメリットもございます反面、委員の出身団体などの利害関係などの問題が考えられますので、これらを総合的に勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今の答弁をいただきまして、住みよいまちづくりの実現に行政の皆さんが大変努力しておられることはよくわかりました。けれども、行政内部だけの判断に、市民の方、外部の第三者や専門家の判断をプラスする必要があると思っているわけがあります。

外部委員に対しては、出身団体などの利害関係などの問題を指摘しておられましたが、

その点は考慮し、利害関係のない第三者や専門家をお願いすることが重要かと思えます。そして、その結果をわかりやすく公表し、皆さんの税金は行政がやるべきこのような事業に使っていますと報告していくことも大切だと思えます。

そのためには早期に事業仕分けを実施していくことが必要かと思えますが、いかがでしょうか。副市長に再質問いたします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えいたします。

私がただいま利害関係者が問題があるというふうに申しあげましたものですから、それに対応するには利害関係がない方を選べばいいということでございますけれども、そういうことも考えながら総合的に勘案するというところでございます。もちろんこの利害関係のない方というのはどういう方かという、なかなか難しいんですけれども、市外の方が、山県市のことをよく御存じの方がいらっしゃるかどうかというような具体的なこともよく調査しないとわからないということがございます。各市町村によっていろいろ政策もございまして、地域の人々の生活も違ってきますので、そこら辺をよく御存じの方を選ぶという問題もございまして、それも総合的に判断していきたいというふうに思っております。前向きに考えておると思っています。

そして、公表の面でございますけれども、議員も御存じのように、そこらの公表も大事なのでございますけれども、最近の情勢を考えてみますと、先日も御説明申し上げましたけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されておりまして、平成20年度からの決算につきましては21年度から公表していきなさいという法律になっておりまして、公会計制度の改革が今進められているわけでございます。

その中にはいろいろ背景がございまして、行政の信頼の確保と情報開示の徹底という問題、あるいは地方分権の推進、あるいは夕張市問題等個々の地方公共団体の財政状況に対する注目、これら、あるいは今申し上げました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行あるいは地方公共団体及びその外郭団体に対する金融機関の目線の変化などもありますし、資産あるいは債務の改革をしていきたいと思いますという背景がございまして、これに基づきまして公会計の整備をするわけがございまして、4つの財政指標を公表しなさいということで、指標をつくるわけがございまして、この中には行政コスト計算書等も入ってございまして、今おっしゃる仕分け、各事業の仕分けをどのようにするかということもこの中に含まれてくるというふうに感じておりますので、会計制度の整備も含めながら、仕分けについても考えていきたいというふうに思っておりますので、そこら辺を総合的に考えていくというふうに答弁しておりますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、非常に細かく説明をしていただいたところですが、調査することに関しては総合的にやっていくというお話でございました。また、公表に関しては、国の制度のもとに行われるというような方向かなというふうには受けとめました。

北海道のニセコ町では、中学生にもわかるような公表制度を使っておられるということもあります。一般の市民が本当にわかりやすい言葉で理解ができるような、そういった財政の報告をしていただくのが一番ではないかなというふうに思うわけです。

仕事仕分けにおきましては、より研究をしていただいて、本当に財政健全化を進めていくという山県市、皆さんが住みよいと言っていただけの状況になるように今後努力をしていただきたいということを思いまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位6番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） それでは、質問の許可をいただきましたので、通告書に従いまして御質問をさせていただきます。

5月18日でしたか、主要地方道岐阜美山線の開通がなされまして、大変交通の利便性が高まったというふうに見ております。長年にわたってこの開通に当たって御尽力いただいた方に感謝を申し上げたいと思います。

一方、新しい問題も生じてきているように見ております。宮田議員の質問にもございましたように、通勤時間帯の交通量の増加、それから、車の走る速度、このスピード化というものは大変顕著でございます。いつ交通事故が起こっても不思議ではないなという状況になっております。特に藤倉と大森の1キロ弱の区間というのは大変道路の幅も狭いわけでございます。しかも、あの区間に、東から西からと、左右から細い道がこの主要道に出てきておりまして、そこへ車の出入り、自転車や徒歩という方もいらっしやいまして、交通状況が非常に悪いと言えらると思います。また、見通しの悪いカーブも2カ所ございます。古い昔の話をして恐縮でございますけど、私の子供のころ、馬車が通るのを見かけましたけど、そのころと大きな道路幅の変化はないというふうに見ております。したがって、制限速度もあの区間は40キロになっておりますが、現実には60キロぐらいのスピードで走っている車のほうが多いわけです。

先ほどから出ておりますように、交通弱者と言われるお年寄りの方とか子供さん方の通行というのは本当に危険な状況にあります。あわせて、小学校、中学校の通学路になっておりまして、本当に恐怖を体験しながら通学しているというような状況がございます。

そこでお尋ねいたします。喫緊の対策といたしまして、このスピード制限といいますが、その強化徹底というものが一層図れないかということと、あわせて、大型車両等の通行制限はできないかと。地元の企業は協力をいただいて、農免道路のほうへ迂回しているという事実もあるわけでございますので、そういった対策はとれないかということをもまずお尋ねさせていただきます。

続いて、2点目に、交通緩和ということにつきまして、農免道路のほうへの迂回という視点から、農免道路の延長、これは実現できないかということをお尋ねしたいと思います。

ドライバーも危険を感じながらあの細い道を通行しているわけでございますけれども、通勤のためにあの四つつじから南、岐阜市の岩利とか安食とか、黒野、折立の方面へ直進される車が多いのが実情でございます。したがって、この藤倉地区と大森地区の区間の交通量の緩和ということになりますと、拡幅は難しいわけでございますので、農免道路のほうへの迂回ということが1つの案として考えられると思います。

市民の中には、私の耳にたくさん入ってくるわけでございますけど、特にお年寄りの方でございますけど、主要地方道の開通に向けて、並行してバイパスの延長も話に上がっていたんだということを言われる方がいらっしゃいます。私も耳にしましたので、当時関係された方にお尋ねをいたしますと、実際的に県の土木事務所が計画図をかいてくれたと。さらに、現在の農免道路をつくるときに、そういったことも勘案しながら、道路の幅について、交通規格、基準に則してつくったということもございます。さらに、市の財政を持ち出す必要のない工事であるということで、働きかけ次第で可能ではないかというお話をお聞きしました。

そこで、担当部長にお伺いいたしますけれども、地域の発展と安全確保の視点から、農免の延長でございますね、現在は関本巢線でストップしておりますけれども、岩利方面へ延長するような要望を県のほうへ働きかけていただくことはできないかということをお尋ねさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 長年の懸案でありました主要地方道岐阜美山線の平井坂トンネルが5月18日に開通をいたしました。これにより、車両通行不能区間が解消され、

山県市内を結ぶ環状道路が完成し、市民の利便性の向上、産業、経済の発展が図られるとともに、岐阜市を初め近隣市町との地域間交流の道路としても大きく期待をすることでございます。この平井坂バイパス開通に伴う主要地方道岐阜美山線藤倉・大森地内の交通量の緩和対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、御質問の1点目についてですが、藤倉 大森間の主要地方道岐阜美山線につきましては、昭和40年代に拡幅工事が行われており、道路幅員は5.4メートルから6メートルとなっております。現在、伊自良支所から主要地方道関本巣線までの区間の制限速度は、公安委員会により40キロメートルに規制をされており、規制看板も14本設置をされております。主要地方道としての位置づけ等と安全性のバランスを考えますと、適正な判断での規制速度ではないかと考えております。

交通マナーが守られていないようであれば警察に対して取り締まりを強化してもらえるように要望することもできますけども、以前こういった取り締まりを行ったところ、役所のほうへ苦情がたくさん入ったというようなことで、地元の理解が得られなかったというような経緯もございますので、地元でよく検討していただきたいと思っております。

農免道路への迂回につきましては、交通弱者である高齢者や子供の危険を回避するため、主要地方道岐阜美山線の藤倉 大森間について、大型車の進入を禁止するという規制をかけることと推察をいたしますが、道路の規制につきましては公安委員会の判断となり、まず、規制するだけの交通量があるか、調査が必要となります。また、規制した場合、早急に解除するといったようなことはできませんし、仕事、旅行、家屋の建築等で本道路に大型車の乗り入れが必要な場合は警察の許可が必要となることから、道路を利用する方の理解が得られるかどうか、各方面から慎重に検討する必要があると考えます。

交通弱者と言われている高齢者や子供さんを危険から守る対策としては、地域などで交通安全教室などを開いていただくのも有効な安全対策と考えますので、要請していただければ、交通安全指導員を派遣するなどの協力をさせていただきます。

次に、御質問の2点目についてですが、藤倉・大森地内の主要地方道岐阜美山線の農免道路へのつけかえ及び接続する関本巣線南への主要地方道岐阜美山線のつけかえとしての道路につきましては、平井坂のトンネル工事と並行いたしまして、旧伊自良村当時から県のほうへ強く働きかけをしてきたところですが、現在まだ実現がされていないというような状況でございます。

今後におきましても、引き続き県のほうへ要望してまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 農免道路の延長ということで県へ働きかけをしていくということでございますので、ありがたいと思っております。特に藤倉地内、道路が細いわけでございますが、子供たちが本当に危険を感じながら通っております。見守り隊の皆さんが毎日支援していただいたり、聞くところによると、小学校1年生の親が責任を持って通学の支援に当たるということで、毎日付き添っていらっしゃいます。私も、花の都づくりで、花の水やりに、7時から8時の時間帯、毎日公民館に出かけておりますけれども、本当に車の音を聞いているだけで恐怖感を覚えます。見てありますと、子供たちが本当に、中学生なんかこう横になりながら対向の車を避けて通っているのが現状でございますので、何とかこの問題を解決してあげたいなという気持ちになってまいります。一度歩いていただきますと、日々の怖さというのを実感していただけるのではないかなというふうに思います。せっかく安心・安全のまちづくりを標榜して市政運営をしておっていただけるわけでございますので、災害への安全ということもあるでしょうけれども、あわせて、日々そういった危険にさらされている、そういうものを排除してあげるといふことも大切な市政の一環の1つではないかというふうに思いますので、どうぞよろしく御尽力いただきまして、第一歩が踏み出せるように強くお願いをしたいと思います。

第2の質問のほうへ移らせていただきます。

親水公園に関する内容でございます。てんこもりから100メートルぐらい西へ進んでいただきますと、伊自良川の富士橋にかかります。この富士橋から上流へ900メートル上りますと清水橋がございますが、この区間の護岸工事、それから築堤の工事、さらには富士橋から東光橋の間の左岸に親水公園をつくるという事業でございます。正式に事業名は県単の河川局の改修事業というふうに聞いておりました、平成7年度から測量あるいは河川計画が始まっております。平成8年と9年には地元説明会が開かれておりました、平成9年の9月には、担当地区、大森、小倉、当時の高富町の高田、それから、七日市、岐阜市の佐野、岩利、安食の区長、自治会町が、河川管理局に事業促進願を提出しております。平成9年には土地の買収も完了したというふうに聞いております。平成11年度から工事が着工してきたわけでございますけれども、この親水公園の計画というのは頓挫してしまったのか、継続的に今後もその可能性があるのかについて、まずお尋ねをさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

まず最初に、本親水公園を含む河川の整備計画の概要につきまして御説明を申し上げます。

本事業は、県単河川局部改修事業として旧伊自良村におきまして事業に着手をし、富士橋から上流の清水橋までの約900メートルの区間を施工範囲として、右岸、左岸の河川護岸工、築堤工及び富士橋から東光橋の上流にかけての左岸に親水公園を整備する事業でございます。

経過につきましては、今、議員からお話ございましたとおりでございます。

全体事業費は約5億円で、平成9年、10年度には設計及び用地買収が完了し、平成11年度から順次護岸工及び築堤工を施工しており、本年度におきましても、先般、清水橋下流で護岸工が発注をされたところでございます。

この事業は県単の事業でございます、毎年つく事業費というのは約1,500万円程度でございます。それで、現在、築堤工、それから護岸工、こういったものを先に優先して今進めておるところでございますが、今後の予定といたしましては、現在実施をされております治水対策としての河川の護岸工及び築堤工が完了後に親水機能の整備時期を検討すると県から聞いております。

今後におきましても、引き続き県のほうへ要望をしまいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 伊自良川は、御案内のとおり天井川でございます、あの東光橋のあたりで伏流水がわき水になって上がってきます。年間通して14、5度であると思えますけれども、こういった面では非常に、例えば地下水の汚染の排除とか、あるいは河川の環境保全とかという面では親水公園も意義あることではないかと思っております。特に今の子供たちは蛇口をひねれば必要なだけ水が得られるという錯覚に陥っております、水の重要性というのはある面では希薄になってきております。岐阜市なんかの例でいいますと、4年生あたりで水源の見学をして水の重要性というのを、たくさんある水でもそういう学習をしているわけでございますので、大きな視点で言うと、水の大切さ、重要性を実感する上でも私は意義あることだと思っておりますので、ぜひこの働きかけを継続していただきまして、そういったものが実現するようにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で2時まで。2時から再開いたします。

午後 1 時43分休憩

午後 2 時00分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

通告順位 7 番 寺町知正君。

1 2 番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問をいたします。

まず第 1 に、予算編成過程の公開と人件費の把握システムについてということで、副市長にお尋ねいたします。

自治体の予算編成というのは、次の年 1 年間に役所が何をするのか、あるいは何をしないのかを決めるということです。役所の仕事のすべてを決めると言ってもいい。次の年の予算は担当課で10月ごろに組み立てられていくのが役所の通常のパターンです。

ところが、この予算編成の過程がブラックボックスになっているのが役所でもあります。住民参加の機会もなく、非民主的なことがずっと続いてきました。これらの反省から、最近では情報公開への認識が進んで、自治体の予算編成の過程や査定の過程を公開する流れが出てきています。これら動きについて、自治体の財政難が原因と見る向きもあるし、住民も議員も含めてみんなで情報を共有し、そこから議論していくという市民参加の基本姿勢のあらわれとも言われています。

鳥取県では、5 年前、2003 年からすべての事業の予算査定の状況を事業ごとにホームページ上で公開してきました。部長査定、知事査定がそれぞれ終了した段階において、要求事業内容及びその査定状況を公開してきました。早目の公開は行政職員にも説明責任とコスト意識を高めます。予算案として固まる前に公開することによって、各方面からの意見も反映できます。山県市でも、市長の予算編成方針も 9 月末から10月初めに配付されるようです。そこで、人件費の認識も含めて問います。

まず第 1、山県市のお金は職員のものでしょうか、市民のものでしょうか。

2 つ目、私は先日、市に情報公開請求をしました。それは、昨年秋の予算編成の際に各課が予算化しようとする事業の金額の設定のために民間業者からとった見積書です。市は、求めた文書をすべて公開しました。見方によっては、市がどんな事業を幾らぐらいでやろうとしているのかがわかるということになります。とはいえ、一々市民に情報公開で調べよというのも後ろ向ききわまりありません。ですから、予算の策定途中から市民にホームページなどで情報を発信してはどうでしょうか。

3 つ目、まず主要事業だけでもやってみるという手法もありますが、どうでしょうか。

4 つ目ですが、役所の各種事務事業について、人件費などトータルコストとして予算

をとらえるという考えも広がっています。人件費をたくさん必要とする事業、余り必要としない事業、各種あるのは当然です。ともかく、自治体の予算に占める人件費の比率は大変大きい。半分以上が人件費の自治体もあります。事業において人件費がどのくらい使われているかわからなければ、コストパフォーマンスなど把握できません。しかし、一般的には人件費は別物扱いされていることが多く、予算査定の場でも、人件費は考慮されてきませんでした。役所は、なぜか、人件費はただ、そんな感覚でとらえているような雰囲気です。最近はこの反省から、人件費を含めたトータルコストを明らかにし、事業の適、不適を判断する方式がとられています。このトータルコスト予算分析の手法は、予算上は経費が計上されない事業についても人件費を入れた要求書を出すという手法です。

そこで確認しますが、2008年、今年度において、山県市の総務部内の事業対その事業のための人件費、そこにおける人件費の比率が高いと思われる3つの事業について、その事業名、当初の事業費、半年が経過しての事業費、もしくは見込み、それぞれの人件費はおおよそ幾らぐらいか、その比率はどのようでしょうか。

5問目ですが、人件費などトータルコストとして予算をとらえる、そういう観点も含めて予算査定する方式に移行してはどうでしょうか。少なくともまず試験的にでも実施してみてもどうでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 1点目の山県市のお金は職員のものか市民のものかという御質問でございますが、大変恐縮でございますが、私は反対に、山県市のお金は議員のものか市民のものかとお尋ねしたいぐらいの気持ちでございます。このような御質問は不穩当であり、いかななものかと感じておりますが、せっきくの御質問でございますのでお答えします。

改めて申し上げるまでもなく、山県市のお金は山県市が所有する公金でございます。

2点目でございますが、現在は、既決予算について、当初予算の概要及び補正予算の内容を市のホームページで公開しております。御質問の予算査定の段階からの公開に關しましては、ただいま考えておりません。

3点目でございますが、2点目と同様の考え方でございます。

4点目でございますが、人件費も当然費用と見るべきもので、コスト計算に含めるとい認識でございます。現在の予算編成では、人件費は予算科目ごとを一括計上して、事業費は事業ごとに予算計上しておりますが、事業の実施に当たっては、当然人件費も

考慮の上判断してきております。

これから各事業の人件費及び人件費の比率をお答えしますが、その積算方法について御説明をいたします。

人件費につきましては、まず各事業の担当職員及び助務職員などから大まかな市の人員を積算し、それに平成20年度予算の一般職員の1人当たりの人件費を乗じたものでございます。なお、人件費には、給与のほか、共済組合負担金と退職手当組合負担金も含まれております。人件費の比率につきましては、人件費を事業費と人件費の合計で除した割合でございます。

それでは申し上げますが、総務部内の人件費比率が高い3事業と考えられますのは、1つ目として、文書広報事業でございます。事業費は940万3,000円でございます。人件費は1,104万円でございます。人件費比率は54%。8月末現在の執行額は183万8,000円で、人件費は451万7,000円、人件費比率は71.0%でございます。

2つ目といたしまして、財産管理事業で、事業費は3,082万8,000円でございます。人件費は1,840万1,000円、人件費比率は37.38%。8月末の執行額は1,260万5,000円、人件費は752万8,000円、人件費比率は37.39%でございます。

3つ目といたしまして、防災対策事業でございます。事業費は2,880万4,000円、人件費は1,251万2,000円、人件費比率は30.23%でございます。8月末の執行額は151万7,000円、人件費は511万9,000円、人件費比率は77.14%でございます。

なお、人件費につきましては、例えば財産管理の場合は各部に割り振りをしておりますし、また、防災対策の場合にも、総務部内にとどまらず全庁的に取り組んでおりますので、係数化することは困難な部分がありますので、担当課内の主な担当職員の人量により積算しております。

5点目でございます。予算編成及び予算査定の方式につきましては、人件費を含めたトータルコストの考え方は費用対効果を判断する上で重要なことではないかと考え、今までも人件費を各事業のコストの一部として認識した上で予算を検討してまいりました。今後もこうした認識を持った上で予算編成に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の副市長の答え、まず1番目ですけど、山口市のお金は職員のものか市民のものかというふうに質問を通告しましたが、それに対して、議員のものか市民のものかと、全く筋違いですよ。議員のものじゃないことぐらい当然じゃないですか。私が言いたかったこの全体の質問の趣旨は読んでいただければわかると思うんで

すが、山口市あるいは市の職員たちが市の予算をどのように使おうかと考える、そのときに市民のことが頭にあるのかなという意味で問いかけたわけですね。それに対して実質答えがない。強いて言えば山口市のものだと。いわば市の勝手だととれるような答弁は非常に不本意で、市民の方が納得できないだろうと思って聞いていますが。

それで、2番、3番については公表はしないということでした。そこでお尋ねしますが、先ほど申し上げたし、実際に最近各自治体の職員はいろんなデータを集めて検討しながら仕事をしていくわけですが、そういったことから他の自治体の状況も御存じかと思えます。事前に予算の策定段階で公表するということが進められて広がっているわけですが、他の自治体がやっているのに山口市は、今答弁のように、やらない、あるいはやるつもりがないと思う理由、あるいはやるとよくないと思う理由、その理由を答えていただきたい。副市長ですね、再質問です。やらないとはっきり答えられたから、他の自治体がやっているのに山県がやらないと思う理由を明らかにしていただきたい。

それから、4つ目に関してですけれども、人件費の関係です。職員の人件費ですね。私は今回、この質問を9月の議会の始まったときに通告しましたし、その後、19年度決算という審査がこの議会の仕事ですので、決算の報告の中で各部の部長とずっと話しました。副市長の答弁では人件費なども考慮してきましたということでしたが、部長と話したときに、人件費なんて考えたことがないですということで、話を成立させるためにかなり説明をしないと、各事業における人件費というのは全く部長段階では概念化されていない。職員でもそうだったと思えますね。しかし、今の答弁は、考慮してきましたという。

それは、結局市の人件費はトータルで考慮していますよ。そこは当然のことなんですよ。そうじゃなくて、個々の事業に、この事業はどれくらいの人件費があるかというのを考えてきたのかということをお問うているわけです。ですから、それに対して、考慮しましたじゃなくて、やはり多くの部長が考えてきませんでしたということで、決算のときも、きょうも先ほど副市長が数字を答えられた。私は、今回は、だから、初めてのことで、私も深く考えたことがなかったので、まず調べて、数字、人件費を出してもらおうというのが今回の通告の趣旨ですから、1つずつ答えていただいた数字、それは初めて見える形になったものと私は受けとめるし、多分職員のそれなりの方も見えてきたんだろうという気がします。そういう意味で、この4番の事業とその職員の人件費、そこをイメージするということは達せられているのかなというふうに先ほどの答えを見て思いました。

それで、次の5番のところは、予算査定の段階でも人件費も考慮してはどうかという

ことについてですけれども、考慮してきた、考えてきたということですが、申し上げたように、個別事業と人件費という比較はされてこなかったと思うわけですね。

先ほど言いましたが、例えば、今回の決算の中で明らかになったけれども、基盤整備の地震防災マップ作成577万円という事業、これについては、職員の人件費は昨年1年間で約6%、39万円くらいだったということが出てきていますよね。それから、農業婦人クラブの連合会補助金6万円という補助金がある。これがいけないというわけじゃないですよ。そこにかかわった市の職員の人件費は21万円、事業費から見ると355%、人件費との比率では78%ですね。それから、花咲きホールの講演事業865万円、これについても答弁がありましたが、865万円の事業費に対して996万円の人件費だという、人件費が半分以上だという。それぞれ性質がある、事業の特殊性があるんですよ。

とりあえず私は、すぐに人件費が多いからこの事業はだめ、そういう考え方は必要ない、これは執行者も一緒だと思うんですけど、そういうふうには考えていますが、まず人件費を頭に置いて予算を見ていくということが必要だというふうに思うんですね。ですから、査定どうこうじゃない。人件費を、予想事業費、それから、この人件費はこれくらいということと一緒にデータとして示す。例えば、市民に予算を示すとき、議会に資料を出すときですね。もちろん全部とは言いません。とりあえず主要な事業からやってみるというのは1つの簡単にできる方法。今回は通告する形で答えてもらいました。それを率先してやっていただきたいわけですね。主要なものについて人件費を示すということね。それで査定しなさいじゃないですよ。ということについてどうでしょうか。

以上2点をまずお尋ねします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 1点目の御質問についての答弁はよろしいですね。私は、そう申し上げましたのは、寺町議員ももちろんですけれども、私ども執行部も山県市のよりよいまちづくりのために推進しているわけでありまして、市民福祉の向上のために公正公平の精神で議員も頑張っていただいているところだと私は思っていて、これを市民のものであるという認識の上で皆さんいるわけで、それを職員のものかとおっしゃるので私はそう答えた。以上です。

2点目でございますが、公開はやらない理由でございます。この点につきましては、先ほどの尾関議員さんにもお答えしましたけれども、当然既決予算につきましては、当初予算の概要及び補正予算も市のホームページで公開していることでございます。これは議員も御承知でございますが、予算査定の段階からの公開につきましては、それは市民の皆さんから御意見を伺い、予算に反映させることは、それはメリットがあるという

ことでございますが、一方では、先ほど申し上げましたように、多くの利害関係者の方から職員への圧力が加わる可能性が考えられるという、そういうこともございますので、その手法などについて十分研究をする必要がございますので、現段階では考えていないという答弁でございます。

議員の御提案をいただいておりますし、御発言の中で鳥取県がやられたということで、私も承知しておりますけれども、やっぱり今考えていることは、国とか県は1つの事業に対して何人もの方が担当していらっしゃるんですね。人口の小さい市町村では1人の職員は10とか15とかいろいろ仕事を持っているわけですので、そういう意味で、一つ一つコストを計算するのはなかなか難題もございます。そして、それを公開するということが果たして有効かどうか、これも1つ課題があるんです。

もう一つは、その自治体の首長が予算編成する権限があるわけございまして、その辺のこともやっぱりその自治体の首長の政策も関係してきますので、そういうことも十分研究していこうという答弁でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

人件費でございますけれども、これも、端的に言えば、やれる事業からやってみる必要もございますが、先ほど申し上げましたとおり、やれるのは簡単な事業、いわゆる人件費をきちっと正確に出せる事業だけしかできないと思うので、その辺のこともまた寺町議員に御相談申し上げてやっていきたいというふうに思います。

そして、その背景には、小さい市町村には人件費を割り振りするという問題がありますけれども、限られた職員で多くの仕事をやるというのが今前提です。山口市は合併した当時433人の職員がいました。これは、消防職員も保育士も含めてでございますが……。

〔「余分なこと」と呼ぶ者あり〕

副市長（嶋井 勉君） ちょっと言わせてください。

それが今486人になりました。これは、不補充で来ているんですよ。人件費を削減しているんです。そこでも、私どもは人件費もきちっと考えながら予算をつくっているということもございます。

そして、もう一つ、今度お配りしますが、第2次山口市行政改革大綱実施計画というのがございます。これは第3次改訂版です。この中でも人件費のことはうたっておりますし、もう一つは、第2次山口市定員適正化計画というのがございますけれども、これに沿っても人件費については十分考えておりますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 時間をどんどんとられてしまいますが、副市長に改めてお聞きしますけど、まず、人件費の計上ですね。これについてはやれることからという。当然それでいいですよ、初めてのことをやるんだから。だから、できるだけね。それから、細かいやつまでとは決して申ししていない。だから、やれるものから計上する形でお互い共通認識を持ちましょう。

先ほど利害関係があるから先に公開するのはまずいのではないかということですが、確かに、地域要望をどうするかというのは確かにデリケートです。そういったものは除いて考えていいと思うんですよ。ですが、それ以外は、例えば補助団体であったって決してそんなことはない。各自治体が見直しもしていてどうこう、圧力はないわけですから、ですから、利害関係というのは、地域要望の問題を除けばほとんど解決できるということです。ですが、やらないというので、そうしたらお尋ねしたいんだけど、どうしてもやらないなら、私はもう、私が自分のコメントをつけて、私の手段で市民に公開するしかないと思うんですが、それでもいいですか、市より先にそういうことを私がしても。ということでどうでしょう。

議長(藤根圓六君) 嶋井副市長。

副市長(嶋井 勉君) 公文書でございますので、情報提供はしなければならないというふうに思いますので、御指導いただきたいと思います。

以上でございます。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) それでは、次、2番目ですけれども、次は総務部長にお尋ねしますけれども、いわゆる市民債といいますけど、住民参加型公募地方債というものが今制度化されています。それについてお尋ねしますが、私は、ふるさと納税ということについて、他の自治体に住む人の寄附を集めることに取り組むようにと、ことしの3月議会で質問し、答弁は検討を進めるという副市長のことでした。6月議会ではふるさと納税制度と寄附制度について尋ねました。市が8月の広報でふるさと納税のPRを開始し、この9月議会には関連の条例案が出されています。それ自体は前向きだととらえます。

ともかく、今、全国の自治体は、優良な財源の確保に工夫を凝らしています。その1つが住民参加型公募地方債であります。この制度は、自治体の資金調達を多様化し、住民の地域参画意識の高揚を図るために2001年から導入されました。自治体が住民や地域の法人を対象に発行する地方債で、発行対象及び対象事業を限定する必要はありません。国債の利率は1%弱から1%台、国債よりも利率が有利なものが大半で、募集開始日に完売する人気ぶりと報告されています。国のデータでは、2007年度には全国130自治体で

総額3,500億円が発行されたとなっています。中には、国債より低い利率で売り出したにもかかわらず、環境保全目的で募集した市民債に5倍以上の応募があって抽せんになったという例もあります。

私は、一般論として起債が最善とは決して思いませんが、他方で、どうしても必要である場合は、自治体にとってより有利でみんなの注目するユニークなことを検討することは重要なことだと考えます。ふるさと納税などとは別に、財源確保の工夫として、山梨市もこの市民債を募ってはどうかでしょうか。

そこでお尋ねしますが、まず、昨年もしくはことし、市が行った主要な起債に関して、その額、資金の種別、相手方、その金利はどのようでしょうか。

2番目ですが、住民参加型公募地方債は、その自治体の住民等を対象とし、防災や福祉、教育施設など地域住民の事業への参画意識が高まるような事業に充当するのが望ましいという説もあります。学校の耐震化などは、国債より低利であっても応募が殺到した例もあります。住民に身近な事業だからです。例えば、山梨市内の公共施設の耐震化状況を見たとき、幾つかの大きな課題があると思われれます。高富中学校の体育館、高富保育園、富岡保育園など、まだ大規模な耐震化工事として残っています。これらの公的施設の耐震化や、あわせて行う改修などの予定年次、概算の費用は何億何千万円程度かお尋ねします。

次に、3つ目ですけど、これら施設の改修の財源に関して、私は市民債を検討してはどうかと思います。低利であっても集まると思うのですが、市はどう考え、どう対応するのででしょうか。

4つ目、今まではその具体例を示しましたがけれども、住民参加型の公募地方債をもっと広範に検討してはどうかでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、山梨市の主要な起債、起債金額、資金の種別、相手方及び金利について、順に御説明申し上げます。

平成19年度山梨市の地方債でございますが、合併特例債で合併振興基金ほか2件が2億5,110万円、民間等引受資金で、岐阜信用金庫高富支店から貸付金利1.3%、鳥羽川サイクリングロードほか2件が1億2,690万円、民間等引受資金で、岐阜県市町村振興協会から貸付金利1.0%。公共下水道事業債が4億4,750万円、財政融資資金で、財務省からの貸付金利2.1%でございます。

2点目でございますが、今後の公共施設の耐震化及び改修事業を年度別に説明させていただきます。

平成21年度は4億6,000万円を予定しており、主な内容といたしまして、西武芸小学校の耐震及び大規模改修事業、概算事業費は2億5,000万円、高富・富岡保育園の耐震補強等改修事業、概算費用2億円。平成22年度におきましては1億4,000万円を予定しておりまして、主な内容といたしましては、富岡小学校の南舎の耐震補強事業、概算費用2,700万円、いわ桜小学校の耐震補強事業、概算費用1,600万円、高富中学校の屋内運動場耐震補強事業、概算費用で1,700万円、高富児童館の耐震補強事業等改修事業7,500万円。平成23年度におきましては4,900万円を予定しておりまして、主な内容といたしまして、梅原小学校の耐震補強事業、概算費用で1,700万円、大桑小学校の耐震補強事業、概算費用で600万円、山県消防北署の耐震補強事業、概算費用で2,600万円となっております。

このほかにも耐震補強工事が必要な施設は、美山支所、高富中央公民館などの社会教育施設がありますが、これらの施設につきましても計画的に実施をしていく必要があると考えております。

続きまして、3点目でございますが、今後予定している公共施設の耐震化及び改修事業の財源でございますが、合併特例債で1億8,600万円、過疎対策事業債で5,700万円、学校教育施設等整備事業債で2,800万円、防災対策事業債2,100万円を予定いたしております。

なお、住民参加型市場公募地方債の発行対象事業としては、合併特例事業や防災対策事業がございます。

住民参加型市場公募地方債の制度の目的は、議員御指摘の資金調達の方法の多様化、住民の行政参加意識のほか、住民に対する施策のPR、個人金融資産の有効活用などが挙げられます。市民の方に住民の行政参加意識を持っていただいたり、市の施策を御理解いただくには有効な手法の1つだと考えております。

一方で、金利につきましては、一部には国債より低く設定したものがああるものの、一般的には国債より高く設定されております。このほかにも、市が取扱金融機関へ支払う手数料、あるいはポスター及びチラシなどの広報に係る経費、これらの事務に当たる職員の人件費などが必要になりますので、これらを加えた資金調達に係るトータルコストは、通常の地方債の発行よりも高くなると考えられます。

住民参加型市場公募地方債の発行は、これらを勘案した上で検討していくべきものと考えておりますが、この現状では、コスト面から見て現在は考えてはおりません。

4点目でございますが、広範に検討してはどうかとの御提案でございますが、この住

民参加型市場公募地方債は市内在住や在勤の方を対象に販売する機会が多いようですが、本市の人口の規模で多額の地方債をすべて販売できるかどうかという販売リスクという課題がございます。こうしたことから、広範にすることはリスクが大きくなるということが非常に考えられますので、現在は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 総務部長に改めてお尋ねしますけど、やる気がないというようなことにとれますが、まず、先ほどの、金利が1.3、1.0、2.1というようなところ、意外と安いということも言えますが、例えば消防なんか、18、19なんかは全部2%以上という、非常に驚く数字がいまだに残っているわけですね。

というような数字を並べているのが山県市の現状ですが、では、今回提案した市民債について、国の統計のデータを一部見ますけど、例えば2年前ですけれども、例えば守山市が5年の償還期間で0.63%とか、大体6%、7%、高くても9%なんですよね。部長が、コストが高くなる、ポスター代が要る、人件費が要るということでしたが、他の自治体はこんな状態でやっています。3年物になると0.38%なんていうのもあるんですよ。それで回っていつているわけですよ。

やる前から、やらない、やりたくない、怖いというふうにとれる答弁は、私は納得できないので質問するわけですが、先ほどの幾つかの理由がありましたが、実際に国が出しているデータを見れば、ずらずらっと、どこの自治体が償還期間何年、利回り幾ら、額が幾らとか、データはいつも常時出しています。そういうのを見ても、怖がる必要はないし、問い合わせをすれば幾らでもできるわけですが、あなたが先ほどの答弁でできないと言った。じゃ、この自治体は何をしているのか。冒険をしているんだと思いますか。決してそうじゃないでしょう、国が推奨してどんどん広まっているわけですから。

他の自治体が進めているのにできないという理由、先ほどはあなたの懸念だったけど、他の自治体が進めて、実際にもっと広まっていくことがわかっているのに山県ができないという理由をもう少し合理的に説明していただきたいということを思います。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問でございますけれども、例えば、この住民参加型市場公募地方債を前提といたしまして、固定で5年で1億円を発行したといたしまして、大体、先ほど消防などでは2%というお話もございましたが、そういったことも考慮しながら、実際に近似の金利で換算してみますと、固定5年で1億円を発行いた

しまして、利率を少し下げまして0.8を適用した場合には、利息は当然年80万円で5年間で400万円となりますし、このほかに銀行等への引き受けの手数料等、額面当たり0.9円で算出いたしますと、0.9でございますから90万円を加えますと490万円になります。また、この住民参加型市場公募地方債は5年後に一括償還するものでございまして、毎年減債基金に、5年間分でございますけど積むことで財政負担の健全化を図りますが、その利息を、預けた利率を0.45%といたしましても135万円になりますので、これを差し引きますと355万円ほどになります。このほかにも、先ほども御説明申し上げましたように、応募の案内ですとか説明会の費用がかかるものでございます。

これに対しまして、財政融資資金、銀行等の引受資金等の地方債1億円を貸付金利で、これは平成20年、ことしの9月10日の適用利率の0.9でございますが、先ほどは0.8%でございますけれども、0.9で据え置きなしで元利均等の返済を5年で償還した場合は利息は249万円になります。

0.8%と0.9%で先ほどの355万円とこの249万円ということで、実際の利率よりも0.1%低く設定を見越しましても106万円の差がございます。同じように、同じ0.9にいたしますと156万円になるわけでございますが、こうしたことがシミュレーションといたしまして出てまいりますので、先ほどの他の自治体で実施されておるということでございますけれども、パイの非常に大きな、市場の大きな中での貸し付けに対しましては、そういった非常に低い利率でも実際には行われておるのかと思えますけれども、この3万人の山根市の状況では、同じような大きな他の自治体と比較しましても、先ほど御説明申し上げましたように、負担が大きくなるわけでございますので、そういったことが考えられますので、現在は考えておらないということでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 数字をたくさん並べてできない理由ばかりお聞きしましたけど、実際にやっているわけですよ、全国でね、市レベルでもね。そういうところを見てやる可能性を探るといふ姿勢が必要なんだろうというふうには私は思うんですが、その話になると政策論議になりますので、きょうはちょっともう時間がないから次の質問に行きますけど、一度別の場で議論をしたいというふうには思います。

それでは、通告の3番目ですけれども、教育委員会のほうにお尋ねしますけれども、学校の遊具の整備状況と今後の方針ということでお尋ねいたします。

学校は学習の場であると同時に子供たちの生活の場でもあると言われております。校庭内の遊具は、体育などの教科に使う目的とともに、子供たちが自由に伸び伸び安心して

遊べる施設でもあります。近年の遊具の事故の発生で学校や教育委員会が体制的にも予算的にも苦慮しているということは想像できます。とはいえ、設備の充実を望む声は大きいと思います。細かく安い備品ではないので、計画的な整備が必要な分野でもあります。

そこで質問いたします。私は、今回、質問に当たって教育委員会から各学校の全部の遊具のデータをいただきました。これを見ると、非常に細かくきちっと把握されているということは共通な理解の上で、私なりの1つのデータをどういう目で見るといふところの観点でいきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、学校の校庭などにある遊具について、そもそも遊具が置いてある理由というのは何なのでしょう。

それから、現在の整備状況と今後の展望について、簡潔にくくるとどのように表現できるのでしょうか。

3つ目ですけれども、単純な児童・生徒数当たりの遊具の数ということで評価できないということは私でもわかります。ともかく、教科、体育と遊びなどが主体の小学校と、教科と部活動などが中心の中学校、それらでは整備の内容や目標は異なると思われるので、小中分けて問います。

まず、小学校の整備状況に関して、教科に必要な遊具について、各校とも新旧取りまざって、かつ種類の違いはあるものの、数としては大差ないというふうに見受けられますが、どうでしょうか。私のこの見方を裏返しますと、児童数に対応できているのかなという懸念を持つわけですが、どうでしょうか。

4つ目ですけれども、小学校の教科以外の遊具について、こちらは、種類も数も随分違いがあるというふうには私はデータを見受けません。つまり、これは、児童数に対応できているのかという懸念があるということではありますが、教育委員会はどのようでしょうか。

5つ目ですけれども、中学校の整備状況に関して、教科に必要な遊具だけのようですが、伊自良中学校と美山中学校は老朽したものが多くというふうには懸念します。それに対して、高富中学校は、新しいものの、他の2校と比較して数が著しく少ないというふうに見受けられます。これらについてどのように評価し、今後具体的にどのように対処していくのでしょうかお尋ねします。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 御質問にお答えします。

教育委員会といたしましては、昨年、大垣市での遊具の事故を機に、喫緊の課題とし

て遊具の撤去や修繕等に対応しているところがございます。校庭内の遊具は、登ったりおりたり、ぶら下がったりと、遊びを通して子供たちの心身の発達を促す施設です。安心・安全を確保し、施設の充実を図っていく基本方針に基づき順次答えさせていただきます。

1点目の遊具が設置してある理由につきましては、子供は遊びを通して身体的、精神的、社会的に成長し、集団遊びの中で個と集団のかかわりを身につけ、自らの創造性や主体性を向上させていくものであり、子供の成長、発達に合致しているからだと考えております。

2点目の現在の整備状況及び今後の展望につきましては、現在の学校に設置していません体育施設及び遊具については毎年2回の保守点検を行っており、危険度判定をしております。平成19年度から21年度までの3カ年で、安全・安心を第一に、修繕、撤去を行うよう工事を進めているところです。簡潔に表現すれば、安全を中心とした総点検と計画的整備を行い、子供の、特に低学年の成長、発達を図りたいと考えております。

3点目の小学校の整備状況につきましては、体育の授業で同時に1つの遊具を全学年が使用するのではなく、規模の大きい学校でも十分児童数に対応できていると考えております。しかし、新旧取りまざり、老朽化が進み、規格もふぞろいであるため、順次取りかえていく必要があると考えております。

4点目の遊具が児童数に対応できているかどうかにつきましては、子供たちは運動場や屋内体育館で、縄跳び、竹馬、一輪車、ドッジボール、そして、遊具での遊びに興じています。低学年の4月、5月の遊びでは集団でなかなか遊びにくく、遊具がいっぱいになることもありますが、学校生活になれてくると遊びが広がってきますので、児童数には対応できていると考えています。児童数と運動場の広さ、遊びの内容等、校長会と相談し、設置等を検討していきたいと考えております。

5点目の中学校の整備状況に関しましては、体育の授業や部活動等体育施設に伴う器具を設置しております。伊自良中学校につきましては、修繕を現在も行うとともに、伊自良総合運動公園の施設を活用しております。美山中学校につきましては、学校の改築事業に伴い、グラウンド内の体育施設の整備を考えております。高富中学校につきましては、運動場に全天候型の陸上練習場があり、隣接する市総合運動場の体育館、多目的グラウンド、テニスコートを活用し、生徒の運動欲求を満たしていると思います。

また、体育の授業に必要な施設は、学習指導要領の改訂等に伴い、整備を推進していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 改めて事務局長に質問します。教育委員会事務局長ですね。

同じデータを、似ている評価、違う評価があるのかなと思ってお聞きしましたけれども、残り時間の関係で簡潔に聞きます。

2点質問しますけど、今申し上げたような学校の遊具の整備ということに関して、保護者の皆さん、あるいは地域の人たちからの要望というのは、教育委員会としては多いと受けとめているのか、少ない、そんなにないと受けとめているのか。そういったものについて教育委員会として対応し切れていると思うのか、そうではないのかということですね。

もう一点、専門家から、教育に金を惜しむというのは、そういう自治体は将来が不安だというのは、これ、広く言われてきていることなんですけれども、山梨市の遊具整備の予算というのは十分なのか、そのあたり、いかがな受けとめでしょうか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 再質問にお答えいたします。

保護者や地域の方々からの要望は少ない状況でございます。遊具の修繕に対しまして、今、遊具会社の数が少ないこと、市内小中学校の遊具の修繕を順次行っていくこともあり、学校の遊具によって、修繕までの間、使用禁止期間が長くかかったということもございまして。

次に、遊具整備の予算につきましては、現在十分とは申し上げられませんが、学校長と協議の上、必要な遊具につきましては予算要求をして整備していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 最初に要望が少ないということでしたが、決して実態はそうではないと思うんですね。特に小学校なんかはPTAがいろんなことを、学校の備品についても寄附をしたりとか協力したりとかという実態がいっぱいある。そういう中にも遊具は位置づけられるわけですね。そのあたりをもう少し現場に即して考えてほしいなということを思います。

時間がないので、ここで終わりたいと思います。

議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問は終わります。

通告順位8番 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。

私は、耕作放棄地とどのように取り組むかについて産業経済部長さんにお尋ねをいたします。

近年、食の安全、食の自給率向上に向け、農業基盤整備を充実する一方で、農業の担い手不足や農業経営基盤の弱体から耕作放棄地や休耕田が今後さらに拡大が予測される中、農産物減少問題だけでなく、環境面からも深刻な問題となってまいりました。

そこで、今後、山口市として、遊休農地や耕作放棄地、また、休耕田をどのように取り組み、有効活用していこうと考えているのかをお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

農業の担い手不足、農業経営基盤の弱体による耕作放棄地の増加や休耕田の拡大に伴い作物生産が減少し、また、環境面についても深刻な問題となってきています。今後、山口市としての遊休農地、耕作放棄地、休耕田の取り組み対策ですが、農地は国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとっても極めて重要な経営基盤であります。しかし、近年、農業者の減少、後継者不足、高齢化により耕作放棄地が増加し、今後も農地面積の減少が見込まれています。そんな中、食料の安定供給を図るためには、耕作放棄地を解消し、優良農地を確保して地域の農業振興を図ることが重要であると考えております。

現在、山口市においては、地域の担い手農家、機械化営農組合に対し、高能率機械購入時に助成を行い、営農支援を行っております。また、水田経営安定対策への加入を促進し、営農組織の経営の安定を図るよう、JAぎふ農協とともに指導を行っております。

農業の振興につきましては、安心・安全な農作物を求められることから、岐阜県で進めています「ぎふクリーン農業」に取り組み、休耕田を利用した野菜等の農産物の栽培の促進を図っています。また、ふれあいバザール、てんこもり農産物直売所の施設を利用して地元農産物の消費拡大を図り、地産地消を一層進めていきたいと考えております。

環境面につきましては、農地や農業用水等の生産資源や環境保全と質的な向上を図ることを目的とした、農地・水・環境保全向上対策事業への取り組みを推進しています。また、中山間地域での農地の多面的機能確保を目的とします制度も実施しています。

農地対策におきましては、農林水産省が経済財政改革基本方針2007におきまして、5年程度をめどに農業上重要な地域を中心に耕作放棄地の解消を打ち出し、同省が作成しました耕作放棄地全体調査の実施マニュアルに沿いまして、耕作放棄地の現状を的確に把握するために、市内におけます状況を1筆ごとに調査実施しております。

その内容は、調査した土地が、人力や農業用機械で草刈り等を行うことによりまして

直ちに耕作することができる土地なのか、また、耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地なのか、また、現況が森林、原野化しているために農地に復元して利用することが不可能な土地なのかなどの調査をしております。調査後は、農地の所有者に対しまして今後の土地利用状況を聞き取り、耕作放棄地の解消計画を策定して推進していく予定でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） 実はこの問題、大変難しい問題で、また、厄介な問題であることは承知をいたしておりますし、また、担当課としても大変御苦労なさっておることと申します。

もともとこの問題は、米の生産調整による転作奨励金制度による、休耕田でもお金を支払うという制度が大きく起因をしておるわけでございます。休耕を3年ぐらい続けると、そうすると、農地はもう復元するには大変大きなエネルギーが要るわけですが、とってこのまま放置しておくわけにもまいりません。そこで、私自身も何かいい手だてはないものかといろいろ考えておりますが、実際なかなか御提案させていただくような決定打となる妙案が浮かびません。

そこで、再質問の1問目でございますが、先ほどの御答弁で、まず土地をいろいろと調査し、そこで、まず1つ目、手を加えれば直ちに耕作ができる土地かどうか、2つ目は、整備を実施してでも利用すべき土地なのか、また、3つ目、復元が不可能な土地であるのか、この3つのケースについて、それぞれ現況を把握すると、こういうことでございますが、この結果として、面積は、それぞれ3ケースで、こうした放棄的な面積はそれぞれについてどれだけずつあるのか。

そして、第2問目でございますが、ここが実は大変聞きたいところなんです、農地の所有者に対して、今後の土地の利用状況を聞き取り、耕作放棄地の解消計画を策定し、推進していくという御答弁でございますが、例えば具体的にどのような解消計画をお持ちなのか、幾つかの事例があれば、また、計画があれば、そんなことをお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、いろいろ山州市の農地の面積に関する御質問でございますが、19年度の作付別の面積集計表をもとにちょっと報告というか、回答させていただきますと、水稻

の面積にしましては、山口市の中では438万2,300平方メートルでございます。ヘクタールで言いますと438.23ヘクタールでございます。これが水稲として届け出している面積でございます。

また、いろいろ、耕作放棄地になるであろうとか、調査をするという面積の関係でございますが、また別に自己保全管理農地というのがございまして、もちろん名前のごとく御自分で保全をして管理していくという土地でございますが、これが、大体面積的に177万8,000平方メートルですから、177.8ヘクタールほどございます。それが主なものでございまして、2点目の耕作放棄地を解消していく計画の中で、山口市として手だてを打つというか、方策的に具体的にどのような方法がというような御質問かと思いますが、最初に、本年の8月でございますが、市の中で担い手育成をするために、新しく山口市担い手育成支援協議会というものを設立いたしました。これは、名前のとおり、担い手の方を育成しているいろいろ支援を行っていくと。これにしましては、山口市と山口市の農業委員会、それに岐阜の農林事務所、そして岐阜の普及所、そして、改良普及センターですか、そういうところとJA岐阜がともにそういう協議会を設立しまして、JA岐阜の営農支援センター長を会長に、農業に関する、安定した農業基盤を目指しているいろいろな助成をしていくと。中には、そういう支援の中のメニューでは、農山村活性化プロジェクト支援交付金というような事業もございまして、国の事業でいろいろ支援を行っていくと。これを本年8月に立ち上げました関係上、これも1つの効果が見られないかと、そのように思っております。

あと、休耕地に、またこれも新しく協議会を設置したものでございますが、美濃山県にんにく協議会といいまして、そういう休耕や遊休農地、そういうところにニンニクを栽培して、そのニンニクを、販路を見つけて、いろいろ協議会としては特産にしていくと、そういうものの中では検討を図っております。これも、まだこの9月に発足しました協議会でございます。

そのように、いろいろの面で基盤を整備しながら、またそういうものを解消していきたいと、そのような手だてを現在行っているところでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） 先ほどの質問で、部長さん、まず面積の問題ですが、手を加えれば直ちに農作業ができるというような例、そして、2つ目が、整備を実施してでもと、これ、それぞれについてどれだけの面積がそれぞれございますかと、こういう御質問をさせていただきました。

そして、最後の質問ですので、担い手の育成ということは、担い手がなくては何もできんわけですので、担い手を育成、支援していくということについては、これは大事なことからと思います。同時に、また、作物としてニンニクを推奨していくと、こんなお話でございますのですが、これも広くひとつPRしていただきまして、やる気のある農家の方はぜひ御参加をいただくというようなふうに持っていったらなというふうに思いますが、いずれにしても、まず、農業、すなわちもうからんから、これ、熱が入らんのですね。そんなところも含めまして大変難しい問題ではございますが、私も一緒になってまた検討に御参加させていただきたい、こんなふうに思っていますので、また農林課がとにかく中心になって、この計画についてひとつ御検討いただきたいと思います。

最後になりましたが、先ほどの面積だけ御紹介をいただきたいと思います。以上をもって質問を終わらせていただきます。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

手を加えられれば農地になるであろうとか、また、手を加えなければ、大きな整備をしなければという話でございますが、現在その農地の調査をしながら、来年の3月ごろに策定の計画ができ上がりますから、それから、要は耕作放棄地解消の確認の実施と申しまして、直接所有者の方に電話なり訪問をしまして、そのところを確認する作業をいたします。その作業をして、耕作放棄地解消の見直し、更新を行って、確認、解消を5年をめどに図っていくということですから、現在、今、ここは手を加えれば農地に素早くなるというところの面積は、まだ途中段階で把握をしておりませんから、ちょっと面積のほうは申し上げられませんが、要するに、実態調査をしまして、農地をパトロールして、所有者の方に直接そちらを聞き取りしまして、そこで初めて数字が出てきて、それをどう解消するか、その見通し、更新を行っていくというわけでございますから、どうかその辺のところよろしく願います。

そして、美濃山県にんにく協議会の話でございますが、これは、あくまで遊休地を活用して地域で協議会を立ち上げて1つの特産品にしようと、そういうわけでございますものから、今後もいろんなそういう方策がございましたら、いろいろな面でまた頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしましたし

た。

お諮りいたします。25日に予定しておりました一般質問は本日すべてを終了いたしましたので、25日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、25日は休会とすることに決定いたしました。

26日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時01分散会

平成20年 9 月26日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 9月26日(金曜日)

議事日程 第4号 平成20年9月26日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について

議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について

認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号)

議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)

議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について

議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について

- 議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について
 認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について
 議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号)
 議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
 議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
 議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について
 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第3 討 論

- 議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について
 議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について
 議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について
 議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について
 認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について
 議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号)
 議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
 議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
 議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について
 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第4 採 決

- 議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について

議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について

認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について

議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第5 発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について

- 議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について
 認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について
 議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号)
 議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
 議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
 議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について
 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について
 議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について
 議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について
 議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について
 認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について
 議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第3号)
 議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
 議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
 議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について
 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第3 討 論

- 議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について

議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について

認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について

議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について

日程第4 採 決

議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について

議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について

認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について
- 議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について
- 日程第5 発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 議員派遣について

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |
| 11番 | 後藤利弘君 | 12番 | 寺町知正君 |
| 13番 | 藤根圓六君 | 14番 | 小森英明君 |
| 15番 | 村瀬伊織君 | 16番 | 久保田均君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 市長 | 平野元君 | 副市長 | 嶋井勉君 |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務部長 | 林宏優君 |
| 市民環境部長 | 松影康司君 | 保健福祉部長 | 笠原秀美君 |
| 産業経済部長 | 土井誠司君 | 基盤整備部長 | 梅田修一君 |
| 教育委員会事務局長 | 恩田健君 | 会計管理者 | 山田利朗君 |
| 消防長 | 上野敏信君 | 総務部次長 | 城戸脇研一君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 船 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 谷村松男君。

総務文教常任委員会委員長（谷村松男君） それでは、総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月17日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第61号から議第72号までの所管に属する条例案件4件、決算案件1件、補正予算案件1件、その他の案件2件の8議案及び意見書1件を議題とし、審議及び調査を行いました。

質疑では、議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでは、「民法」という字句を削除する取り扱いと第2条第1項第4号の改正内容について、議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例については、改正の詳細内容と附則で第3条の改正規定の施行日を本年12月1日とする理由、議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例については、寄附の指定がなかった場合に市長が用途を指定する理由と寄附をしたいという気持ちをそそるような施策の展開について、議第65号 山県市ふるさと応援基金条例については、魅力的で興味を示されるような事業計画と寄附者の意向を尊重するための基金間の移動について、認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務文教関係）では、公共料金支払基金の未収金、英語指導助手の報酬と委託事業の違いと委託事業の契約期間、花咲きホール講演事業に伴う配置職員数及び人件費と人件費比率、図書館ウェブ公開システムサービス事業の予約状況と貸出場所、議会会議録のインターネットへの早期掲載、地方自治法の規定による基金繰入額を5億円に設定した理由、成果説明書に財産増減明細がわかるような掲載の方法について、議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結については、予定価格の設定と、予算編成に伴う業者からの見積内容と入札に伴う積算設計が異なる理由、議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結については、入札の内容、廃車となる工作車の下取り、車種メーカ

一を設定しない理由、入札時の予定価格の設定、予算編成時の見積内容と入札時の設計内容について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定をいたしました。

続いて、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について委員会の取り扱いを審議した結果、採択を望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することを決定しました。

以上、総務文教委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員長 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君） 産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月19日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました認第1号から議第70号までの所管に属する決算案件2件、補正予算案件3件の5議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（産業建設関係）では、道路改良事業の当初計画に対する執行状況、自治会要望に対する土木費の不用額の有効利用と要望箇所の現地確認時期、職員による土木設計書の作成状況、農林水産費の19年度決算額が18年度に比べて減少しているのに執行率が18年度より低下している理由、環境整備枝打ち事業の内容、鳥羽川サイクリングロード施設設備の工事内容と鳥羽川アロケーション委託料の内容、農業集落排水及び公共下水道の維持管理費と使用料のバランス、高能率機械購入補助金の内容と中山間地域直接支払交付金事業の内容、緑資源機構が実施する事業における県との話し合い状況、小口融資預託金の内容、グリーンプラザみやまの管理状況と伊自良キャンプ場の運営継続について、認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定については、減価償却年数と起債の借りかえ、財政健全化運営に伴う水道料金改定と起債の借入計画について、議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第3号）（産業建設関係）では、伐採の実施状況と実施面積、治山林道の工事内容について、議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、工事費を減額し委託料を増額する理由についての質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定をいたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生委員長 小森英明君。

厚生常任委員会委員長（小森英明君） 厚生委員会委員長報告。

本委員会は、9月22日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第63号から議第68号までの所管に属する条例案件1件、決算案件1件、補正予算案件3件の5議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生関係）は、敬老会招待の対象年齢が77歳となった経緯と将来的な招待対象年齢、並びに3地域合同開催から3地域別々に開催されるようになってからの効果及び参加者の減少傾向が見られる中での今後の継続方法、老人クラブ連合会補助金の決算額の減少と老人クラブ補助金の対象となる単位老人クラブの数及びクラブ員数の確認方法、公害対策費が予算額に対し執行額が低い理由と、水質、土壌の汚染が危惧される箇所の定期検査の実施方法と実施場所、悪臭検査の実施場所と検査結果に伴う改善指導、前年度と比較してごみ処理量が減少した理由、障害者臨時特別対策事業の対象となる通所サービスの利用促進施設が4カ所から2カ所になった理由、ひとり暮らしの高齢者等配食サービスの内容と利用状況、児童福祉審議会の構成員と開催内容、父子家庭に対する児童扶養手当の給付、軽自動車税と国保税の還付未済額が生じた理由、高額療養費支払基金貸し付けの今後の継続対応、住基カードの発行状況と住民への周知、保育園入園者負担金滞納に伴う不能欠損について、議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）では、6月議会で国県負担金の増額補正をし、9月議会にそれを減額補正をする理由についての質疑応答がありました。

採決の結果、全議案全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（藤根圓六君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第61号から議第72号までの14議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、議第63号、市税条例の関係と、認第1号、昨年の決算の認定、一般会計の決算、この2点に反対する立場で討論いたします。

まず、資料の1ですけれども、提出議案集、ここの17ページからが市税条例の改正部分の説明です。このうち前半のふるさと納税の関係は、これはよいと思うんですが、しかし、次のページ、19ページ、20ページ以降の32条関係ですが、これについては全く納得できないので反対するということで討論いたしますけど、現在、年金制度や医療制度改革のいろんな問題点がたくさん出てきていて、政府の与党においても見直しということが公式に言われているような状況なんですね。そういったような状況の中で、住民の人にとって決してプラスになると思われたい、現状よりもマイナスであると思われる部分については、今ここで、市税条例のこの32条関係、改正しなくても何ら問題はないというふうに受けとめます。そういった意味で、きちっと制度が整うまで必要ないのではないかという観点で、私はこの市税条例のうちの32条関係の改正に反対いたします。

それから、もう一点ですけど、19年度決算一般会計、この認定の議案です。いろんな点、よい点も悪い点もあるかと思いますが、まず象徴的に、成果説明書の中の54ページに一応成果説明がありますけれども、款の衛生費、項清掃費の目クリーンセンターの建設事業費ということで、一応ここには4,381万円が上がっています。この事業は、昨年の11月にこの議場で建設関係のいろいろな委託契約の議案も出てきて議論したところがあります。これについては、単年度のことではなく、将来の何十億という負担を決めるとい、いわば実質の端緒になる契約がこの金額の中に含まれているということであり、当初から市長も、この山県市単独のクリーンセンター建設については、事業費は岐阜市と一緒にやるよりこちらが多いということは認めていたわけですね。そういった中で最終的にここを確定させるこの支出というのは、やはり市にとっては大きな負担になる。特にこれから数年非常に大きな負担ですし、さらに将来も、維持費という面でもかなり余分な負担が要る状況をつくり上げたのがこの19年度決算であるという観点で、私はこれをこのまま承認することはできないということであり、他に細かい点もありますが、そこは省略いたします。

もう一点ですが、この決算全般を見まして、例えば決算の附属資料にも、いろいろな説明ということで事業の説明が一部に出ていますが、非常に全体を把握しにくい、抜粋的な項目の説明でありますので、市民に対する説明責任あるいは議会の審議を進めるという意味でももっと詳しい説明が必要であるということに改めて思いました。成果説明についても同様に、少しずつ充実しているということは見受けられますが、私、他の何十の自治体の決算資料も見てきているんですけど、やはり山口市は説明が足りない部類に明らかに属するというふうに認識します。そういった意味で、市民への説明責任とともに議会の審議を速やかにするという意味で、資料の充実をさらに進めていく必要があるという観点から非常に不満な印象を受けています。

もう一点であります、決算は監査委員の監査がつくわけですけど、これについても、他の自治体と比べても非常にシンプルであるということで、やっぱり監査委員のうちの1名、半分は議会から選出でありまして、いわば議会を代表して監査をする立場ですから、ここの議場の議員たちがずっとわかるように、豊富なデータも含めて監査結果をつけるべきであるということを思います。

なぜそもそも監査が議会に出てくるか、それは、地方自治法の施行令で、市長はきちっと議会にこういう資料をつけて出ささいと説明がされている、そこから始まっているわけですから、それを十分に充実していく努力は必要であろうという意味で、今回細かく眺めてみて、やはり説明をきちっとするという姿勢に欠けるのではないかという点も強く感じました。

そういったような諸点からこの2議案に反対いたします。

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（藤根圓六君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第61号から議第72号までの採決を行います。

最初に、議第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第62号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第63号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第64号 山県市ふるさと応援寄附金条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第65号 山県市ふるさと応援基金条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

認第1号 平成19年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お

諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 平成19年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定しました。

議第66号 平成20年度山県市一般会計補正予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第67号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第68号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第69号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第70号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第71号 業務系基幹システム用機器更新事業の契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第72号 救助工作車 型仕様購入契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 発議第11号

議長(藤根圓六君) 日程第5、発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長 谷村松男君。

総務文教常任委員会委員長(谷村松男君) 発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

我が国の過疎地域の現状は、過疎などという生易しい状況ではなく、高齢化や産業の衰退により地域社会の活動が低下し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しております。

山県市におきましては美山地域が過疎地域に指定されており、同地域内における事業につきましては過疎債による財政的な支援も受けております。現行の過疎地域自立促進

特別措置法が平成22年3月末をもって失効となることから、去る6月16日に全国過疎連盟第105回理事会において、引き続き総合的な過疎対策を充実強化されるよう、新たな過疎対策法の制定に関する要望が全会一致で決定され、国会及び関係省庁へ要望活動が行われたところであります。

本市議会におきましても、昨年第3回定例会で過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書を採択し、関係省庁へ意見書を提出しましたが、再度、過疎地域の自立・活性化のため新たな立法措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

御賛同賜りますようお願いをいたします。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第6、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終了いたします。

日程第7 討論

議長（藤根圓六君） 日程第7、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（藤根圓六君） 日程第8、採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり採択しました。

日程第9 議員派遣について

議長（藤根圓六君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成20年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。

午前10時33分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 根 圓 六

3 番 議 員 杉 山 正 樹

15 番 議 員 村 瀬 伊 織